





に従つて事業の転換を円滑に行なえるよう、中小企業信用保険の特例その他金融、税制上の助成措置を講ずること。

第三は、国及び都道府県は、中小企業者の事業の転換措置とあわせて、中小企業の一そとの近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるようつとめること。

第四は、国は、事業の転換等に伴う中小企業の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあせん等を講ずるようつとめること。

第五は、国及び都道府県は、中小企業者が特恵供与による需給構造の変化に即応することができるように必要な指導及び助言を行なうこと。

第六は、国は、本法で定める特恵対策の措置と特恵供与の運用に関する措置とを、その関連に配意しつつ有効適切に講ずるようつとめること。

三月五日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、参考人から意見を聽取するなど、慎重に審議を重ね、三月二十三日質疑を終了いたしました。統いて本案に対し、米原昶君より日本共産党提案にかかる修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は少數をもつて否決され、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。た次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案にかかる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒松清十郎君) 起立多数。よって、本

案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 勤労者財産形成促進法案(内閣提出)

○副議長(荒松清十郎君) 日程第二、勤労者財産形成促進法案を議題といたします。

勤労者財産形成促進法案

右 国会に提出する。

昭和四十六年一月十三日  
内閣総理大臣 佐藤 栄作

勤労者財産形成促進法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)  
第二章 勤労者財産形成貯蓄(第六条—第八条)  
第三章 勤労者の持家建設の推進(第九条—第十三条)  
第四章 雑則(第十四条—第十七条)  
附則

第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 勤労者 職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。

二 貸金 貸金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、勤労の対償として事業主が勤労者に支払うすべてのものをいう。

三 持家 みずから居住するため所有する住宅

をいふ。

四 財産形成 預貯金の預入、金銭の信託及び有価証券の購入をすること並びに持家の取得をすることをいふ。

(国及び地方公共団体の施策)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の目的の達成に資するため、勤労者について、貯蓄の奨励及び持家の取得を促進するための施策を講ずるよう配慮しなければならない。

(勤労者財産形成政策基本方針)

第四条 労働大臣、大蔵大臣及び建設大臣(大蔵大臣にあつては勤労者(国家公務員及び地方公務員を除く。第六条から第九条までの規定を除き、以下同じ。)の貯蓄に係る部分に、建設大臣にあつては勤労者の持家の取得に係る部分に限るものとする。)は、勤労者の財産形成に関する施設の基本となるべき方針(以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。)を定めるものとする。

第五条 勤労者財産形成政策基本方針に定める事項は、勤労者の財産形成を促進するために講じようとする施設の基本となるべき事項とする。

第六条 この法律において、「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤劳者が銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)と締結した預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの(以下「預貯金等」という。)の預入、信託又は購入(以下「預入等」という。)に関する契約のうち、次の要件を満たすものをいう。

一 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等(一定の期限到来後に当該

契約に基づき預入等が行なわれた預貯金等又はそれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行なう場合における当該預入等(以下「継続預入等」という。)を除くものとし、当該契約が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十六条の承認を受けた証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたものである場合には、当該購入等(以下「継続預入等」という。)に係る金銭の払込みをするものである。

二 当該契約に基づく預貯金等については、その預入等が行なわれた日から一年間(当該契約が預貯金の預入に関する契約で、一定の積立期間及びすえ置期間を定め、かつ、最初の預入の日からえ置期間の満了の日までの間

はその払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間)は、その払出し又は譲渡(継続預入等で、政令で定める要件を満たすものをするた

めの払出し又は譲渡を除く。)をしないこと。

三 当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込

について、必要な要請ができる。

第二章 勤労者財産形成貯蓄

(勤労者財産形成貯蓄契約)

第六条 この法律において、「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)と締結した預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの(以下「預貯金等」という。)の預入、信託又は購入(以下「預入等」という。)に関する契約のうち、次の要件を満たすものをいう。

一 三年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく預入等(一定の期限到来後に当該

契約に基づき預入等が行なわれた預貯金等又はそれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の金融機関等に預貯金等の預入等を行なう場合における当該預入等(以下「継続預入等」という。)を除くものとし、当該契約が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十六条の承認を受けた証券会社と締結した有価証券の購入に関する契約で、当該購入のために金銭の預託をする旨を定めたものである場合には、当該購入等(以下「継続預入等」という。)に係る金銭の払込みをするものである。

二 当該契約に基づく預貯金等については、その預入等が行なわれた日から一年間(当該契約が預貯金の預入に関する契約で、一定の積立期間及びすえ置期間を定め、かつ、最初の預入の日からえ置期間の満了の日までの間

はその払出しをしない旨を定めたものである場合にあつては、当該最初の預入の日から三年間)は、その払出し又は譲渡(継続預入等で、政令で定める要件を満たすものをするた

めの払出し又は譲渡を除く。)をしないこと。

みは、当該勤労者と事業主で当該勤労者が当該契約を締結する際にその者を雇用しているものとの契約に基づき、当該事業主が、当該預入等に係る金額を当該勤労者に支払う賃金から控除し、その者に代わって行なうものである。

## (勤労者財産形成貯蓄契約についての事業主の協力等)

第七条 事業主は、その雇用する労働者が労働者財産形成貯蓄契約を締結し、もととする場合及びこれに基づいて預入等をする場合には、当該労働者に対し、必要な協力をするとともに、当該契約の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

## (課税の特例)

第八条 労働者が勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をした場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十一条)で定めるところにより、当該労働者に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。

## (第三章 勤労者の持家建設の推進)(雇用促進事業団の業務)

第九条 雇用促進事業団(以下「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 事業主又は事業主で組織された法人で政令で定めるもの(以下「事業主団体」という。)に対して、事業主にあつてはその雇用する労働者(国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員以外の労働者)のうち、勤労者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する労働者にその持家として分譲する住宅の建設(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのない部分に限る。)及び第二項の規定は、財産形成

いものの購入を含む。以下同じ。)のための資金(当該住宅の用に供する宅地の取得のための資金を含む。以下同じ。)の貸付けを行なうこと。

二 日本勤労者住宅協会に対し、勤労者の持家として分譲する住宅の建設のための資金の貸付けを行なうこと。

三 前項第一号の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行なわないものとする。

一 貸付けを受けようとする者(その者が事業主団体である場合には、その構成員であるすべての事業主)が、その雇用する労働者に代わつて勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行なつていること。

二 貸付けを受けようとする者(その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該住宅の分譲を受けようとする労働者を雇用する事業主)が、当該貸付けに係る資金により建設し、又は購入する住宅の分譲にあたつて、労働省令で定めるその分譲を受ける労働者の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

## (金融機関等への協力の要請)

第十一条 事業団は、前条第一項の貸付けに必要な資金を調達するため、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に対し、協力を求めることができる。

## (監督)

第十二条 勞働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、事業団に対し、第九条第一項の業務(以下「財産形成業務」という。)に関し監督上必要な命令をすることができる。

## (雇用促進事業団法の準用等)

第十三条 事業主は、勤労者の持家の取得を効果的に推進するため、互いに協力するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、国及び地方公共団体は、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を与えるものとする。

## (第四章 雜則)

## (勤労者財産形成審議会)

第十四条 労働省に、勤労者財産形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他の労働者の財産形成に関する重要事項を調查審議するほか、これらに因し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

## (勤労者財産形成審議会の運営)

3 審議会は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

4 この法律に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(公務員等に關する特例等)

第十五条 国又は地方公共団体は、國家公務員又は地方公務員で、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条第一項又は船員法(昭和二十二年法律第一百号)第五十三条第一項の規定は、適用しない。

2 第二項において準用する雇用促進事業団法第十九条の二第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、第一項において準用する同法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、財産形成業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、前条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

3 第二項において準用する雇用促進事業団法第十九条の二第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、第一項において準用する同法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、財産形成業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、前条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

2 国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員(労働者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結していた者で、政令で定めるものに限る。)にその持家として分譲する住宅の建設及び分譲の業務その他これに附帯する業務は、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第三条に規定する地方公務員共済組合若しくは同法第二十七条に規定する市町村職員共済組合連合会若しくは都市職員共済組合連合会又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)第三条に規定する共済組合(以下「共済組合等」という。)が、これらの法律で定めるところにより行なうことができる。

3 第十条の規定は、共済組合等が前項の規定による住宅の建設のための資金を調達する場合について準用する。

4 内閣総理大臣又は自治大臣は、国家公務員又は地方公務員の財産形成について、第四条の規定に基づき定められる労働者財産形成政策基本方針の趣旨が生かされるように配慮しなければならないものとする。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法の適用を受ける船員に関する規定は、第四条第一項並びに第三項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第五条並びに次条第一項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）中「労働者財産形成審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

(調査等)

第十七条 労働大臣は、労働者財産形成政策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

2 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働者財産形成貯蓄契約に基づき預入等をしている労働者を雇用する事業主に対し、当該契約の締結及びこれに基づく預入等の状況その他必要な事項について報告を求めることができ

る。

## 附 則

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

第二条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のよう改正する。

第三条 第二十三号の八の次に次の一号を加える。

二十三の九 勞働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）に基づいて、労働者財産形成基本方針（労働者の持家の取得に係る部分に限る。）を定めること。

第四条第七項中「及び第二十号」を「から第二十四号まで」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)  
第三条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四号）の一部を次のよう改正する。

第四条第七項中「及び第二十号」を「から第十四号まで」に改める。

第四条第四十一号の次に次の「一号を加える。  
四十一の二 勞働者の貯蓄に係る労働者財産形成政策基本方針を定めること。  
第十二条第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の「一号を加える。  
十五 勞働者の貯蓄に係る労働者財産形成政策基本方針を定めること。  
（運輸省設置法の一部改正）  
第四条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のよう改正する。  
第四条第一項中第二十四号の五を第二十四号の六とし、第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二の次に次の「一号を加える。  
二十四の三 船員に係る労働者財産形成政策基本方針を定めること。  
第五条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十一号）の一部を次のよう改正する。  
「勤労青年少年福祉法」を「勤労青年少年福祉法」に改め、「（昭和四十五年法律第九十八号）」の下に「及び労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）」を加える。  
第五十七条中「及び勤労青年少年福祉法」を「勤労青年少年福祉法」に改め、「（昭和四十五年法律第九十八号）」の下に「及び労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）」を加える。  
第五条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十一号）の一部を次のよう改正する。  
「港湾労働法」を「港湾労働法」に改め、「（昭和四十年法律第百二十号）」の下に「又は労働者財産形成促進法（昭和四十年法律第百二十号）」を加え、同条中第三十二号の十一を第三十二号の十二とし、第三十二号の五から第三十二号の十までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の四の次に次の「一号を加える。  
三十二の五 勞働者財産形成促進法に基づいて、労働者財産形成基本方針を定めること。  
第六条第一項第十一号の四中「及び港湾労働法」を「港湾労働法」に、「の施行」を「及び労働者財産形成促進法（昭和四十年法律第八十九号）」の一部を次のよう改正する。  
別表第一第二十号の二の次に次の「一号を加える。  
二十の三 勞働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第 号）  
六年法律第 号）  
（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律の一部改正）

の規定に限る。)の施行」に改める。

第八条第一項第九号の次に次の「一号を加える。

九の二 勞働者財産形成政策基本方針を定めること。

「勤労者財産形成促進法」を加え、同条第三項中「第九号」の下に「及び第九号の二」を加え、「及び家内労働法」を「家内労働法」に、「の施行」を「及び労働者財産形成促進法の施行」に改める。

第八条第一項第十四号中「家内労働法」の下に「勤労者財産形成促進法に応じ、勤労者財産形成に係る審議會」の下に「及び第九号」の下に「及び第九号の二」を加え、「及び家内労働法」に、「の施行」を「及び労働者財産形成促進法の施行」に改める。

第十三条第一項の表中中央最低賃金審議會の項の次に次のよう加える。

「勤労者財産形成に応じ、勤労者財産形成審議會」の下に「及び労働者財産形成促進法の施行」を「及び労働者財産形成促進法の施行」に改める。

第九条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の改正規定中「別表第一中」の下に「第二十号の三を第二十号の四とし、」を加える。

第四十二条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一中」の下に「第二十号の三を第二十号の四とし、」を加える。

○副議長（荒船清十郎君） 委員長の報告を求める。社会労働委員長倉成正君。

第三に、雇用促進事業団は、事業主及び事業主で組織された法人並びに日本労働者住宅協会に対し、労働者分譲住宅の建設資金等の貸し付けを行なうこと。

第四に、労働省に、労働者財産形成政策基本方針その他の重要な事項を調査審議するため、労働者財産形成審議会を置くこと。

第五に、公務員等及び船員に関する特例について規定すること。

本案は、去る二月十九日本委員会に付託となり、三月二十三日の委員会において質疑を終了し、討論を行ない、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒船清十郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(荒船清十郎君) 日程第三、高等学校的定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。  
昭和四十六年一月四日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条中「百分の七」を「百分の十」に、

〔百分の五〕を「百分の八」に改める。

第七条中「百分の七」を「百分の十」に改める。

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行す

る。

#### 理由

高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長及び教員に対し支給する定時制通信教育手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八木徹雄君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八木徹雄君。

〔八木徹雄君登壇〕

○八木徹雄君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、国立の高等学校の校長及び教員に対し支給する定時制通信教育手当の支給率を俸給月額の百分の七から百分の十に、俸給の特別調整額を受ける校長等にあっては、百分の五以内から百分の八以内に、それぞれ引き上げること。

第二に、地方公共団体が、公立の高等学校の校長及び教員にこの手当を支給するに要する経費に対する国の補助については、国立学校の校長及び教員の手当の率と同様に引き上げた率に基づいて行なうこと。

第三に、この法律は、昭和四十六年四月一日から施行すること。

本案は、二月四日当委員会に付託となり、二月十七日提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審

査されたのであります。その詳細は会議録に

よつて御承知を願いたいと存します。

かくて、三月二十四日、質疑を終了、討論に入り、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めま

す。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本院において継続審査をした右の案は本院にお

いて修正議決した。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

日程第四 建設業法の一部を改正する法律案  
(第六十二回国会、内閣提出)(參議院送付)

○副議長(荒船清十郎君) 日程第四、建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

一部を改正する法律案(第六十三回国会内閣提出衆議院送付)

○副議長(荒船清十郎君) 日程第四、建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

建設業法の一部を改正する法律案(第六十三回国会内閣提出衆議院送付)

○副議長(荒船清十郎君) 日程第四、建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

建設業法の一部を改正する法律案(第六十三回国会内閣提出衆議院送付)

○副議長(荒船清十郎君) 日程第四、建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

建設業法の一部を改正する法律案(第六十三回国会内閣提出衆議院送付)

○副議長(荒船清十郎君) 日程第四、建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

参議院議長 重宗 雄三

(小字及び一は修正)

第一条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 第二条第一項中「別表に掲げるものをいい、その種類は、同表に掲げるものはか、土木一式工事及び建築一式工事とする」を「別表の上欄に掲げるものといふ」に改め、同条第二項中「総合、専門、元請、下請その他いがなる名義をもつてするを

問わざ」を「元請、下請その他のいがなる名義をもつてするを

問わざ」に改め、同条第三項中「第八条の規定による登録」を「第三条第一項の許可」に改め、同条に次の二項を加える。

4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

5 この法律において「発注者」とは、建設工事

(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者

をいい、「元請負人」とは、下請契約における

注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

第二条の次に次の章名及び節名を附する。



七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち、第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第四号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により營業を禁止される以前から、建設業者であつた者を除く）のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうち、第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第四号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により營業を禁止される以前から、建設業者である當該個人の政令で定める使用者であつた者を除く。）のあ

（許可換えの場合における従前の許可の効力）

第九条 許可に係る建設業者が許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き許可を受けた建設業者を営もうとする場合において、第三条第一項の規定により建設大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の建設大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

第十一条 及び第十二条を削る。

第十三条第一項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第六条各号」を「第五条第一号から第二十九条まで及び第六号」に、「遅滞なく」を「二週間以内に」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第七条第一号」を「第六条第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第七条第一号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項

中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第五条第一項各号の」を「第七条第一号又はロ」に、「その役員若しくは使用者のいずれでもなくなつた場合若しくは同項第三号」を「法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなった場合は同号ロ」に、

第十四条 この節に規定するもののほか、許可の申請に關し必要な事項は、建設省令で定める。

（許可の基準）

第十五条 建設大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

（準用規定）

第十六条 特定建設業の許可を受けた者では、その者が発注者から直接請け負つた建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約

二 その下請契約を締結することにより、その下請契約に係る下請代金の額が、一件

で、第三条第一項第二号の政令で定める金額とし、同条の次に次の一条及び一節を加える。

（下請契約の締結の制限）

第十七条 第五条、第六条及び第八条から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」といふ。）について準用する。この場合において、

第六条第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第七条第一号及び第十五条第二号」と、第八条第二号及び第五号中「二年」とあるのは「三年」と読み替えるものとする。

第二章の二を削る。

第三章中第十八条の前に次の節名を附する。

第一節 通則

第十九条中「左の各号」を「次に」に、「書面によ

り明らかにしなければならない」を「書面に記載

し、署名又は記名押印をして相互に交付しなけれ

ばならない」に改め、同条第四号中「支払の定」を

「支払の定め」に改め、同条第五号中「工事中止」を

「工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一

部の中止」に、「損害の負担に関する定」を「工期の

変更、請負代金の額の変更（又は損害の負担及びそ

れらの額の算定方法に関する定め）に改め、同条第六号中「因る損害の負担に関する定」を「よる工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め」に改め、同条第七号中「基く」を「基づく」

に改め、同項を同条第五項とし、同条を第十

一条とする。

（登録免許税及び許可手数料）

第十一条 許可を受けようとする者は、次に掲げる

（登録免許税及び許可手数料）

第十一条 許可を受けようとする者は、次に掲げる

（登録免許税及び許可手数料）

第十一条

第十一条</



同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした建設大臣又は都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、すみやかに、その旨を通報しなければならない。

第二十五条の九第一項中「、第二十五条の十五第二項に規定するもののほか」を削り、「登録」を「許可」に改め、同条第二項中「登録」を「許可」に改め、同項に次の二号を加える。

三 当事者の双方が許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

四 前項第三号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合のほか、当事者の一方のみが許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

第二十五条の十五第二項を削る。

第二十五条の十九を次のように改める。

第二十五条の十九 削除

第二十六条の見出しを「(主任技術者の設置等)」

に改め、同条第二項中「建設業者は、」を削り、「主任技術者の設置等」に改め、同条第二項中「建設業者は、」の下に「前二項の規定により置かなければならぬ主任技術者は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならぬ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「建設業者は、」の下に「その請け負つた」を加え、「第五条第二項各号の一」を「当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハ」に、「於ける」を「おける」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第三条第一項第二号の政令で定める金額

以上になる場合には、前項の規定にかかる

ロ又はハに該当し、かつ、第十五条第二号イ又はロに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの

(以下「監理技術者」という。)を置かなければならぬ。

第二十六条の次に次の二条を加える。

第二十六条の二 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式

工事以外の建設工事(第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。)を施工するときは、当該建設工事に關し第七条第二号

イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、

当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない

こと。

第二十六条の二を次のように改める。

六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と

同項第六号を次のように改める。

七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されてゐる営業の範囲に係る下請契約を締結したと

き。

第二十七条の三第二項中「注文者」を「発注者」に

改める。

第二十八条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」

に改め、同条第二項第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

二 第八条第一号又は第五号から第八号まで規定する要件を欠くに至つた場合

(第十七条において準用する場合を含む。)の

いすれかに該当するに至つた場合

二 第八条第一号の次に次の二号を加える。

二の二 第九条各号(第十七条において準用する場合を含む。)の二に該当する場合において

一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。

第二十九条第一項第三号中「登録」を「許可」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第十二条各号(第十七条において準用する場合を含む。)の二に該当するに至つた場合

め、「従わないとき」の下に「又は建設業を営む者が前項各号の一に該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないとき」を加え、「当該建設業者」を「その者」に、「六月以内」を「一年以内」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号の一に該当する場合においては、当該建設業を営む者に対する指示をすることができる。

一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあるとき。

二 請負契約に關し著しく不誠実な行為をしたとき。

三 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

二 第八条第一号又は第五号から第八号まで規定する要件を欠くに至つた場合

(第十七条において準用する場合を含む。)の

いすれかに該当するに至つた場合

二 第八条第一号の次に次の二号を加える。

二の二 第九条各号(第十七条において準用する場合を含む。)の二に該当する場合において

一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。

第二十九条第一項第三号中「登録」を「許可」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第十二条各号(第十七条において準用する場合を含む。)の二に該当するに至つた場合

め、「従わないとき」の下に「又は建設業を営む者が前項各号の一に該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないとき」を加え、「当該建設業者」を「その者」に、「六月以内」を「一年以内」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号の一に該当する場合においては、当該建設業を営む者に対する指示をすることができる。

一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれがあるとき。

二 請負契約に關し著しく不誠実な行為をしたとき。

三 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七条第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

二 第八条第一号又は第五号から第八号まで規定する要件を欠くに至つた場合

(第十七条において準用する場合を含む。)の

いすれかに該当するに至つた場合

二 第八条第一号の次に次の二号を加える。

二の二 第九条各号(第十七条において準用する場合を含む。)の二に該当する場合において

一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。

定による登録」を「第三条第一項の許可(同条第三項の許可の更新を含む。)」に改め、同条第六号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項を削る。

第二十九条の二中「登録」を「許可」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(許可の取消し等の場合における建設工事の措置)

第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失つた場合には当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十八条第三項の規定により営業の停止を命ぜられた場合又は前二条の規定により建設業の許可を取り消された場合にあつては当該处分を受けた者又はその一般承継人は、許可がその効力を失つた後又は当該処分を受けた前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる。この場合において、これららの者は、許可がその効力を失つた後又は当該処分を受けた後、二週間以内に、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

2 特定建設業者であつた者又はその一般承継人若しくは特定建設業者の一般承継人が前項の規定により建設工事を施工する場合においては、第十六条の規定は適用しない。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施工の差止めを命ずることができること。

4 第一項の規定により建設工事を施工する者で建設業者であつたもの又はその一般承継人は、当該建設工事を完成する目的の範囲内においては、建設業者とみなす。

5 建設工事の注文者は、第一項の規定により通知を受けた日又は同項に規定する許可がその効力を失つたこと、若しくは処分があつたことを知つた日から三十日以内に限り、その建設工事

の許可の更新を含む。)」に改め、同条第六号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項を削る。

第二十九条の二中「登録」を「許可」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(許可の取消し等の場合における建設工事の措置)

第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失つた場合には当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十八条第三項の規定により営業の停止を命ぜられた場合又は前二条の規定により建設業の許可を取り消された場合にあつては当該処分を受けた者又はその一般承継人は、許可がその効力を失つた後又は当該処分を受けた前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる。この場合において、これららの者は、許可がその効力を失つた後又は当該処分を受けた後、二週間以内に、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

2 特定建設業者であつた者又はその一般承継人若しくは特定建設業者の一般承継人が前項の規定により建設工事を施工する場合においては、第十六条の規定は適用しない。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施工の差止めを命ずることができる。

(請負契約を解除することができる。  
(営業の禁止)

第二十九条の四 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に對して第二十八条第三項の規定により営業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはその役員又はその他の使用者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者(当該処分の日前六十日以内においてその役員又はその他の使用者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者である者を含む。次項において同じ。)に對して、個人であるときはその者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者(当該処分の日前六十日以内においてその政令で定める使用者であつた者を含む。次項において同じ。)に對して、当該停止を命ずる範囲の営業について、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること(当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員によることを含む。)を禁止しなければならない。

第二十九条を「第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条又は第二十九条の四第一項若しくは第二項に、『当該建設業者』を『当該処分をして、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること(当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員によることを含む。)を禁止しなければならない。』に、『但し』を『ただし』に、『行わない』を『行わない』に改め、同条第二項を削る。

第二十九条第一項中「第十一條第一項(第十三条第一項第二号、第二十八条第一項若しくは第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は

第三十二条第一項中「建設大臣の登録を受けた者を除く。)」を削る。

第三十二条第一項中「建設大臣の登録を受けた者を除く。」を削る。

第二十九条第一項から第三項まで、第二十九条又は第二十九条の四第一項若しくは第二項に、『当該建設業者』を『当該処分をして、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること(当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員によることを含む。)を禁止しなければならない。』に、『但し』を『ただし』に、『行わない』を『行わない』に改め、同条第二項を削る。

第二十九条第一項中「第十七條の二第一項又は第十七條の七の規定により称することができる名称』を「許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別」に改める。

第四十条中「第十七條の二第一項又は第十七條の七の規定により称することができる名称』を「許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別」に改める。

第四十条の二から第四十二条までを次のように改める。

(表示の制限)

第四十条の二 建設業を営む者は、当該建設業にかかるべきことを禁止しなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の六の届出のあつた建設業者団体に対し、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行なうことがで

む者に第二十八条第二項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業を営む者が当該建設工事を施工している地を管轄する都道府県知事に對し、その事実を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

第二十九条の四 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に對して第二十八条第三項の規定により営業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはその役員又はその他の使用者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者(当該処分の日前六十日以内において同じ。)に對して、個人であるときはその者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者(当該処分の日前六十日以内においてその政令で定める使用者であつた者を含む。次項において同じ。)に對して、当該停止を命ずる範囲の営業について、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること(当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員によることを含む。)を禁止しなければならない。

第二十九条第一項から第三項まで、第二十九条又は第二十九条の四第一項若しくは第二項に、『当該建設業者』を『当該処分をして、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること(当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員によることを含む。)を禁止しなければならない。』に、『但し』を『ただし』に、『行わない』を『行わない』に改め、同条第二項を削る。

第二十九条第一項中「第十七條の二第一項又は第十七條の七の規定により称することができる名称』を「許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別」に改める。

第四十条中「第十七條の二第一項又は第十七條の七の規定により称することができる名称』を「許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別」に改める。

第四十二条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事實があり、その事實が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に對し、同法の規定に従い適切な措置を講ずることを勧告することができる。

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事實があり、その事實が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に對し、同法の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 建設大臣又は都道府県知事は、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第一條に規定する中小企業者をいう。)において同じ。)である下請負人と下請契約を締結した元請負人に對して、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。

## 二の二 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者

第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に對しその取引に関する報告をさせ、又は書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により職員が立ち入ることは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

中小企業庁長官は、第一項の規定による報告又は検査の結果中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

中小企業庁長官は、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、当該元請負人につき第三条第一項の許可をした建設大臣又は都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

第四十五条第一項中「左の」を「次の」に、「一年以下」を「三年以下」に、「十万円以下」を「三十万円以下」に改め、同項第一号中「第十条」を「第三条第一項」に、「登録」を「許可」に改め、同号の次に次の一号を加える。

（一）第十六条の規定に違反して下請契約を締結した者

第四十五条第一項第二号中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

（二）第十四条の規定に違反した者

第四十五条第一項第二号中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二の二 第二十九条の四第一項の規定による營業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者

第四十五条第一項第三号中「基いて」を「基づいて」に、「第八条第一項の規定による登録」を「第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）」に改める。

号中「第六条の規定」を「第五条第十七条において準用する場合を含む。」の規定に、「登録申請書」を「許可申請書」に、「第七条の規定」を「第六条（第六項の規定）を「第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第三号中「第十三条第六項の規定」を「第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

号中「第六条の規定」を「第五条第十七条において準用する場合を含む。」の規定に、「登録申請書」を「許可申請書」に、「第七条の規定」を「第六条（第六項の規定）を「第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第三号中「第十三条第一項又は第三項から第五項までの規定」を「第十一条第一項から第四項まで（第十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第三号中「第十三条第六項の規定」を「第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第三号から第三号までを次のよう改める。

（一）第十六条第一項から第三項までの規定による主任技術者又は監理技術者を置かなければならぬ。

（二）第二十六条の二の規定に違反した者

（三）第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつた者

（四）第十七条第四号及び第五号中「第三十一条第一項」の下に「又は第四十二条の二第一項」を加える。

（五）第四十九条中「左の」を「次の」に改め、同号中「第十四条の規定」を「第十二条（第十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第三号の次に次の二号を加える。

（六）第四十条の二の規定に違反した者

別表

消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）に改める。

号中「第六条の規定」を「第五条第十七条において準用する場合を含む。」の規定に、「登録申請書」を「許可申請書」に、「第七条の規定」を「第六条（第六項の規定）を「第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第三号中「第十三条第六項の規定」を「第十一条第五項（第十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第三号から第三号までを次のよう改める。

（一）この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。（経過措置）

（二）この法律の施行の際現にこの法律による改正後の建設業法（以下「新法」という。）第一条第一項及び第二項の規定により新たに建設業となる事業を営んでいた者は、この法律の施行の日から六十日間は、新法第三条第一項の許可（以下「新法の許可」という。）を受けないでも、引き続き当該建設業を営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

（三）前項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けなかつた場合においては、その者は、新法第三条第一項の規定にかかるらず、当該期間内に新法の許可の申請をしてその期間が経過する際まで申請に対し許可をするかどうかの処分がされないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から六十日を経過するまでの間に締結した請負契約に係る建設工事に限り、施工することができます。

（四）この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建設業法（以下「旧法」という。）の規定により登録を受けて建設業を営んでいた者（新法第三条第一項ただし書の規定により、新法の許可を受けないで建設業を営むことができる者に該当するものを除く。）は、この法律の施行の日から二年間は、新法の許可を受けないでも引き続き当該登録（その更新を含む。）を受けている限

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
石工事	石工事業
リート工事・コンクリート工事・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業

り、旧法第二条第一項に規定する建設工事に係る建設業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

5 前項の場合において、同項の登録を受けて建設業を営んでいる者の営む旧法第二条第一項に規定する建設工事については、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

6 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者は、同項前段に規定する期間内においても新法の許可を受けることができるものとし、その者がその期間内に新法の許可を受けたときは、その者に係る前項の規定により

その例によるものとされる旧法第八条第一項の規定による登録は、その効力を失う。

7 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により新法の許可を申請した者が新法第七条第三号及び第四号に掲げる基準に適合しているかどうかを審査する場合には、その者の建設業についての実績を配慮しなければならない。

8 新法第二条第四項及び第五項、第三章(第二十四条の五及び第二十四条の六を除く。)並びに第三章の二の規定(第二十五条の十三第三項の規定に係る罰則を含む。)は、附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者についても、適用する。この場合においては、その引き続き建設業を営む者が新法の建設業者とみなすものとし、新法第二十五条の九第一項及び第二項中「許可」とあるのは、「登録」とする。

9 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けた場合においては、その者は、当該許可を受ける前に締結した請負契約に係る旧法第一条第一項に規定する建設工事を

施工することができる。

10 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けなかつた場合において、当該期間内に新法の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に対し許可をするかどうかの処分ができるときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から二年を経過するまでの間に締結した請負契約があるときは、当該請負契約に係る建設工事の施工に関しては、そ

の者につき当該処分がある日又は当該期間が経過する日において附則第五項の規定によりその例によるものとされる旧法第十五条第一項の規定による登録の抹消があつたものとみなし、なお従前の例による。

11 この法律の施行の際旧法第二十五条の十九第一項の規定による異議の申出がされている事件の処理については、なお従前の例による。

12 新法の許可を受けた建設業者が、旧法の建設業者であつた間に旧法第二十八条第一項に規定する場合に該当した場合における当該建設業者に対する処分及び注文者に対する勧告について

は、新法第二十八条规定する相当の場合に該当したものとみなして、新法第二十八条及び第二十九条の規定を適用する。この場合において、新法第二十八条第一項中「一年以内」とあるのは、「六月以内」とする。

13 旧法第二十九条第一項第五号又は第六号に該当した場合における同項の規定による登録の取消しは、新法第八条(第十七条规定する場合を含む。)の規定の適用については、新法第二十九条第五号又は第六号に該当した場合に係る同項の許可

する罰則の適用については、なお従前の例によ

(登録免許税法の一部改正)

15 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)

の一部を次のよう改正する。

5 建設業法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十五号)附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者で建設大臣の登録を受けているものが、同項前段

附則第八条に次の一項を加える。

六 建設業法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)附則第四項の規定によ

り引き続き建設業を営むことができる者で建設大臣の登録を受けているものが、同項前段

に規定する期間内に同法による改正後の建設業法第五条(同法第十七条において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をし、当該申請に係る同法第二条第一項の建設大臣の許可を受ける場合における当該許可に係る

登録免許税の課税標準及び税率は、建設業法の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法第九条の規定にかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

四十四 建設業者の登録			
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項(建設業の許可)の建設大臣がする建設業(同法別表の下欄に掲げる建設業をいう。以下この号において同じ。)の許可(許可の更新及び次の区分ごとに他の建設業についてすでに建設大臣の許可がされている場合における許可を除くものとし、二以上の建設業について同時に建設大臣の許可がされる場合には、次に区分ごとにこれらの許可を一つの許可とみなす。)	登録件数	登録件数 万円	
〔建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可〕	一件につき五万円	一件につき五万円	

に改める。

建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	許可件数 万円
〔建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可〕	一件につき五万円	一件につき五万円

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事正示啓次郎君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〔正示啓次郎君登壇〕

○正示啓次郎君　ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

右

一月十三日

海洋科学技術センター法案

六  
四



(総理府令への委任)  
第三十二条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関する必要な事項は、総理府令で定める。

### 第六章 監督

#### (報告及び検査)

第三十三条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十四条 科学技術庁長官は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、センターの業務又は会計が法令若しくはこれに基づく科学技術庁長官の处分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、センターに対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員の解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置とするべき旨を命ずることができ。2 科学技術庁長官は、センターが前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

### 第七章 補則

#### (出資者原簿)

第三十五条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。  
2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 出資の引受け及び出資金の払込み又は出資

### の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日

### 三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることがある。

#### (解散)

第三十六条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣等との協議)

第三十七条 内閣総理大臣は、第三十二条の規定による総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 科学技術庁長官は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十三条第二項、第二十一条第一項、第二十六条又は第三十条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可を

しようとするとき。

2 第二十七条第一項又は第三十一条の規定による承認をしようとするとき。

3 科学技術庁長官は、次の場合には、関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 第二十三第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十六条の規定による認可(事業計画に係る部分に限る)をしようとするとき。

3 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十六条の規定による認可(事業計画に

しようとするとき)。

3 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十条 第七条第二項の規定に違反した者は、登記することを怠つたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して務を行なつたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

#### 附 则

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海洋科学技術センターという文字を用いている者については、第七条第二項の規定は、この法律

の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは「センターの成立後遅滞なく」とする。

### 理由

海洋の開発の重要性にかんがみ、海洋の開発の促進に資するため、海洋科学技術センターを設立し、海洋科学技術に関する総合的試験研究、共用試験研究施設の供用、研修等海洋科学技術の向上を図るために必要な業務を行なわせる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清一郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員会理事近江巳記夫君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○近江巳記夫君 ただいま議題となりました海洋

### (法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のよう改正する。

別表第二第一号の表中開拓融資保証協会の項

の次に次のように加える。

海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第百二十号)

和四十六年法律第一号

〔地方税法の一部改正〕

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一一部を次のよう改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「農業機械化研究所」の下に「海洋科学技術センター」を加える。

第八条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のよう改正する。

第七条の二に次の一号を加える。

八 海洋科学技術センターに関すること。

〔科学技術庁設置法の一部改正〕

第五条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のよう改正する。

別表第一第一号の表中外埠頭公團の項の次に次のように加える。

○副議長(荒松清一郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員会理事近江巳記夫君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕



却の率を二分の一に引き上げることともに、公害防  
止事業者負担金について、一時に損金算入を認め  
る制度を設けることいたしておられます。

第二に、海外投資損失準備金の対象地域の拡大  
及び出資要件の緩和をはかるとともに、石油開発  
投資損失準備金制度を資源開発投資損失準備金制  
度に改め、その適用対象の拡大、積立率の引き上  
げ等を行なうこといたしておられます。

第三に、新たに元本百万円を限度とする勤労者  
財産形成貯蓄非課税制度を設けるとともに、少額  
国債の非課税限度を元本百万円に引き上げるほ  
か、住宅貯蓄控除制度の税額控除の限度額を二万  
円に引き上げることいたしておられます。

第四に、青色事業者について、青色事業主特別  
経費準備金制度を創設することとし、毎年の事業  
所得の五%相当額、最高十万円を限度として、こ  
の準備金に繰り入れた金額を必要経費に算入する  
ことを認めることがいたしておられます。

また、特惠関税の供与に伴い、事業を転換する  
中小企業者について、償却の特例制度を創設する  
こといたしておられます。

第五に、輸出税制について、次のようない縮減合  
理化をはかった上、その適用期限を延長すること  
といたしておられます。

第六に、輸出割増償却制度については、輸出  
貢献企業に対する特別割増を廃止することともに、  
割増償却率を輸出比率の八〇%に引き下げるこ  
といたしておられます。

また、海外市场開拓準備金については、輸出貢  
献企業の特別割増を廃止する一方、中小企業の負  
担を緩和するため、積立率を五割程度引き上げる  
こといたしておられます。

さらに、技術等海外取引所得の特別控除制度に  
ついては、工業所有権の譲渡等を除き、所得控除  
率を二分の一に縮減することいたしております。

以上のほか、交際費課税の強化をはかるため、  
損金不算入割合を七〇%に引き上げて適用期限を

延長する等、既存の措置の改廃、延長等を行なう  
こといたしております。

以上の各案につきましては、参考人を招いて意  
見を聴取する等、慎重審査を行なったが、そ  
の詳細は速記録に譲ることいたします。

かくて、二十四日質疑を終了し、三案を一括し  
て討論に入りましたところ、自由民主党を代表し  
て木村武千代君は賛成の旨を、日本社会党を代表  
して佐藤觀樹君、公明党を代表して松尾正吉君、  
そして小林政子君は、それぞれ反対の旨を述べられ  
ました。

次いで、採決いたしましたところ、それぞれ起  
立多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

なお、以上の三案につきましては、今後におい  
ても、所得税負担の軽減合理化、租税特別措置の  
整備合理化等に努力すべきこと等、四項目にわた  
る自民、社会、公明、民社の四党共同提案にか  
る附帯決議を全会一致をもつて付することに決し  
ました。

終わりに、塩業の整備及び近代化の促進に關す  
る臨時措置法案について申し上げます。

この法律案は、最近における製塩技術の著しい  
進展にかんがみ、塩の製造方法を、塩田方式のも  
のかライオン交換膜の利用によるものへ転換する  
ことを基本として、その近代化を促進するため、  
おおむね次のような措置を講じようとするもので  
あります。

〔阿部助哉君登壇〕

○阿部助哉君 私は、日本社会党、公明党及び民  
社党を代表して、ただいま議題となりました所得  
税法、法人税法及び租税特別措置法、これら三法  
の一部改正案に対し、反対討論を行ないます。

自民党政府が、池田内閣から佐藤内閣の今日に  
至る十四年間にわたり、意識的推進してき  
た、いわゆる高度経済成長政策、われわれのこと  
ばに言い直すなら、独占資本の野蛮な強蓄積のた  
めの政策は、勤労階級と資産階級の間の貧富の差  
を非常な勢いで拡大いたしました。それは、政府  
が、巨大資本の利潤の増大と高蓄積ということを  
最高の政治目標とし、あらゆる施策をあげてこの  
目標を追い求めたからにはなりません。

財政、金融面において、この点、はなはだ顕著  
いたしております。

第二に、塩の収納価格を段階的に引き下げ、昭  
和五十年の始まる時期において、輸入塩価格の水  
準とすることを日途とし、あらかじめ、各年度の  
収納価格の基準となるべき合理化目標価格を明示  
するとともに、昭和四十七年以降、引き続いて塩  
を製造しようとする者は、事業近代化計画書を提  
出しなければならないこととし、計画書の内容が  
一定の基準に適合していない等の場合には、製造  
企業として存続するための要件をきびしく規制す  
ることにより、塩の価格の国際水準へのさや寄せ  
をはかけることいたしております。

以上のほか、当分の間、食卓塩等の特定の塩に  
限り、生産、元売り業者間における直接取引の道  
を開くとともに、専売公社は、収納すべき塩の製  
造数量を割り当てることができるることとするな  
ど、所要の措置を講ずることいたしております。  
本案につきましては、審査の結果、本二十五日  
質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、  
多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 四案中、日程第六ない  
し第八の三案につき討論の通告があります。これ  
を許します。阿部助哉君。

〔阿部助哉君登壇〕

○阿部助哉君 私は、日本社会党、公明党及び民  
社党を代表して、ただいま議題となりました所得  
税法、法人税法及び租税特別措置法、これら三法  
の一部改正案に対し、反対討論を行ないます。

金、貸し倒れ引当金、賞与引当金、価格変動準備  
金、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、

が、巨大資本の利潤の増大と高蓄積ということを  
最高の政治目標とし、あらゆる施策をあげてこの  
目標を追い求めたからにはなりません。

財政、金融面において、この点、はなはだ顕著  
いたしております。

第二に、塩の収納価格を段階的に引き下げ、昭  
和五十年の始まる時期において、輸入塩価格の水  
準とすることを日途とし、あらかじめ、各年度の  
収納価格の基準となるべき合理化目標価格を明示  
するとともに、昭和四十七年以降、引き続いて塩  
を製造しようとする者は、事業近代化計画書を提  
出しなければならないこととし、計画書の内容が  
一定の基準に適合していない等の場合には、製造  
企業として存続するための要件をきびしく規制す  
ることにより、塩の価格の国際水準へのさや寄せ  
をはかけることいたしております。

以上のほか、当分の間、食卓塩等の特定の塩に  
限り、生産、元売り業者間における直接取引の道  
を開くとともに、専売公社は、収納すべき塩の製  
造数量を割り当てることができるることとするな  
ど、所要の措置を講ずることいたしております。  
本案につきましては、審査の結果、本二十五日  
質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、  
多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 四案中、日程第六ない  
し第八の三案につき討論の通告があります。これ  
を許します。阿部助哉君。

〔阿部助哉君登壇〕

○阿部助哉君 私は、日本社会党、公明党及び民  
社党を代表して、ただいま議題となりました所得  
税法、法人税法及び租税特別措置法、これら三法  
の一部改正案に対し、反対討論を行ないます。

わざかこの六項目だけで実に三兆八千十五億円で、四十四年度財政投融資三兆七百七十億円をはるかに上回るばく大な金が、大企業中心に社内留保され、いまや巨大な資金のプールを形成していく。しかも、このインフレのもとにおいては、はく大な利益をもたらすものであります。これでは、企業の国際競争力が強いといふ以上に、税制の国際競争力が強いといふほかないのであります。

勤労階級は、安い賃金にあえぎ、重税を課せられ、その上、物価上昇による追加収奪といった残酷きわまる状態に苦しんでおり、住宅はほしい不時の災厄に備えようとあって、わざかの貯蓄を行なう。ところが、物価上昇によって時々刻刻勤労者が失うものは、ことごとく巨大独占資本の利潤として吸い上げられているではありませんか。

私は、この際、勤労低所得層に対しても、生活費課税から解放し、不当、不公平な資産家、独占資本優遇措置をやめ、税体系を公平、民主的に改めることを要求して、政府案に対する反対討論といたします。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) これにて討論は終局いたしました。

まず、日程第六ないし第八の三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よって、三案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、塩業の整備及び近代化的促進に関する臨時措置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○「賛成者起立」  
○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)  
○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなはち、この際、内閣提出、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求めて、その審議を進められることを望みます。

○副議長(荒船清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

○「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案」  
右 国会に提出する。

昭和四十六年二月二十四日  
内閣総理大臣 佐藤 栄作

第一項に規定する公害をいふ。  
この法律において「公害防止計画」とは、公害対策基本法第十九条第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画をいふ。

3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいふ。

1 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第一条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの

イ 下水道法第二条第三号に規定する都市下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業

ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業(汚でいその他の公害の原因となる物質のたま積を排除する目的をあわせて有して実施されるものに限る。)

ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業(イに掲げるものを除く。)

二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業

四 公立の義務教育諸学校(小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいふ。)の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するため実施されるもの

五 汚でいその他の公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において

基本法(昭和四十二年法律第二百三十二号)第二条

第一項に規定する公害をいふ。

この法律において「公害防止計画」とは、公害対策基本法第十九条第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画をいふ。

3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいふ。

1 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第一条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの

イ 下水道法第二条第三号に規定する都市下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業

ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業(汚でいその他の公害の原因となる物質のたま積を排除する目的をあわせて有して実施されるものに限る。)

二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

三 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業

四 公立の義務教育諸学校(小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいふ。)の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するため実施されるもの

五 汚でいその他の公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において

て実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定められた土地改良事業

七 公害の状況は把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の事業)

九 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業(政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。)に係る経費について、他の法令の規定にかかるわらず、国は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を譲り受けた場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する國の負担割合についても、同様とする。

2 前項の場合において、公害防止対策事業に係る経費につき適用される他の法令の規定による国との負担割合が別表に定める国との負担割合をこえるときは、当該公害防止対策事業に係る経費に対する國の負担割合については、同項の規定にかかるわらず、当該他の法令の定めるところによる。

3 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から第七号までに掲げるものの中、自治大臣が主務大臣及び環境庁

(政令への委任)

長官と協議して指定するものに係る経費に対する國の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置及び改築の事業に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 前条第一項に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公害防止事業団等についてのこの法律の適用)

第六条 公害防止事業団が政府の補助を受けて公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第四号の規定に基づき公害防止計画において定められた第二条第三項第二号に掲げる事業を行なう場合における当該事業に係る経費に対する政府の補助は、同号に掲げる事業に係る経費に対する國の負担割合の例により算定するものとする。

2 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。

第七条 公害防止対策事業に係る経費の一部を公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定により事業者に負担させる場合におけることは、その全額を支拂いとする場合におけるこれらの事業に係る國の負担又は補助の額の算定の基礎となる額の算定、第三条の規定により國が負担又は補助することとなる額の算定及び交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則  
(施行期日等)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項の規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 この法律は、昭和五十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに定められた公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第三項の規定により同日までに自治大臣が指定した公害防止対策事業については、なおその効力を有する。

(適用)

第一条 第三条(別表を含む。)の規定は、昭和四十六年度分の事業として実施される公害防止対策事業に係る國の負担金又は補助金(以下「補助負担金」という。)から適用し、昭和四十五年度分の事業で翌年度に繰り越したものに係る國の補助負担金については、なお従前の例による。

(昭和四十六年度の特例)

第三条 昭和四十六年度に限り、同年度分の事業として実施される公害防止対策事業に係る國の

補助負担金につき第三条の規定により算定した額ととなる場合(同条の規定により新たに交付されたこととなる場合を含む。)には、当該公害防止対策事業に係る事務を所掌する各省各局の長

条第一項に規定する各省各局の長をいう。)は、そのこととなる部分の額(新たに交付されることとなる場合にあつては、その全額)を昭和四十七年度に交付するものとする。

第四条 地方交付税法の一部改正  
(地方交付税法の一部改正)

附則中第二十五項を第二十七項とし、第二十

四項の次に次の二項を加える。

25 当分の間、地方団体に対しても交付すべき地

方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	基礎	表示単位	単位費用
公害防止事業費 業負担金	公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 五百〇〇〇〇	円 銭	

26 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

第六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条 第十二条第一項第十三号の六の次に次の二号を加える。

十三条の七 公害の防止に関する事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十九条を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 公害の防止に関する事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

第十三条第二号に次のように加える。

十九 漁港淨化施設 公害の防止のための導水施設その他の淨化施設

第四条中「國の財政上の特別措置に関する法律(昭和二十二年法律第三十四号)第二十

六二〇

## (港湾法の一部改正)

第八条 港湾法の一部を次のように改正する。

第二条第五項中第九号を第八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九 港湾浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設

第二条第七項中「復旧する工事」の下に「及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚いでいその他の公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なるもの」を加える。

## (港湾整備緊急措置法の一部改正)

第九条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「除く。」の下に「及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚いでいその他の公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なるもの」を加える。

## 別表

事業の区分	国の負担割合
第一条第三項第一号の下水道の設置又は改築の事業	二分の一
第二条第三項第二号の綠地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業	二分の一
第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業	二分の一
第二条第三項第四号の公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業	二分の一以上三分の二以内の範囲で
第二条第三項第五号のしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業	二分の一
第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業	二分の一以上三分の二以内の範囲で
第二条第三項第七号の監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業	二分の一
第二条第三項第八号の政令で定める事業	政令で定める割合

理由  
公害の防止に関する施策の一層の推進を図るために、公害の防止に関する事業に係る経費に対する國の負担又は補助の割合の特例を定める等国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔菅太郎君登壇〕

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めま

す。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、本法の適用地域及び対象事業範囲の拡大、地方公

止に関する事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。

本案は、公害対策の推進に関する國の財政責任を明瞭化し、もって公害防止対策の一そらの推進をかるため、公害防止計画が作成された地域を主たる適用地域として、公害防止対策事業に対する国庫補助の負担割合をおおむね二分の一とすること、その他公害の防止のための事業にかかる地方債については、資金事情の許す限り、政府資

金を充てるようにすること等、特別な配慮をすること、及びその元利償還金を地方交付税基準財政需要額へ算入すること等、國の財政上の特別措置を定めようとするものであります。

なお、本法は、昭和五十五年度までの十年間の時限法とされております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を明瞭化し、もって公害防止対策の一そらの推進をかるため、公害防止計画が作成された地域を主たる適用地域として、公害防止対策事業に対する国庫補助の負担割合をおおむね二分の一とすること、その他公害の防止のための事業にかかる地方債については、資金事情の許す限り、政府資

金を充てるようにすること等、特別な配慮をすること、及びその元利償還金を地方交付税基準財政需要額へ算入すること等、國の財政上の特別措置を定めようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒船清十郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を明瞭化し、もって公害防止対策の一そらの推進をかるため、公害防止計画が作成された地域を主たる適用地域として、公害防止対策事業に対する国庫補助の負担割合をおおむね二分の一とすること、その他公害の防止のための事業にかかる地方債については、資金事情の許す限り、政府資

金を充てるようにすること等、特別な配慮をすること、及びその元利償還金を地方交付税基準財政需要額へ算入すること等、國の財政上の特別措置を定めようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

報 (号外)

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第一二〇

卷之三

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

最低賃金決定制度の創設に関する条約（第二十  
六号）の締結について承認を求めるの件、開発途  
上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する  
条約（第百三十一号）の締結について承認を求める  
の件、国際労働機関の総会がその第三十二回ま  
での会期において採択した諸条約の一部改正で条  
約の運用に関する報告の国際労働機関の理事会に  
よる作成に関する規定の統一を目的とするものに  
關する条約（第百十六号）の締結について承認を求  
めるの件、右三件を一括して議題といたします。

最低賃金決定制度の創設に関する条約（第十六号）の締結について承認を求めるの件

卷之三

內閣整理大臣  
主纂 卷三

最低賃金決定制度の創設に関する条約（第二十  
六号）の締結について承認を求めるの件  
最低賃金決定制度の創設に関する条約（第二十  
六号）の締結について、日本国憲法第七十三条规定  
三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め  
る。

理由

この条約は、若干の産業において使用される労働者のための最低賃金決定制度の創設及び維持並びに最低賃金決定制度に関する諸原則について規

十一号(一) 最低賃金決定制度の創設に關する条約(第二十六号)の締結について承認を求める件外二件	第三条 1 この条約を批准する各加盟国は、最低賃金決定制度の性質及び形態並びにその運用方法を決定する自由を有する。
第二条 1 この条約を批准する各加盟国は、関係のある産業又は産業の部分に労働者団体及び使用者団体が存在する場合にはそれらの団体と協議したうえ、いずれの産業又は産業の部分について、特にいすれの家内労働の産業又は家内労働の産業の部分について前条の最低賃金決定制度を適用するかを決	2 もつとも、次のことを条件とする。 1 (1) 産業又はその部分について最低賃金決定制度を適用するに先立ち、関係のある使用者及び労働者の代表者(使用者団体及び労働者団体が存在する場合には、それらの団体の代表者を含む)並びに職業上又は職務上特に責任あるその他の者で権限のある機関が協議することを適當と認めるものは、協議を受け
第一条 1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、労働機関憲章の規定に従い、国際労働機関の加盟国によつて批准されるため、次の条約(引用に際しては、「千九百二十八年の最低賃金決定制度条約」と称することができる。)を千九百二十八年六月十六日に採択する。	2 (2) 関係のある使用者及び労働者は、国内法令で定める方法により、国内法令で定める程度において最低賃金決定制度の運用に参与する。もつとも、その使用者と労働者とは、いかなる場合にも、等しい人数で、かつ、平等の条件下によつて参与するものとする。 3 決定された最低賃金率は、関係のある使用者及び労働者を拘束するものとし、個人的契約により、又は権限のある機関の一般的若しくは個別許可を受ける場合を除くほか労働協約により、引き下げることができない。
第二条 2 この条約の適用上、「産業」とは、製造業、商業等をいふ。	4 第四条 1 この条約を批准する各加盟国は、関係のある使用者及び労働者が現行の最低賃金率を知らざること並びにその最低賃金率が適用されることにこれよりも低い率で賃金が支払われないとを確保するため、監督及び制裁の制度によつて必要な措置をとる。
この条約を批准する各加盟国は、関係のある産業又は産業の部分に労働者団体及び使用者団体が存在する場合にはそれらの団体と協議したうえ、いずれの産業又は産業の部分について、特にいすれの家内労働の産業又は家内労働の産業の部分について前条の最低賃金決定制度を適用するかを決する自由を有する。	2 最低賃金率の適用を受ける労働者でその率よりも低い率で賃金の支払を受けたものは、国内法令で定める期間、裁判上その他の法定の手続によつて当該不足額の支払を受ける権利を有す。
第五条 この条約を批准する各加盟国は、最低賃金決定	3 第五条 この条約を批准する各加盟国は、最低賃金決定

十六号)の締結について承認を求めるの件外二件  
定制度の性質及び形態並びにその運用方法を決定する自由を有する。

(1) もつとも、次のことを条件とする。

(2) 産業又はその部分について最低賃金決定制度を適用するに先だち、関係のある使用者及び労働者の代表者(使用者団体及び労働者団体が存在する場合には、それらの団体の代表者を含む。)並びに職業上又は職務上特に適任であるその他の者で権限のある機関が協議することを適當と認めるものは、協議を受ける。

(3) 関係のある使用者及び労働者は、国内法令で定める方法により、国内法令で定める程度において最低賃金決定制度の運用に参与する。もつとも、その使用者と労働者とは、いかなる場合にも、等しい人數で、かつ、平等の条件下によつて参与するものとする。

(4) 決定された最低賃金率は、関係のある使用者及び労働者を拘束するものとし、個人的契約により、又は権限のある機関の一般的若しくは個別的許可を受ける場合を除くほか労働協約により、引き下げることができない。

第四条

この条約を批准する各加盟国は、関係のある使用者及び労働者が現行の最低賃金率を知られること並びにその最低賃金率が適用される場合にこれよりも低い率で賃金が支払われないとを確保するため、監督及び制裁の制度によつて必要な措置をとる。

最低賃金率の適用を受ける労働者でその率よりも低い率で賃金の支払を受けたものは、国内法令で定める期間、裁判上その他の法定の手続によつて当該不足額の支払を受ける権利を有する。

制度が適用されている産業又は産業の部分の表を含み、かつ、同制度の適用の方法及び結果を記載した一般的説明書を毎年国際労働事務局に送付する。この説明書には、また、同制度の適用を受けた労働者の概数、決定された最低賃金率及び最低賃金率に関する定められた比較的重要なその他の条件が存在する場合にはその条件につき、その概要を記載する。

### 第六条

国際労働機関憲章に定める条件によるこの条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

### 第七条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

### 第八条

国際労働事務局長は、国際労働機関の二の加盟国の批准が国際労働事務局に登録されたときは、その旨を直ちにすべての加盟国に通告する。事務局長は、また、他の加盟国からその後通知を受けた批准の登録をすべての加盟国に通告する。

### 第九条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、国際労働事務局に登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した各加盟国で、1に定める十年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、さらに五年間拘束を受けるものとし、その後は、五年

## 官報(号外)

の期間が満了することに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

## 第十一条

国際労働機関の理事会は、少なくとも十年に一回、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の改正又は修正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

## 第十二条

この条約のフランス語及び英語による本文は、とともに正文とする。

以上は、千九百四十六年の最終条項改正条約によつて修正された千九百二十八年の最低賃金決定制度条約の真正な本文である。

この条約の原本は、総會議長カルロス・サーザードラ・ラマス及び国際労働事務局長アルベルト・トーマの署名により千九百二十八年六月二十日に認証された。

この条約は、千九百三十年六月十四日に最初に効力を生じた。

以上の証拠として、私は、千九百四十六年の最終条項改正条約第六条の規定に従い、修正されたこの条約の原本二通を署名により千九百四十八年四月三十日に認証した。

国際労働事務局長  
エドワード・フィーラン

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約(第百三十一号)の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

昭和四十六年二月二十六日  
内閣總理大臣 佐藤 栄作

内閣總理大臣 佐藤 栄作

期が来たことを考慮し、前記の会期の議事日程の第五議題である開発途上にある国を特に考慮した最低賃金決定制度及び関連問題に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次条の条約(引用に際しては、「千九百七十年の最低賃金決定条約」と称することができる。)を千九百七十年六月二十二日に採択する。

素には、国内慣行及び国内事情との関連において可能かつ適当である限り、次のものを含む。  
(a) 労働者及びその家族の必要であつて国内の賃金の一般的水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的な生活水準を考慮に入れたもの。

(b) 経済的要素(經濟開発上の要請、生産性の水準並びに高水準の雇用を達成し及び維持することの望ましさを含む)。

## 第四条

## 第一条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、雇用条件に照らし対象とすることが適当である賃金労働者のすべての集団について適用される最低賃金制度を設置することを約束する。

2 各国の権限のある機関は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはそれらの団体と合意して又はそれらの団体と十分に協議したうえ、最低賃金制度の対象となる賃金労働者の集団を決定する。

3 この条約を批准する各加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に従つて提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、この条の規定の適用上最低賃金制度の対象とされない賃金労働者の集団をその対象とされない理由を付して列記するものとし、その後の報告において、その集団に関する自国の法律及び慣行の現況並びにこの条約がその集団につきどの程度に実施されているか又は実施されようとしているかを記述する。

## 第二条

## 3 最低賃金決定制度の性質上適當な場合には、次の者がその運用に直接参加するため、措置をとるものとする。

(a) 関係のある使用者団体及び労働者団体の代表者又は、それらの団体がない場合には、関係のある使用者及び労働者の代表者。もつとも、それらの代表者は、平等の立場で参加するものとする。

(b) 国の一貫的な利益を代表するために適任であると認められている者。もつとも、その者は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合において、これらの団体との協議が国内法及び国内慣行に適合するものであるときは、そのような協議が十分に行なわれたらえ任命されるものとする。

最低賃金に関するすべての規定が効果的に適用されることを確保するため、他の必要な措置によるべきことを規定する。

## 第五条



この条約の二通は、総会議長及び国際労働事務局長の署名によつて認証する。その一通は国際労働事務局に寄託し、他の一通は国際連合憲章第百二条の規定による登録のため国際連合事務総長に送付する。事務局長は、国際労働機関の各加盟国に対してもこの条約の認証原本を送付する。

#### 第四条

1 この条約の正式の批准は、国際労働事務局長に通知する。

2 この条約は、事務局長が国際労働機関の二つの加盟国の批准書を受領した日に効力を生じる。

3 国際労働事務局長は、この条約が効力を生じたとき、及びその後この条約の批准書を受領したときは、その旨を国際労働機関のすべての加盟国及び国際連合事務総長に通知する。

4 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、総会によりその第三十二回までの会期において採択されたいかなる条約に定める期間ごとに当該条約の運用に関する報告を総会に提出し及びその期間ごとに当該条約の全部又は一部の改正に関する問題の総会の議事日程への追加の可否を検討するという当該条約に基づく理事会の義務が、この条約の最初の効力発生の日から第一条に示す修正後の規定によつて改められることを、その批准によつて承認する。

#### 第五条

総会がその第三十二回までの会期において採択したいずれかの条約のいかなる規定にかかるらず、加盟国によるこの条約の批准は、当該条約の廃棄を当然に伴うものではなく、また、この条約の効力発生は、当該条約の将来の批准のための開放を終了させるものではない。

#### 第六条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、  
(2) 加盟国によるその改正条約の批准は、その

改正条約の効力発生を条件として、当然にこの条約の廢棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いざなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第七条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジエネーヴで開催された千九百六十一年六月二十九日に閉会を宣言されたその第四十五回会期において、正當に採択した条約の真正な本文である。

以上の証據として、われわれは、千九百六十一年六月三十日に署名した。

総会議長  
M・A・ラシッド  
国際労働事務局長  
デイヴィッド・A・モース

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員会理事青木正久君。

〔青木正久君登壇〕

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

○青木正久君 ただいま議題となりました三件についてきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、国際労働条約第二十六号について申し上げます。

本条約は、一九六一年に開催された国際労働機関の第四十五回総会において採択されたもので、すでに採択された諸条約の最終条項の一部を改正するものであります。前記諸条約の規定では、理事会は、条約の適用報告及び改正問題の検討を行なうことになつてお

関の第十一回総会において採択されたもので、一九三〇年に発効いたしております。

この条約は、締約国が、労働協約その他の方法により賃金を有効に規制する制度が存在していない若干の産業分野であつて、かつ、賃金が例外的に低い労働者のために、最低賃金決定制度を創設し、または維持すべきこと、並びに締約国は、最低賃金決定制度の性質、形態及び運用方法を自由に決定することができるが、制度の適用にあたっては関係労使等と協議すべきこと、制度の運用へされた最低賃金率は関係労使を拘束することを条件とするものであることなどの最低賃金決定制度に関する基本的原則について規定したものであります。

次に、国際労働条約第二百三十一号について申し上げます。

本条約は、一九七〇年に開催された国際労働機関の第五十五回総会において採択され、さきの国際労働条約第二十六号等を補足するものであります。ついで、一般的に適用されますが、開発途上にある国の大需要を特に考慮したものであります。

その内容は、締約国が雇用条件に照らし、対象とすることが適当である賃金労働者のすべての集團について適用される最低賃金制度を設置すべきこと、及び最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき要素並びに最低賃金決定制度に関する諸原則等について規定したものであります。

最後に、国際労働条約第二百三十六号について申し上げます。

この条約は、一九六一年に開催された国際労働機関の第四十五回総会において採択されたもので、すでに採択された諸条約の最終条項の一部を改正するものであります。前記諸条約の規定では、理事会は、条約の適用報告及び改正問題の検討を行なうことになつてお

りますが、これを理事会が必要と認めるときに行なうように改正するものであります。

以上三案件は、二月二十六日、本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を開き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承をお願いいたします。

かくて、三月二十五日、右三案件について質疑を終り、採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

国有農地等の売払いに関する特別措置法案(農林水産委員長提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

本条約は、農林水産委員長提出、国有農地等の売払いに関する特別措置法案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(荒船清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

国有農地等の売払いに関する特別措置法案を議題といたします。

右の議案を提出する。

昭和四十六年三月二十五日

提出者

農林水産委員長 草野一郎平

国有農地等の売払いに関する特別措置法  
(趣旨)

第一条 この法律は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第七十八条第一項の規定により農林大臣が管理する土地、立木、工作物又は権利について、同法第八十条の規定による売払い等に關し特例等を定めるものとする。

(土地等の売払いの対価)

第二条 農地法第八十条第二項の規定により土地、立木、工作物又は権利(以下「土地等」といふ。)を売り払う場合におけるその売払いの対価は、適正な価額によるものとし、政令で定めるところにより算出した額とする。

(延納の特約)

第三条 農林大臣は、農地法第八十条第二項の規定により土地等を売り払う場合において、その売払いを受けた者がその売払代金を一時に支払うことことが困難であると認めるときは、確実な担保を徵し、かつ、利息を附して、五年以内の延納の特約をすることができる。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十一条第二項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項但書」とあるのは、「国有農地等の売払いに関する特別措置法第三条第一項」と読み替えるものとする。

(公共用又は公用への転用の促進)

第四条 政府は、農地法第七十八条第一項の規定により農林大臣が管理する土地等につき次の各号に掲げる事由がある場合においては、当該土地等を公用又は公用に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供さることが確実であると認め置を講じなければならない。

一 その土地等が農地法第八十条第一項の規定により売り払うことができる土地等(同条第二項の規定により売り払うべき土地等を除く。)に該当する場合

二 その土地等が農地法第八十条第二項の規定により売り払うべき土地等に該当する場合

三 その土地等が農地法第八十条第二項の規定により売り払うべき土地等に該当する場合において

イ 買取前の所有者又はその一般承継人が當該土地等の買受けを希望しない旨を申し出た場合

ロ 当該土地等の売払いに関する通知又は公告があつた日から起算して三箇月以内に買取前の所有者又はその一般承継人が当該土地等の買受けの申込みをしない場合

ハ 地方公共団体が買取前の所有者又はその一般承継人と協議の上当該土地等の買受けを申し出た場合

一 地法第八十条第二項に基づく政令で定める場合に該当する場合

二 イからハまでに規定するもののほか、農地法第八十条第二項の規定による

一 当該土地等の譲渡が当該売払いを受けた日

の属する年又はその翌年に公用又は公用として政令で定めるものに供するためにされたものである場合においては、当該土地等の譲渡による譲渡所得(所得税法第三十三条第

一項に規定する譲渡所得をいう。次号において同じ。)は、租税特別措置法第三十二条第一

3 政府は、地方公共団体等が前項の買受けの申出をした場合において、特に、当該土地等が公用又は公用に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供さることが確実であると認めるとときは、買取前の所有者又はその一般承継人に對し、その者が当該土地等を譲渡しようとす

る場合には、これを地方公共団体等に優先的に譲渡すべき旨の申入れをすることができる。

二 その土地等が農地法第八十条第二項に該当する場合においては、当該土地等を取得した個人が譲渡する前に前項の土地等を譲渡した場合その他政令で定め

る場合に於ては、これを地方公共団体等に優先的に譲渡すべき旨の申入れをすることができる。

三 第一項第一号(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、同号の規定の適用を受けようとする者の同号の譲渡をした日の属する年分の確定申告書(所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。)に、第一項第一号の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡が同号の規定に該当する旨の大蔵省令で定める証明書の添附がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める証明書の提出があつた場合に限り、第一項第一号の規定を適用することができる。

項の規定に該当しないものとする。

二 当該土地等の譲渡が前号に規定する場合に該当しない場合においては、当該土地等の譲渡による譲渡所得は、租税特別措置法第三十二条第一項の規定に該当するものとする。

三 第一項第一号に掲げる贈与、相続又は遺贈により前項の土地等を取得した個人が当該土地等の譲渡をした場合その他政令で定め

る場合に於ては、これを地方公共団体等に優先的に譲渡すべき旨の申入れをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用)

2 この法律は、この法律の施行の日以後に農地法第八十条第二項の規定により売払いを受けた土地等について適用する。

(経過措置)

3 この法律による改正前の農地法第八十条第二項の規定による売払いに係る土地等で、政令で定めるところにより、この法律の施行の日前に地方公共団体等から当該土地等を公用又は公用地に供するための借受けの申込みが当該土地等を管理する農林大臣又は都道府県知事に対してなされ、かつ、この法律の施行の際に買収前の所有者又はその一般承継人に対する当該土地等の売払いの手続がなされつあるものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農地法の一部改正)

4 農地法の一部を次のように改正する。

第八十条第二項後段を削る。

理 由

國が買収した農地等であつて自作農の創設又は農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当

とするものを買収前の所有者等に売り払う場合における対価は適正な価額によることとするとともに、これらの農地等の公用又は公用への転用を促進するため行政上、税制上の措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長草野一郎君。

〔草野一郎君登壇〕

○草野一郎君 幸いに議題となりました農林水産委員長提出、国有農地等の売払いに関する特別措置法案について、提案の趣旨を申し上げます。

本案は、最近における社会経済の発展に伴い、

この問題につきましては、自由民主党、日本社

会党、公明党及び民社党の各党は、これらの国民

の確保に資するため、農林大臣が管理する農地等

について、公用又は公用への転用を積極的な活

用促進をはかるとともに、農地法第八十条第二項

の規定を改正して、当該売払いの価額が健全な社

会常識に合致するよう適正化する等、農地法第八

十条第二項の規定による買収前の所有者またはそ

の一般承継人に対し、売り払う場合における対価等に關し、特例等を定めたものであります。

農地法第八十条の運用に關しましては、本年一月二十日の最高裁判所の判決により、同条第一項に基づく不要地認定に関する同法施行令第十六条が、新たに生じた公用等の目的に供される場合

に限る等、限定的に規定しているのは、法の委任を越えた無効のものとされ、政府は、二月十三日、施行令第十六条の認定の範囲を、自作農の創設または土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことが相当である土地等にまで拡大した改正を行ない、施行したのであります。

政府のこの政令の改正を契機として、政府が売り払いの義務を負う農地法第八十条第二項の買取前の所有者への売り戻しについての価額については、これを適正な価額によるべきであるとする批判と、その売り払いの対象となる農地等について、これを公用又は公用への転用の促進をはかるべきであるとする要望が、国民各層より起つてきたことは、すでに御承知のとおりであります。

また、右以外の場合でも、旧所有者等に農地等を売り払うべきであるといふたてまえのもとに置いて、当該農地等につき、政府は公用または公用への転用を促進するような措置を講すべき旨を定めたことであります。

すなわち、政府は、地方公共団体等が農地等を公用を転用を促進するため、買い受けの申出をした場合においては、極力これらの用に供されよう行政指導を行なう等、適切な措置を講ずるようしなければならないこととするとともに、特に、公用または公用に供する緊急の必要性に、かつ、そのことが確実である場合においては、政府は、旧所有者等に対して、優先的にこれを譲渡すべき旨の申し入れをすることができるようにならなければならぬこととすることがあります。

第三に、譲渡所得の課税の特例につきましては、不要地認定した農地等の公用又は公用への活用に資するため、旧所有者等が売り払いを受けた農地等を転売した場合の譲渡所得の課税に關する租税特別措置法の適用につき、その売り払い代金の納付については、五年以内の長期の分

割払いを認めることとしたしました。

第二に、不要地認定した農地等の公用または公用への転用の促進についてであります。が、旧所有者等に売り払うべき農地等につき、特定の場合には、直接これを公用または公用へ転用し得る旨を法定したことであります。

転売した場合には、長期譲渡所得として軽減税率を適用することとし、それ以外の場合には、短期譲渡所得として課税することいたしました。

第四に、この法律は、公布の日から起算して三十日をとしない範囲内で政令で定める日から施行すること。

その他の事項として、すでに農地等の売り払いの措置が進行中の特定のものに限っては、従前の例によるものとすること、及び農地法第八十条第二項中の売り払い対価は、買取の対価によるとする規定を削除するものとすること等必要な規定を設けることいたしました。

以上が、この法律案の提案の趣旨及びそのおもな内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒船清十郎君) 起立多數。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

いたしました。

午後二時五十六分散会

## 号外 報官

### 出席国務大臣

外務大臣 愛知 摂一君	大蔵大臣 福田 起夫君	文部大臣 坂田 道太君	農林大臣 倉石 忠雄君	通商産業大臣 宮澤 喜一君	労働大臣 野原 正勝君	建設大臣 根本龍太郎君	自治大臣 秋田 大助君	國務大臣 西田 信一君
-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------	-------------	-------------

### 法律の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律	理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律	国民年金法等の一部を改正する法律	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律	選挙制度審議会設置法の一部を改正する法律	道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律	踏切道改良促進法の一部を改正する法律	裁判所職員定員法の一部を改正する法律
----------------	-------------------------	---------------------------------	------------------	----------------------------------	----------------------	---------------------------------	--------------------	--------------------

### (常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
---

### 法務委員

辭任 赤松 勇君	補欠 三木 喜夫君
----------	-----------

### 社会労働委員

辭任 森 喜朗君	補欠 稲村 利幸君
渡部 恒三君	小峯 柳多君
三木 喜夫君	赤松 勇君
稻村 利幸君	森 喜朗君
小峯 柳多君	渡部 恒三君

### 農林水産委員

辭任 森 喜朗君	補欠 日野 吉夫君
後藤 俊男君	足立 篤郎君
小峯 柳多君	森 喜朗君
渡部 恒三君	羽田 政君
稻村 利幸君	江藤 隆美君

### 農林水産委員

辭任 森 喜朗君	補欠 日野 吉夫君
後藤 俊男君	足立 篤郎君
小峯 柳多君	森 喜朗君
渡部 恒三君	羽田 政君
稻村 利幸君	江藤 隆美君

### 農林水産委員

特定期貨物税法の一部を改正する法律	特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法	中小企業信用保険法の一部を改正する法律	相続税法の一部を改正する法律	入場税法の一部を改正する法律	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律	日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等の一部を改正する法律	在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律
-------------------	-----------------------	---------------------	----------------	----------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------

羽田 政君	佐々木秀世君	中尾 栄一君	森下 元晴君	足立 篤郎君	江藤 隆美君	江藤 隆美君	森下 元晴君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

## 官 報 (号外)

松浦周太郎君	佐々木秀世君	委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
商工委員	商工委員	地方行政委員
辞任	補欠	林 百郎君
稲村 利幸君	羽田 政君	浦井 洋君
小峯 柳多君	別川悠紀夫君	林 百郎君
羽田 政君	別川悠紀夫君	百郎君
別川悠紀夫君	小峯 柳多君	地崎宇三郎君
運輸委員	辞任	渡部 恒三君
井岡 大治君	黒田 寿男君	中村 寅太君
通信委員	辞任	向山 一人君
園田 直君	佐々木秀世君	原田 憲君
佐々木秀世君	園田 直君	勝間田清一君
建設委員	辞任	島本 虎三君
浜田 幸一君	西銘 順治君	勝間田清一君
渡辺 武三君	吉田 之久君	鯨岡 兵輔君
西銘 順治君	浜田 幸一君	鯨岡 兵輔君
吉田 之久君	渡辺 武三君	鯨岡 兵輔君
予算委員	辞任	河野 密君
浜田 幸一君	吉田 之久君	鯨岡 兵輔君
渡辺 武三君	浜田 幸一君	鯨岡 兵輔君
決算委員	辞任	鯨岡 兵輔君
田中 武夫君	中澤 茂一君	鯨岡 兵輔君
決算委員	辞任	鯨岡 兵輔君
田中 武夫君	中澤 茂一君	鯨岡 兵輔君
一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任	補欠	大蔵委員
決算委員	辞任	浜田 元君
文教委員	辞任	中村 寅太君
地崎宇三郎君	吉田 実君	吉田 実君
吉田 実君	地崎宇三郎君	吉田 実君
社会労働委員	辞任	吉田 実君
小此木彦三郎君	村上信一郎君	吉田 実君
村上信一郎君	田村 元君	吉田 実君
中村 弘海君	中村 弘海君	吉田 実君
佐々木秀世君	佐々木秀世君	吉田 実君
地崎宇三郎君	地崎宇三郎君	吉田 実君
中山 利生君	中山 利生君	吉田 実君
中村 弘海君	中村 弘海君	吉田 実君
佐々木秀世君	佐々木秀世君	吉田 実君
地崎宇三郎君	地崎宇三郎君	吉田 実君
中山 利生君	中山 利生君	吉田 実君
決算委員	辞任	吉田 実君
林 百郎君	林 百郎君	吉田 実君
八百板 正君	八百板 正君	吉田 実君
浦井 洋君	浦井 洋君	吉田 実君
林 百郎君	林 百郎君	吉田 実君
松浦 利尚君	松浦 利尚君	吉田 実君
八百板 正君	八百板 正君	吉田 実君
農林水産委員	辞任	吉田 実君
江藤 隆美君	江藤 隆美君	吉田 実君
佐々木秀世君	佐々木秀世君	吉田 実君
足立 篤郎君	足立 篤郎君	吉田 実君
安田 貴六君	安田 貴六君	吉田 実君
江藤 隆美君	江藤 隆美君	吉田 実君
佐々木秀世君	佐々木秀世君	吉田 実君
佐々木秀世君	佐々木秀世君	吉田 実君
通信委員	辞任	吉田 実君
八百板 正君	八百板 正君	吉田 実君
松浦 利尚君	松浦 利尚君	吉田 実君
八百板 正君	八百板 正君	吉田 実君
建設委員	辞任	吉田 実君
稻村 利幸君	稻村 利幸君	吉田 実君
青木 正久君	青木 正久君	吉田 実君
一、去る二十三日、沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	(理事補欠選任)	一、去る二十三日、沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
(特別委員辞任及び補欠選任)	(理事補欠選任)	(理事補欠選任)
一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別	理事 中谷 鉄也君 (理事安井吉典君去る二十三日理事辞任につきその補欠)	理事 中谷 鉄也君 (理事安井吉典君去る二十三日理事辞任につきその補欠)
科学技術振興対策特別委員	辞任	辞任
稻村 利幸君	稻村 利幸君	稻村 利幸君
青木 正久君	青木 正久君	青木 正久君

森 喜朗君 塚原 俊郎君  
吉田 之久君 曾祢 益君

青木 正久君 稲村 利幸君

塚原 俊郎君 森 喜朗君

曾祢 益君 吉田 之久君

消防法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

アシアリオセニア郵便条約の締結について承認を求めるの件(条約第一三号)(參議院送付)

コントナーに関する通関条約の締結について承認を求めるの件

国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の締結について承認を求めるの件

は次のとおりである。

(議案提出)

一、今二十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国有農地等の売払いに関する特別措置法案(農林水産委員長提出)

一、昨二十四日、参議院から受領した条約は次のとおりである。

(条約受領)

一、昨二十四日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

一、昨二十四日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

建設業法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

(条約付託)

一、昨二十四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

(条約付託)

一、昨二十四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

(条約付託)

一、昨二十四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

(条約付託)

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員案(内閣提出第五二号)(參議院送付)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した本院提出案(内閣提出第六九号)(參議院送付)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)(參議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

一、昨二十四日、参議院から受領した内閣提出案(參議院送付)

視能訓練士法案

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案(内閣提出第八号)(參議院送付)

特殊土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

一、去る二十三日、参議院に送付した本院提出案(内閣提出第六九号)(參議院送付)

特種土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案(内閣提出第八号)(參議院送付)

特種土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

は次のとおりである。

(議案受領)

一、今二十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案(内閣提出第八号)(參議院送付)

特種土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

一、去る二十三日、参議院に送付した本院提出案(内閣提出第六九号)(參議院送付)

特種土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案(内閣提出第八号)(參議院送付)

特種土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

特種土じょう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

は次のとおりである。

求めるの件

て承認を求めるの件

(謫案通知書受領)

一、昨二十四日、參議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

**地方税法の一部を改正する法律案  
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案**

## の一部を改正する法律案

## 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

## 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

## の一部を改正する法律案

農地所有者等貸住宅建設融資利子補給臨時措

## 産炭地域振興臨時措置法等の一部を改正する法

## 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(一)

## 朗読を省略した議長の報告

案

## 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 相続税法の一部を改正する法律案

## 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等

### 総理府設置法の一部を改正する法律案

衆議院会議録第十四号中正調

昭和四十六年三月二十五日

衆議院會議錄第二十一号(一)

六四二

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物證可日



り、「による」とができる「を」「とする」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の合計額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

第九十条に次の二項を加える。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第九十六条第四号中「五万円」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 主たる所得者の配偶者 配偶者控除の額に相当する金額  
ロ イに掲げる者以外の者 第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額に相当する金額

第九十七条第二項中「十万円」を「基礎控除の額に相当する金額」に改める。  
第九十八条第四項第一号及び第三号中「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に改める。

除に、「小規模企業共済掛金」を「小規模企業共済等掛金」に改める。

第一百五条中「六月一日」を「五月十五日」に、「六月二日」を「五月十六日」に改める。  
第一百六条第一項中「六月一日」を「五月十五日」に、「同月十五日」を「その年六月十五日」に改める。

第一百八条中「十月一日」を「九月十五日」に、「十月二日」を「九月十六日」に改める。  
第一百九条第一項中「十月一日」を「九月十五日」に、「同月十五日」を「その年十月十五日」に改める。

第一百八条第一項中「十月一日」を「九月十五日」に、「十月二日」を「九月十六日」に改める。  
第一百九条第一項中「十月一日」を「九月十五日」に、「同月十五日」を「その年十月十五日」に改め同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項又は第二項の規定による還付金を第一

項の決定又は第二項の更正に係る年分の所得税定の適用を受けるに改め、同条第三項第一号中「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に、加算金(これららの規定)を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二百四条第一項第一号中「著作権」の下に「著作隣接権を含む。」を加える。

第二百二十五条第一項第一号中「支払をする者」

の下に「(外國政府、外國の地方公共団体、國際機関又は外國法人の発行する債券の利子で居住者は内国外人に對して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。)」を加える。

第二百三十三条中「五百万円」を「千万円」に改め、手続の下に「同項の規定による還付金(このに改める)」を加える。

五百六十一条第七号ロ中「並びに映画フィルムの上映権及びこれに準するものとして政令で定めるもの」を「及び著作隣接権その他これに準するもの」に改める。

五百六十一条第七号ロ中「並びに映画フィルムの上映権及びこれに準するものとして政令で定めるもの」を「及び著作隣接権その他これに準するもの」に改める。

五百六十一条第七号ロ中「並びに映画フィルムの上映権及びこれに準するものとして政令で定めるもの」を「及び著作隣接権その他これに準するもの」に改める。

五百六十一条第七号ロ中「並びに映画フィルムの上映権及びこれに準するものとして政令で定めるもの」を「及び著作隣接権その他これに準するもの」に改める。

4 第一項の規定による還付金を同項の確定申告書に係る年分の所得税で未納のものに充當する

場合に、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充當される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

第一百九条第二号ロ中「小規模企業共済掛金控除」を「小規模企業共済等掛金控除」に、「小規模企業共済掛金の額」を「小規模企業共済等掛金の額」に改める。

第一百九条第二号ロ中「小規模企業共済等掛金」を「小規模企業共済等掛金」に改める。

を加える。

六四四

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

## イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	以上	未 満	甲							乙	
			扶 养 親 族 等 の 数								
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		
円 32,000	円 32,000	円 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
33,000	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0	2,600	
34,000	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0	2,800	
35,000	35,000	310	0	0	0	0	0	0	0	2,900	
36,000	36,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
37,000	37,000	470	0	0	0	0	0	0	0	3,100	
37,000	38,000	550	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
38,000	39,000	630	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
39,000	40,000	710	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
40,000	41,000	790	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
41,000	42,000	870	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
42,000	43,000	950	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
43,000	44,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
44,000	45,000	1,110	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
45,000	46,000	1,190	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
46,000	47,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
47,000	48,000	1,350	0	0	0	0	0	0	0	4,500	
48,000	49,000	1,430	0	0	0	0	0	0	0	4,700	
49,000	50,000	1,510	0	0	0	0	0	0	0	4,900	
50,000	51,000	1,590	0	0	0	0	0	0	0	5,300	
51,000	52,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	5,400	
52,000	53,000	1,750	170	0	0	0	0	0	0	5,600	
53,000	54,000	1,830	250	0	0	0	0	0	0	5,800	
54,000	55,000	1,910	330	0	0	0	0	0	0	5,900	
55,000	56,000	1,990	410	0	0	0	0	0	0	6,100	
56,000	57,000	2,070	490	0	0	0	0	0	0	6,300	
57,000	58,000	2,150	570	0	0	0	0	0	0	6,500	
58,000	59,000	2,230	650	0	0	0	0	0	0	6,700	
59,000	60,000	2,310	730	0	0	0	0	0	0	6,900	
60,000	61,000	2,390	810	0	0	0	0	0	0	7,100	
61,000	62,000	2,470	890	0	0	0	0	0	0	7,300	
62,000	63,000	2,560	970	0	0	0	0	0	0	7,500	
63,000	64,000	2,660	1,050	0	0	0	0	0	0	7,700	
64,000	65,000	2,750	1,130	0	0	0	0	0	0	7,900	
65,000	66,000	2,850	1,210	120	0	0	0	0	0	8,100	
66,000	67,000	2,940	1,290	200	0	0	0	0	0	8,300	
67,000	68,000	3,040	1,370	280	0	0	0	0	0	8,500	
68,000	69,000	3,140	1,450	360	0	0	0	0	0	8,700	
69,000	70,000	3,230	1,530	440	0	0	0	0	0	9,000	
70,000	71,000	3,330	1,610	520	0	0	0	0	0	9,200	
71,000	72,000	3,420	1,690	600	0	0	0	0	0	9,500	
72,000	73,000	3,520	1,770	680	0	0	0	0	0	9,700	
73,000	74,000	3,620	1,850	760	0	0	0	0	0	9,900	
74,000	75,000	3,710	1,930	840	0	0	0	0	0	10,200	
75,000	76,000	3,810	2,010	920	0	0	0	0	0	10,400	
76,000	77,000	3,900	2,090	1,000	0	0	0	0	0	10,700	

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

イ甲 表  
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	以上	未満	甲									乙	
			扶養親族等の数										
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	税額	
77,000	78,000	4,000	2,170	1,080	0	0	0	0	0	0	0	10,900	
78,000	79,000	4,100	2,250	1,160	0	0	0	0	0	0	0	11,100	
79,000	80,000	4,190	2,330	1,240	160	0	0	0	0	0	0	11,400	
80,000	81,000	4,290	2,410	1,320	240	0	0	0	0	0	0	11,600	
81,000	82,000	4,380	2,490	1,400	320	0	0	0	0	0	0	11,800	
82,000	83,000	4,480	2,580	1,480	400	0	0	0	0	0	0	12,100	
83,000	84,000	4,580	2,680	1,560	480	0	0	0	0	0	0	12,400	
84,000	85,000	4,670	2,770	1,640	560	0	0	0	0	0	0	12,700	
85,000	86,000	4,770	2,870	1,720	640	0	0	0	0	0	0	13,000	
86,000	87,000	4,860	2,960	1,800	720	0	0	0	0	0	0	13,300	
87,000	88,000	4,960	3,060	1,880	800	0	0	0	0	0	0	13,500	
88,000	89,000	5,060	3,160	1,960	880	0	0	0	0	0	0	13,800	
89,000	90,000	5,150	3,250	2,040	960	0	0	0	0	0	0	14,100	
90,000	91,000	5,250	3,350	2,120	1,040	0	0	0	0	0	0	14,400	
91,000	92,000	5,340	3,440	2,200	1,120	0	0	0	0	0	0	14,700	
92,000	93,000	5,440	3,540	2,280	1,200	120	0	0	0	0	0	15,000	
93,000	94,000	5,540	3,640	2,360	1,280	200	0	0	0	0	0	15,300	
94,000	95,000	5,660	3,740	2,450	1,360	280	0	0	0	0	0	15,600	
95,000	96,000	5,780	3,840	2,540	1,450	370	0	0	0	0	0	15,800	
96,000	97,000	5,910	3,950	2,650	1,540	460	0	0	0	0	0	16,100	
97,000	98,000	6,040	4,060	2,760	1,630	550	0	0	0	0	0	16,400	
98,000	99,000	6,160	4,170	2,870	1,720	640	0	0	0	0	0	16,700	
99,000	101,000	6,350	4,330	3,030	1,860	770	0	0	0	0	0	17,000	
101,000	103,000	6,600	4,550	3,250	2,040	950	0	0	0	0	0	17,000円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円をこ える金額の46% に相当する金額 を加算した金額	
103,000	105,000	6,860	4,760	3,460	2,220	1,130	0	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	7,110	4,980	3,680	2,400	1,310	230	0	0	0	0	0	
107,000	109,000	7,360	5,190	3,890	2,590	1,490	410	0	0	0	0	0	
109,000	111,000	7,610	5,410	4,110	2,810	1,670	590	0	0	0	0	0	
111,000	113,000	7,860	5,650	4,330	3,030	1,850	770	0	0	0	0	0	
113,000	115,000	8,120	5,900	4,540	3,240	2,030	950	0	0	0	0	0	
115,000	117,000	8,370	6,150	4,760	3,460	2,210	1,130	0	0	0	0	0	
117,000	119,000	8,620	6,400	4,970	3,670	2,390	1,310	230	0	0	0	0	
119,000	121,000	8,870	6,650	5,190	3,890	2,590	1,490	410	0	0	0	0	
121,000	123,000	9,140	6,910	5,410	4,110	2,810	1,670	590	0	0	0	0	
123,000	125,000	9,430	7,160	5,640	4,320	3,020	1,850	770	0	0	0	0	
125,000	127,000	9,720	7,410	5,890	4,540	3,240	2,030	950	0	0	0	0	
127,000	129,000	10,010	7,660	6,150	4,750	3,450	2,210	1,130	0	0	0	0	
129,000	131,000	10,290	7,910	6,400	4,970	3,670	2,390	1,310	220	0	0	0	
131,000	133,000	10,580	8,170	6,650	5,190	3,890	2,590	1,490	400	0	0	0	
133,000	135,000	10,870	8,420	6,900	5,400	4,100	2,800	1,670	580	0	0	0	
135,000	137,000	11,160	8,670	7,150	5,640	4,320	3,020	1,850	760	0	0	0	
137,000	139,000	11,450	8,920	7,410	5,890	4,530	3,230	2,030	940	0	0	0	
139,000	141,000	11,730	9,200	7,660	6,140	4,750	3,450	2,210	1,120	0	0	0	
141,000	143,000	12,020	9,490	7,910	6,390	4,970	3,670	2,390	1,300	0	0	0	
143,000	145,000	12,310	9,780	8,160	6,650	5,180	3,880	2,580	1,480	0	0	0	
145,000	147,000	12,600	10,060	8,410	6,900	5,400	4,100	2,800	1,660	0	0	0	
147,000	149,000	12,890	10,350	8,670	7,150	5,630	4,310	3,010	1,840	0	0	0	
149,000	151,000	13,190	10,640	8,920	7,400	5,880	4,530	3,230	2,020	40,000円	40,000円に、そ の月の社会保険	40,000円	
151,000	153,000	13,520	10,930	9,190	7,650	6,140	4,750	3,450	2,200	2,380	2,380	0	
153,000	155,000	13,840	11,220	9,480	7,910	6,390	4,960	3,660	2,200	0	0	0	

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号

所得稅法の一部を改正する法律案

六四七

イ 甲 表  
(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税										
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	税額	
		155,000	157,000	14,170	11,500	9,770	8,160	6,640	5,180	3,880	2,580	
		157,000	159,000	14,490	11,790	10,060	8,410	6,890	5,390	4,090	2,790	
		159,000	161,000	14,810	12,080	10,350	8,660	7,140	5,630	4,310	3,010	
		161,000	163,000	15,140	12,370	10,630	8,910	7,400	5,880	4,530	3,230	
		163,000	165,000	15,460	12,660	10,920	9,190	7,650	6,130	4,740	3,440	
		165,000	167,000	15,790	12,940	11,210	9,480	7,900	6,380	4,960	3,660	
		167,000	169,000	16,110	13,260	11,500	9,760	8,150	6,640	5,170	3,870	
		169,000	171,000	16,430	13,580	11,790	10,050	8,400	6,890	5,390	4,090	
		171,000	173,000	16,760	13,910	12,070	10,340	8,660	7,140	5,620	4,310	
		173,000	175,000	17,080	14,230	12,360	10,630	8,910	7,390	5,870	4,520	
		175,000	177,000	17,410	14,560	12,650	10,920	9,180	7,640	6,130	4,740	
		177,000	179,000	17,770	14,890	12,940	11,210	9,480	7,900	6,380	4,960	
		179,000	181,000	18,170	15,230	13,280	11,510	9,780	8,170	6,650	5,180	
		181,000	183,000	18,570	15,570	13,620	11,820	10,080	8,430	6,910	5,410	
		183,000	185,000	18,970	15,910	13,960	12,120	10,390	8,700	7,180	5,660	
		185,000	187,000	19,370	16,250	14,300	12,420	10,690	8,960	7,450	5,930	
		187,000	189,000	19,770	16,600	14,650	12,730	11,000	9,260	7,710	6,200	
		189,000	191,000	20,170	16,940	14,990	13,040	11,300	9,570	7,980	6,460	
		191,000	193,000	20,570	17,280	15,330	13,380	11,600	9,870	8,240	6,730	
		193,000	195,000	20,970	17,640	15,670	13,720	11,910	10,170	8,510	6,990	
		195,000	197,000	21,370	18,040	16,010	14,060	12,210	10,480	8,780	7,260	
		197,000	199,000	21,760	18,440	16,360	14,400	12,520	10,780	9,050	7,530	
		199,000	201,000	22,160	18,840	16,700	14,750	12,820	11,090	9,350	7,790	
		201,000	204,000	22,660	19,340	17,120	15,170	13,220	11,470	9,730	8,120	
		204,000	207,000	23,260	19,940	17,660	15,690	13,740	11,920	10,190	8,520	
		207,000	210,000	23,860	20,530	18,260	16,200	14,250	12,380	10,640	8,920	
		210,000	213,000	24,460	21,130	18,860	16,710	14,760	12,830	11,100	9,370	
		213,000	216,000	25,060	21,730	19,460	17,230	15,280	13,330	11,560	9,820	
		216,000	219,000	25,650	22,330	20,050	17,780	15,790	13,840	12,010	10,280	
		219,000	222,000	26,250	22,930	20,650	18,380	16,300	14,350	12,470	10,740	
		222,000	225,000	26,940	23,530	21,250	18,980	16,820	14,870	12,920	11,190	
		225,000	228,000	27,620	24,130	21,850	19,570	17,330	15,380	13,430	11,650	
		228,000	231,000	28,310	24,720	22,450	20,170	17,900	15,890	13,940	12,100	
		231,000	234,000	28,990	25,320	23,050	20,770	18,500	16,400	14,450	12,560	
		234,000	237,000	29,670	25,920	23,650	21,370	19,100	16,920	14,970	13,020	
		237,000	240,000	30,360	26,560	24,240	21,970	19,690	17,430	15,480	13,530	
		240,000	243,000	31,040	27,240	24,840	22,570	20,290	18,020	15,990	14,040	
		243,000	246,000	31,730	27,930	25,440	23,170	20,890	18,620	16,510	14,560	
		246,000	249,000	32,410	28,610	26,040	23,760	21,490	19,210	17,020	15,070	
		249,000	252,000	33,090	29,290	26,690	24,360	22,090	19,810	17,540	15,580	
		252,000	255,000	33,780	29,980	27,380	24,960	22,690	20,410	18,140	16,090	
		255,000	258,000	34,460	30,660	28,060	25,560	23,280	21,010	18,730	16,610	
		258,000	261,000	35,150	31,350	28,750	26,160	23,880	21,610	19,330	17,120	
		261,000	264,000	35,830	32,030	29,430	26,830	24,480	22,210	19,930	17,660	
		264,000	267,000	36,550	32,710	30,110	27,510	25,080	22,810	20,530	18,250	
		267,000	270,000	37,320	33,400	30,800	28,200	25,680	23,400	21,130	18,850	
		270,000	273,000	38,090	34,080	31,480	28,880	26,280	24,000	21,730	19,450	
		273,000	276,000	38,860	34,770	32,170	29,570	26,970	24,600	22,330	20,050	
		276,000	279,000	39,620	35,450	32,850	30,250	27,650	25,200	22,920	20,650	
		279,000	282,000	40,390	36,130	33,530	30,930	28,330	25,800	23,520	21,250	

昭和四十六年三月二十五日

### 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表  
(四)

昭和四十六年三月二十五日  
衆議院会議録第二十一号(二)  
所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表  
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上未満	税額								税額	
730,000円	219,300	215,020	212,100	209,280	206,680	204,080	201,480	199,040	388,000	
730,000円をこえ890,000円に満たない金額	730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち730,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								388,000円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち730,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
890,000円	299,300	295,020	292,100	289,280	286,680	284,080	281,480	279,040		
890,000円をこえ1,730,000円に満たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
1,730,000円	761,300	757,020	754,100	751,280	748,680	746,080	743,480	741,040		
1,730,000円をこえる金額	1,730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,730,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									

扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じて、扶養親族等1人ごとに1,300円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
  - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
  - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
  - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額が、その求める税額である。
  - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,300円を控除した金額)が、その求める税額である。

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

六五〇

口乙表  
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税率						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,000円未満		0	0	0	0	0	0	0
45,000	46,000	110	0	0	0	0	0	0
46,000	47,000	190	0	0	0	0	0	0
47,000	48,000	270	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	350	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	430	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	510	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	590	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	670	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	750	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	830	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	910	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	990	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,070	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,150	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,230	140	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,310	220	0	0	0	0	0
61,000	62,000	1,390	300	0	0	0	0	0
62,000	63,000	1,470	380	0	0	0	0	0
63,000	64,000	1,550	460	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,630	540	0	0	0	0	0
65,000	66,000	1,710	620	0	0	0	0	0
66,000	67,000	1,790	700	0	0	0	0	0
67,000	68,000	1,870	780	0	0	0	0	0
68,000	69,000	1,950	860	0	0	0	0	0
69,000	70,000	2,030	940	0	0	0	0	0
70,000	71,000	2,110	1,020	0	0	0	0	0
71,000	72,000	2,190	1,100	0	0	0	0	0
72,000	73,000	2,270	1,180	100	0	0	0	0
73,000	74,000	2,350	1,260	180	0	0	0	0
74,000	75,000	2,430	1,340	260	0	0	0	0
75,000	76,000	2,510	1,420	340	0	0	0	0
76,000	77,000	2,600	1,500	420	0	0	0	0
77,000	78,000	2,700	1,580	500	0	0	0	0
78,000	79,000	2,800	1,660	580	0	0	0	0
79,000	80,000	2,890	1,740	660	0	0	0	0
80,000	81,000	2,990	1,820	740	0	0	0	0
81,000	82,000	3,080	1,900	820	0	0	0	0
82,000	83,000	3,180	1,980	900	0	0	0	0
83,000	84,000	3,280	2,060	980	0	0	0	0
84,000	85,000	3,370	2,140	1,060	0	0	0	0
85,000	86,000	3,470	2,220	1,140	0	0	0	0
86,000	87,000	3,560	2,300	1,220	140	0	0	0
87,000	88,000	3,660	2,380	1,300	220	0	0	0
88,000	89,000	3,760	2,460	1,380	300	0	0	0
89,000	90,000	3,850	2,550	1,460	380	0	0	0

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表  
(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
	円	円	円	円	円	円	円	円
90,000	91,000	3,950	2,650	1,540	460	0	0	0
91,000	92,000	4,040	2,740	1,620	540	0	0	0
92,000	93,000	4,140	2,840	1,700	620	0	0	0
93,000	94,000	4,240	2,940	1,780	700	0	0	0
94,000	95,000	4,340	3,040	1,860	780	0	0	0
95,000	96,000	4,440	3,140	1,950	870	0	0	0
96,000	97,000	4,550	3,250	2,040	960	0	0	0
97,000	98,000	4,660	3,360	2,130	1,050	0	0	0
98,000	99,000	4,770	3,470	2,220	1,140	0	0	0
99,000	101,000	4,930	3,630	2,360	1,270	190	0	0
101,000	103,000	5,150	3,850	2,550	1,450	370	0	0
103,000	105,000	5,360	4,060	2,760	1,630	550	0	0
105,000	107,000	5,590	4,280	2,980	1,810	730	0	0
107,000	109,000	5,840	4,490	3,190	1,990	910	0	0
109,000	111,000	6,090	4,710	3,410	2,170	1,090	0	0
111,000	113,000	6,350	4,930	3,630	2,350	1,270	190	0
113,000	115,000	6,600	5,140	3,840	2,540	1,450	370	0
115,000	117,000	6,850	5,360	4,060	2,760	1,630	550	0
117,000	119,000	7,100	5,590	4,270	2,970	1,810	730	0
119,000	121,000	7,350	5,840	4,490	3,190	1,990	910	0
121,000	123,000	7,610	6,090	4,710	3,410	2,170	1,090	0
123,000	125,000	7,860	6,340	4,920	3,620	2,350	1,270	180
125,000	127,000	8,110	6,590	5,140	3,840	2,540	1,450	360
127,000	129,000	8,360	6,850	5,350	4,050	2,750	1,630	540
129,000	131,000	8,610	7,100	5,580	4,270	2,970	1,810	720
131,000	133,000	8,870	7,350	5,830	4,490	3,190	1,990	900
133,000	135,000	9,140	7,600	6,090	4,700	3,400	2,170	1,080
135,000	137,000	9,420	7,850	6,340	4,920	3,620	2,350	1,260
137,000	139,000	9,710	8,110	6,590	5,130	3,830	2,530	1,440
139,000	141,000	10,000	8,360	6,840	5,350	4,050	2,750	1,620
141,000	143,000	10,290	8,610	7,090	5,580	4,270	2,970	1,800
143,000	145,000	10,580	8,860	7,350	5,830	4,480	3,180	1,980
145,000	147,000	10,860	9,130	7,600	6,080	4,700	3,400	2,160
147,000	149,000	11,150	9,420	7,850	6,330	4,910	3,610	2,340
149,000	151,000	11,440	9,710	8,100	6,580	5,130	3,830	2,530
151,000	153,000	11,730	9,990	8,350	6,840	5,350	4,050	2,750
153,000	155,000	12,020	10,280	8,610	7,090	5,570	4,260	2,960
155,000	157,000	12,300	10,570	8,860	7,340	5,820	4,480	3,180
157,000	159,000	12,590	10,860	9,120	7,590	6,080	4,690	3,390
159,000	161,000	12,880	11,150	9,410	7,840	6,330	4,910	3,610
161,000	163,000	13,190	11,430	9,700	8,100	6,580	5,130	3,830
163,000	165,000	13,510	11,720	9,990	8,350	6,830	5,340	4,040
165,000	167,000	13,840	12,010	10,280	8,600	7,080	5,570	4,260
167,000	169,000	14,160	12,300	10,560	8,850	7,340	5,820	4,470
169,000	171,000	14,480	12,590	10,850	9,120	7,590	6,070	4,690
171,000	173,000	14,810	12,870	11,140	9,410	7,840	6,320	4,910
173,000	175,000	15,130	13,180	11,430	9,700	8,090	6,570	5,120
175,000	177,000	15,460	13,510	11,720	9,980	8,340	6,830	5,340
177,000	179,000	15,790	13,840	12,010	10,280	8,600	7,080	5,570
179,000	181,000	16,130	14,180	12,310	10,580	8,870	7,350	5,830

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

口乙 表  
(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
181,000	183,000	16,470	14,520	12,620	10,880	9,150	7,610	6,100
183,000	185,000	16,810	14,860	12,920	11,190	9,450	7,880	6,360
185,000	187,000	17,150	15,200	13,250	11,490	9,760	8,150	6,630
187,000	189,000	17,500	15,550	13,590	11,800	10,060	8,410	6,900
189,000	191,000	17,890	15,890	13,940	12,100	10,370	8,680	7,160
191,000	193,000	18,290	16,230	14,280	12,400	10,670	8,940	7,430
193,000	195,000	18,690	16,570	14,620	12,710	10,970	9,240	7,690
195,000	197,000	19,090	16,910	14,960	13,010	11,280	9,540	7,960
197,000	199,000	19,490	17,260	15,300	13,350	11,580	9,850	8,230
199,000	201,000	19,890	17,610	15,650	13,700	11,890	10,150	8,490
201,000	204,000	20,390	18,110	16,070	14,120	12,270	10,530	8,820
204,000	207,000	20,990	18,710	16,590	14,640	12,720	10,990	9,260
207,000	210,000	21,580	19,310	17,100	15,150	13,200	11,440	9,710
210,000	213,000	22,180	19,910	17,630	15,660	13,710	11,900	10,170
213,000	216,000	22,780	20,510	18,230	16,180	14,230	12,360	10,620
216,000	219,000	23,380	21,100	18,830	16,690	14,740	12,810	11,080
219,000	222,000	23,980	21,700	19,430	17,200	15,250	13,300	11,540
222,000	225,000	24,580	22,300	20,030	17,750	15,770	13,820	11,990
225,000	228,000	25,180	22,900	20,620	18,350	16,280	14,330	12,450
228,000	231,000	25,770	23,500	21,220	18,950	16,790	14,840	12,900
231,000	234,000	26,390	24,100	21,820	19,550	17,300	15,350	13,400
234,000	237,000	27,070	24,700	22,420	20,150	17,870	15,870	13,920
237,000	240,000	27,760	25,290	23,020	20,740	18,470	16,380	14,430
240,000	243,000	28,440	25,890	23,620	21,340	19,070	16,890	14,940
243,000	246,000	29,130	26,530	24,220	21,940	19,670	17,410	15,460
246,000	249,000	29,810	27,210	24,810	22,540	20,260	17,990	15,970
249,000	252,000	30,490	27,890	25,410	23,140	20,860	18,590	16,480
252,000	255,000	31,180	28,580	26,010	23,740	21,460	19,190	16,990
255,000	258,000	31,860	29,260	26,660	24,330	22,060	19,780	17,510
258,000	261,000	32,550	29,950	27,350	24,930	22,660	20,380	18,110
261,000	264,000	33,230	30,630	28,030	25,530	23,260	20,980	18,710
264,000	267,000	33,910	31,310	28,710	26,130	23,860	21,580	19,300
267,000	270,000	34,600	32,000	29,400	26,800	24,450	22,180	19,900
270,000	273,000	35,280	32,680	30,080	27,480	25,050	22,780	20,500
273,000	276,000	35,970	33,370	30,770	28,170	25,650	23,380	21,100
276,000	279,000	36,700	34,050	31,450	28,850	26,250	23,970	21,700
279,000	282,000	37,470	34,730	32,130	29,530	26,930	24,570	22,300
282,000	285,000	38,240	35,420	32,820	30,220	27,620	25,170	22,900
285,000	288,000	39,010	36,100	33,500	30,900	28,300	25,770	23,490
288,000	291,000	39,780	36,850	34,190	31,590	28,980	26,380	24,090
291,000	294,000	40,550	37,620	34,870	32,270	29,670	27,070	24,690
294,000	297,000	41,320	38,390	35,550	32,950	30,350	27,750	25,290
297,000	300,000	42,090	39,160	36,240	33,640	31,040	28,440	25,890
300,000円		42,470	39,550	36,620	33,980	31,380	28,780	26,190
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000 円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

ロ乙 表  
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
310,000円	45,170	42,250	39,320	36,680	34,080	31,480	28,890
310,000円をこえ360,000円に満たない金額	310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
360,000円	60,170	57,250	54,320	51,680	49,080	46,480	43,890
360,000円をこえ390,000円に満たない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
390,000円	70,370	67,450	64,520	61,880	59,280	56,680	54,090
390,000円をこえ480,000円に満たない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
480,000円	104,570	101,650	98,720	96,080	93,480	90,880	88,290
480,000円をこえ560,000円に満たない金額	480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち480,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
560,000円	138,170	135,250	132,320	129,680	127,080	124,480	121,890
560,000円をこえ730,000円に満たない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
730,000円	216,370	213,450	210,520	207,880	205,280	202,680	200,090
730,000円をこえ890,000円に満たない金額	730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち730,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号

所得税法の一部を改正する法律案

六五四

口乙 表  
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
890,000円	296,370	293,450	290,520	287,880	285,280	282,680	280,090
890,000円をこえ 1,730,000円に満 たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
1,730,000円	758,370	755,450	752,520	749,880	747,280	744,680	742,090
1,730,000円をこ える金額	1,730,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,730,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						

扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,300円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

## 別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

## イ 甲 表

(一)

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額		
円 1,050円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
1,050	1,100	5	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,100	1,150	10	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,150	1,200	10	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,200	1,250	15	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,250	1,300	20	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,300	1,350	25	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,350	1,400	30	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,400	1,450	30	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,450	1,500	35	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,500	1,550	40	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,550	1,600	45	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,600	1,650	50	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,650	1,700	50	0	0	0	0	0	0	170	0		
1,700	1,750	55	5	0	0	0	0	0	180	0		
1,750	1,800	60	5	0	0	0	0	0	190	0		
1,800	1,850	65	10	0	0	0	0	0	200	0		
1,850	1,900	70	15	0	0	0	0	0	210	0		
1,900	1,950	70	20	0	0	0	0	0	220	0		
1,950	2,000	75	25	0	0	0	0	0	230	0		
2,000	2,050	80	25	0	0	0	0	0	240	0		
2,050	2,100	85	30	0	0	0	0	0	250	0		
2,100	2,150	90	35	0	0	0	0	0	260	0		
2,150	2,200	95	40	5	0	0	0	0	270	0		
2,200	2,250	100	45	5	0	0	0	0	280	0		
2,250	2,300	105	45	10	0	0	0	0	290	0		
2,300	2,350	110	50	15	0	0	0	0	300	0		
2,350	2,400	110	55	20	0	0	0	0	310	0		
2,400	2,450	115	60	25	0	0	0	0	320	0		
2,450	2,500	120	65	25	0	0	0	0	340	0		
2,500	2,550	125	65	30	0	0	0	0	350	0		
2,550	2,600	130	70	35	0	0	0	0	360	0		
2,600	2,650	135	75	40	5	0	0	0	370	0		
2,650	2,700	140	80	45	5	0	0	0	380	0		
2,700	2,750	145	85	45	10	0	0	0	390	0		
2,750	2,800	150	90	50	15	0	0	0	410	0		
2,800	2,850	155	90	55	20	0	0	0	420	0		
2,850	2,900	160	95	60	25	0	0	0	440	0		
2,900	2,950	165	100	65	25	0	0	0	450	0		
2,950	3,000	170	105	65	30	0	0	0	470	0		
3,000	3,050	175	110	70	35	0	0	0	480	0		
3,050	3,100	180	115	75	40	0	0	0	490	0		
3,100	3,150	185	120	80	45	5	0	0	510	0		
3,150	3,200	190	125	85	45	10	0	0	520	0		
3,200	3,250	195	130	90	50	15	0	0	540	0		
3,250	3,300	205	135	95	55	20	0	0	550	0		

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

六五六

イ甲表  
(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲										乙	丙		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人						
以上未満	税額										税額	税額		
3,300	3,400	215	145	100	65	25	0	0	0	570	0	0		
3,400	3,500	225	155	115	70	35	0	0	0	570円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち3,300円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額	0	0		
3,500	3,600	240	165	125	80	45	10	0	0	6	6	6		
3,600	3,700	250	180	135	90	55	15	0	0	14	14	14		
3,700	3,800	265	190	145	100	65	25	0	0					
3,800	3,900	275	200	155	110	70	35	0	0	22	22	22		
3,900	4,000	290	215	165	125	80	45	10	0	30	30	30		
4,000	4,100	300	230	175	135	90	55	15	0	38	38	38		
4,100	4,200	315	240	190	145	100	60	25	0	46	46	46		
4,200	4,300	330	255	200	155	110	70	35	0	54	54	54		
4,300	4,400	345	265	215	165	125	80	45	10	62	62	62		
4,400	4,500	360	280	225	175	135	90	55	15	71	71	71		
4,500	4,600	375	290	240	190	145	100	60	25	80	80	80		
4,600	4,700	390	305	250	200	155	110	70	35	89	89	89		
4,700	4,800	405	320	265	215	165	125	80	45	98	98	98		
4,800	4,900	415	330	280	225	175	135	90	55	107	107	107		
4,900	5,000	430	345	290	240	190	145	100	60	116	116	116		
5,000	5,100	445	360	305	250	200	155	110	70	1,360円	127	127		
5,100	5,200	465	375	320	265	215	165	120	80	1,360円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち5,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	138	138		
5,200	5,300	480	390	330	275	225	175	135	90	148	148	148		
5,300	5,400	495	405	345	290	240	190	145	100	159	159	159		
5,400	5,500	510	420	360	305	250	200	155	110	170	170	170		
5,500	5,600	530	435	375	315	265	215	165	120	181	181	181		
5,600	5,700	545	450	390	330	275	225	175	135	192	192	192		
5,700	5,800	560	465	405	345	290	240	190	145	202	202	202		
5,800	5,900	575	480	420	360	305	250	200	155	213	213	213		
5,900	6,000	595	500	435	375	315	265	215	165	224	224	224		
6,000	6,100	615	515	450	390	330	280	225	175	235	235	235		
6,100	6,200	635	530	465	405	350	290	240	190	246	246	246		
6,200	6,300	655	550	485	420	365	305	255	205	258	258	258		
6,300	6,400	675	565	500	435	380	320	265	215	271	271	271		
6,400	6,500	695	585	520	455	395	335	280	230	283	283	283		
6,500	6,600	715	605	535	470	410	350	295	245	296	296	296		
6,600	6,700	735	625	555	485	425	365	310	255	308	308	308		
6,700	6,800	755	645	570	505	440	380	325	270	321	321	321		
6,800	6,900	775	665	585	520	455	395	340	285	334	334	334		
6,900	7,000	795	685	605	540	475	410	355	295	346	346	346		
7,000	7,100	815	705	625	555	490	425	370	310	359	359	359		
7,100	7,200	835	725	645	575	510	445	385	325	371	371	371		
7,200	7,300	855	745	665	590	525	460	400	340	384	384	384		
7,300	7,400	875	765	685	610	540	475	415	355	397	397	397		
7,400	7,500	900	785	705	630	560	495	430	370	409	409	409		
7,500	7,600	920	805	725	650	575	510	445	385	424	424	424		
7,600	7,700	945	825	745	670	595	530	465	400	438	438	438		
7,700	7,800	965	845	765	690	615	545	480	415	453	453	453		
7,800	7,900	990	865	785	710	635	560	495	430	467	467	467		
7,900	8,000	1,010	885	805	730	655	580	515	450	481	481	481		
8,000	8,100	1,035	910	825	750	675	600	530	465	496	496	496		
8,100	8,200	1,055	930	845	770	695	620	550	485	510	510	510		
8,200	8,300	1,080	955	865	790	715	640	565	500	526	526	526		

昭和四十六年三月二十五日  
衆議院会議録第二十一号(二)  
所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表  
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数								乙	丙		
	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人											
	以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8,300	8,400	1,105	975	890	810	735	660	585	515	541		
8,400	8,500	1,125	1,000	910	830	755	680	605	535	556		
8,500	8,600	1,150	1,020	935	850	775	700	620	550	571		
8,600	8,700	1,170	1,045	960	870	795	720	640	570	586		
8,700	8,800	1,195	1,065	980	895	815	740	660	585	603		
8,800	8,900	1,215	1,090	1,005	915	835	760	680	605	620		
8,900	9,000	1,245	1,115	1,025	940	855	780	700	625	637		
9,000	9,100	1,270	1,135	1,050	960	875	800	720	645	654		
9,100	9,200	1,295	1,160	1,070	985	900	820	740	665	671		
9,200	9,300	1,320	1,180	1,095	1,005	920	840	760	685	688		
9,300	9,400	1,345	1,205	1,115	1,030	945	860	780	705	705		
9,400	9,500	1,370	1,230	1,140	1,055	965	880	800	725	723		
9,500	9,600	1,395	1,255	1,165	1,075	990	900	820	745	740		
9,600	9,700	1,420	1,280	1,185	1,100	1,010	925	840	765	757		
9,700	9,800	1,450	1,305	1,210	1,120	1,035	950	860	785	774		
9,800	9,900	1,475	1,330	1,235	1,145	1,055	970	885	805	791		
9,900	10,000	1,500	1,355	1,260	1,165	1,080	995	905	825	810		
10,000円		1,510	1,370	1,270	1,180	1,090	1,005	920	835	830		
10,000円をこえ 10,500円に満たない い金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								830円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の21%に相当する金額を加算した金額		
10,500円		1,645	1,505	1,405	1,315	1,225	1,140	1,055	970			
10,500円をこえ 12,000円に満たない い金額		10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
12,000円		2,095	1,955	1,855	1,765	1,675	1,590	1,505	1,420	1,250		
12,000円をこえ 13,000円に満たない い金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち12,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								1,250円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額		

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

六五八

イ 甲 表  
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
13,000円	2,435	2,295	2,195	2,105	2,015	1,930	1,845	1,760		1,490		
13,000円をこえ 16,000円に満たない金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,490円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額			
16,000円	3,575	3,435	3,335	3,245	3,155	3,070	2,985	2,900		2,300		
16,000円をこえ 18,500円に満たない金額	16,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								2,300円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額			
18,500円	4,625	4,485	4,385	4,295	4,205	4,120	4,035	3,950				
18,500円をこえ 24,000円に満たない金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額											
24,000円	7,155	7,015	6,915	6,825	6,735	6,650	6,565	6,480		12,760		
24,000円をこえ 29,500円に満たない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								12,760円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額			
29,500円	9,905	9,765	9,665	9,575	9,485	9,400	9,315	9,230				
29,500円をこえ 57,500円に満たない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

イ甲 表  
(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙								
	扶養親族等の数																	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
以上未満	税額								税額	税額								
57,500円	25,305	25,165	25,065	24,975	24,885	24,800	24,715	24,630										
57,500円をこえる る金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																	
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 をこえる1人ごとに45円を控除した金額																		
従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに45円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに45円を控除した金額)が、その求める税額である。

(2) 日雇労働者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号

所得稅法の一部を改正する法律案

六六〇

■乙 表  
(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 满	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500	1,500 円未満	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,550	5	0	0	0	0	0	0
1,600	1,600	10	0	0	0	0	0	0
1,650	1,650	10	0	0	0	0	0	0
1,700	1,700	15	0	0	0	0	0	0
1,750	1,750	20	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	25	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	30	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	30	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	35	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	40	5	0	0	0	0	0
2,000	2,050	45	5	0	0	0	0	0
2,050	2,100	50	10	0	0	0	0	0
2,100	2,150	50	15	0	0	0	0	0
2,150	2,200	55	20	0	0	0	0	0
2,200	2,250	60	25	0	0	0	0	0
2,250	2,300	65	25	0	0	0	0	0
2,300	2,350	70	30	0	0	0	0	0
2,350	2,400	70	35	0	0	0	0	0
2,400	2,450	75	40	5	0	0	0	0
2,450	2,500	80	45	5	0	0	0	0
2,500	2,550	85	45	10	0	0	0	0
2,550	2,600	90	50	15	0	0	0	0
2,600	2,650	95	55	20	0	0	0	0
2,650	2,700	100	60	25	0	0	0	0
2,700	2,750	105	65	25	0	0	0	0
2,750	2,800	105	65	30	0	0	0	0
2,800	2,850	110	70	35	0	0	0	0
2,850	2,900	115	75	40	5	0	0	0
2,900	2,950	120	80	45	5	0	0	0
2,950	3,000	125	85	45	10	0	0	0
3,000	3,050	130	90	50	15	0	0	0
3,050	3,100	135	95	55	20	0	0	0
3,100	3,150	140	100	60	25	0	0	0
3,150	3,200	145	105	65	25	0	0	0
3,200	3,250	150	110	70	30	0	0	0
3,250	3,300	155	115	75	35	0	0	0
3,300	3,400	165	120	80	45	5	0	0
3,400	3,500	175	135	90	50	15	0	0
3,500	3,600	190	145	100	60	25	0	0
3,600	3,700	200	155	110	70	35	0	0
3,700	3,800	215	165	120	80	45	5	0
3,800	3,900	225	175	130	90	50	15	0
3,900	4,000	240	190	145	100	60	25	0
4,000	4,100	250	200	155	110	70	35	0
4,100	4,200	265	215	165	120	80	45	5

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表

(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
4,200	4,300	275	225	175	130	90	50	15
4,300	4,400	290	240	185	145	100	60	25
4,400	4,500	300	250	200	155	110	70	35
4,500	4,600	315	265	210	165	120	80	45
4,600	4,700	330	275	225	175	130	90	50
4,700	4,800	345	290	240	185	145	100	60
4,800	4,900	360	300	250	200	155	110	70
4,900	5,000	375	315	265	210	165	120	80
5,000	5,100	390	330	275	225	175	130	90
5,100	5,200	400	345	290	235	185	140	100
5,200	5,300	415	360	300	250	200	155	110
5,300	5,400	430	375	315	265	210	165	120
5,400	5,500	445	390	330	275	225	175	130
5,500	5,600	465	400	345	290	235	185	140
5,600	5,700	480	415	360	300	250	200	155
5,700	5,800	495	430	375	315	260	210	165
5,800	5,900	510	445	385	330	275	225	175
5,900	6,000	530	465	400	345	290	235	185
6,000	6,100	545	480	415	360	300	250	200
6,100	6,200	560	495	430	375	315	265	215
6,200	6,300	580	515	450	390	330	275	225
6,300	6,400	600	530	465	405	345	290	240
6,400	6,500	620	550	485	420	360	305	255
6,500	6,600	640	565	500	435	375	320	265
6,600	6,700	660	580	515	450	390	335	280
6,700	6,800	680	600	535	470	410	350	295
6,800	6,900	700	620	550	485	425	365	305
6,900	7,000	720	640	570	505	440	380	320
7,000	7,100	740	660	585	520	455	395	335
7,100	7,200	760	680	605	540	470	410	350
7,200	7,300	780	700	625	555	490	425	370
7,300	7,400	800	720	645	570	505	440	385
7,400	7,500	820	740	665	590	525	460	400
7,500	7,600	840	760	685	610	540	475	415
7,600	7,700	860	780	705	630	560	495	430
7,700	7,800	880	800	725	650	575	510	445
7,800	7,900	900	820	745	670	595	525	460
7,900	8,000	925	840	765	690	615	545	480
8,000	8,100	945	860	785	710	635	560	495
8,100	8,200	970	885	805	730	655	580	515
8,200	8,300	995	905	825	750	675	595	530
8,300	8,400	1,015	930	845	770	695	615	545
8,400	8,500	1,040	950	865	790	715	635	565
8,500	8,600	1,060	975	890	810	735	655	580
8,600	8,700	1,085	995	910	830	755	675	600
8,700	8,800	1,105	1,020	935	850	775	695	620
8,800	8,900	1,130	1,045	955	870	795	715	640
8,900	9,000	1,155	1,065	980	890	815	735	660
9,000	9,100	1,175	1,090	1,000	915	835	755	680
9,100	9,200	1,200	1,110	1,025	940	855	775	700

昭和四十六年三月二十五日

衆議院會議錄第二十一号(二)

## 所得稅法の一部を改正する法律案

口乙表

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(1) 所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表  
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
29,500円	9,810	9,710	9,615	9,525	9,440	9,355	9,265
29,500円をこえ 57,500円に満た ない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
57,500円	25,210	25,110	25,015	24,925	24,840	24,755	24,665
57,500円をこえ る金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額							

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

（一）（注）の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
  - (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
  - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに45円を控除した金額が、その求める税額である。
  - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうち障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- （二）（注）の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(1)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

等 の 数								乙	
4人		5人		6人		7人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除 後 の 給 与 等 の 金 額									
以 上	未 满	以 上	未 满	以 上	未 满	以 上	未 满	以 上	未 满
千円 70千円未満		千円 80千円未満		千円 89千円未満		千円 98千円未満		千円	
70	75	80	85	89	95	98	105		
75	81	85	91	95	102	105	113		
81	87	91	98	102	109	113	120		
87	102	98	112	109	122	120	131		
102	128	112	136	122	144	131	152	70千円未満	
128	148	136	156	144	165	152	173		
148	168	156	176	165	186	173	195		
168	188	176	197	186	207	195	217		
188	210	197	220	207	229	217	239		
210	236	220	245	229	253	239	261	70	110
236	261	245	269	253	276	261	284		
261	280	269	287	276	296	284	303		
280	300	287	308	295	316	303	324		
300	318	308	326	316	335	324	343	110	140
318	336	326	344	335	353	343	362		
336	368	344	378	353	387	362	397		
368	407	378	416	387	425	397	434		
407	459	416	467	425	476	434	485	140	170
459	518	467	528	476	537	485	547		
518	606	528	615	537	625	547	634	170	240
606	718	615	726	625	735	684	744		
718	941	726	952	735	963	744	974	240	300
941	1,775	952	1,785	963	1,796	974	1,807	300	570
1,775	3,441	1,785	3,452	1,796	3,463	1,807	3,474	570	1,110
3,441千円以上		3,452千円以上		3,463千円以上		3,474千円以上		1,110千円以上	

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額欄の該当する行を求める。

率である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算したその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。  
た居住者を含む。については、四に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賃 与 の 額 に 乗 ず 率	甲族									
	扶 養 親		扶 養 親		扶 養 親		扶 養 親		扶 養 親	
	0人	1人	2人	3人	前月の社会保険料控除	前月の社会保険料控除	前月の社会保険料控除	前月の社会保険料控除	前月の社会保険料控除	前月の社会保険料控除
以 上 %	千円 23千円未満	千円 39千円未満	千円 49千円未満	千円 60千円未満	千円 23千円未満	千円 39千円未満	千円 49千円未満	千円 60千円未満	千円 23千円未満	千円 39千円未満
0										
2	23	25	39	42	49	53	60	65		
4	25	28	42	46	53	58	65	70		
6	28	45	46	59	58	69	70	76		
8	45	70	59	78	69	85	76	92		
10	70	87	78	98	85	109	92	118		
12	87	109	98	124	109	132	119	140		
14	109	132	124	143	132	151	140	159		
16	132	148	143	160	151	169	159	178		
18	148	168	160	181	169	191	178	201		
20	168	195	181	208	191	218	201	227		
22	195	218	208	233	218	243	227	253		
24	218	245	233	257	243	265	253	272		
26	245	264	257	276	265	284	272	292		
28	264	284	276	295	284	303	292	311		
30	284	299	295	311	303	319	311	327		
32	299	329	311	340	319	349	327	359		
35	329	366	340	379	349	388	359	397		
38	366	419	379	432	388	441	397	450		
41	419	473	432	488	441	498	450	508		
44	473	567	488	579	498	587	508	596		
47	567	678	579	691	587	700	596	709		
50	678	893	691	909	700	920	709	930		
55	893	1,726	909	1,742	920	1,753	930	1,764		
60	1,726	3,393	1,742	3,409	1,753	3,420	1,764	3,430		
65	3,393千円以上	3,409千円以上	3,420千円以上	3,430千円以上						

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(4)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賃与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等のを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(4) (1)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)

数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうち障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数に

(5) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(4) 前月中の給与等の金額がない場合は前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この三項の規定を含む。)により税額を計算する。

(5) (4)から(4)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められており控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
131,300円未満	132,000	0	228,000	230,000	78,400	328,000	330,000	158,400
131,300	132,000	1,000	230,000	232,000	80,000	330,000	332,000	160,000
132,000	134,000	1,600	232,000	234,000	81,600	332,000	334,000	161,600
134,000	136,000	3,200	234,000	236,000	83,200	334,000	336,000	163,200
136,000	138,000	4,800	236,000	238,000	84,800	336,000	338,000	164,800
138,000	140,000	6,400	238,000	240,000	86,400	338,000	340,000	166,400
140,000	142,000	8,000	240,000	242,000	88,000	340,000	342,000	168,000
142,000	144,000	9,600	242,000	244,000	89,600	342,000	344,000	169,600
144,000	146,000	11,200	244,000	246,000	91,200	344,000	346,000	171,200
146,000	148,000	12,800	246,000	248,000	92,800	346,000	348,000	172,800
148,000	150,000	14,400	248,000	250,000	94,400	348,000	350,000	174,400
150,000	152,000	16,000	250,000	252,000	96,000	350,000	352,000	176,000
152,000	154,000	17,600	252,000	254,000	97,600	352,000	354,000	177,600
154,000	156,000	19,200	254,000	256,000	99,200	354,000	356,000	179,200
156,000	158,000	20,800	256,000	258,000	100,800	356,000	358,000	180,800
158,000	160,000	22,400	258,000	260,000	102,400	358,000	360,000	182,400
160,000	162,000	24,000	260,000	262,000	104,000	360,000	362,000	184,000
162,000	164,000	25,600	262,000	264,000	105,600	362,000	364,000	185,600
164,000	166,000	27,200	264,000	266,000	107,200	364,000	366,000	187,200
166,000	168,000	28,800	266,000	268,000	108,800	366,000	368,000	188,800
168,000	170,000	30,400	268,000	270,000	110,400	368,000	370,000	190,400
170,000	172,000	32,000	270,000	272,000	112,000	370,000	372,000	192,000
172,000	174,000	33,600	272,000	274,000	113,600	372,000	374,000	193,600
174,000	176,000	35,200	274,000	276,000	115,200	374,000	376,000	195,200
176,000	178,000	36,800	276,000	278,000	116,800	376,000	378,000	196,800
178,000	180,000	38,400	278,000	280,000	118,400	378,000	380,000	198,400
180,000	182,000	40,000	280,000	282,000	120,000	380,000	382,000	200,000
182,000	184,000	41,600	282,000	284,000	121,600	382,000	384,000	201,600
184,000	186,000	43,200	284,000	286,000	123,200	384,000	386,000	203,200
186,000	188,000	44,800	286,000	288,000	124,800	386,000	388,000	204,800
188,000	190,000	46,400	288,000	290,000	126,400	388,000	390,000	206,400
190,000	192,000	48,000	290,000	292,000	128,000	390,000	392,000	208,000
192,000	194,000	49,600	292,000	294,000	129,600	392,000	394,000	209,600
194,000	196,000	51,200	294,000	296,000	131,200	394,000	396,000	211,200
196,000	198,000	52,800	296,000	298,000	132,800	396,000	398,000	212,800
198,000	200,000	54,400	298,000	300,000	134,400	398,000	400,000	214,400
200,000	202,000	56,000	300,000	302,000	136,000	400,000	402,000	216,000
202,000	204,000	57,600	302,000	304,000	137,600	402,000	404,000	217,600
204,000	206,000	59,200	304,000	306,000	139,200	404,000	406,000	219,200
206,000	208,000	60,800	306,000	308,000	140,800	406,000	408,000	220,800
208,000	210,000	62,400	308,000	310,000	142,400	408,000	410,000	222,400
210,000	212,000	64,000	310,000	312,000	144,000	410,000	412,000	224,000
212,000	214,000	65,600	312,000	314,000	145,600	412,000	414,000	225,600
214,000	216,000	67,200	314,000	316,000	147,200	414,000	416,000	227,200
216,000	218,000	68,800	316,000	318,000	148,800	416,000	418,000	228,800
218,000	220,000	70,400	318,000	320,000	150,400	418,000	420,000	230,400
220,000	222,000	72,000	320,000	322,000	152,000	420,000	422,000	232,000
222,000	224,000	73,600	322,000	324,000	153,600	422,000	424,000	233,600
224,000	226,000	75,200	324,000	326,000	155,200	424,000	426,000	235,200
226,000	228,000	76,800	326,000	328,000	156,800	426,000	428,000	236,800

別表第七の表中「4,320,000」「4,280,000」「1,011,600」「896,400」に於ける、同表の備考丁子「小規模企業共済掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金)」を「小規模企業共済掛金(第七十五条第一項(外小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金)」と「小規模企業共済掛金(第七十五条第一項(内小規模企業共済掛金))」に改める。別表第七の表を次の如く改める。

昭和四十六年三月十五日 衆議院会議録第二十一号江 所得税法の一部を改正する法律案

六六六

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
428,000	430,000	238,400	528,000	530,000	318,400	628,000	630,000	398,400
430,000	432,000	240,000	530,000	532,000	320,000	630,000	632,000	400,000
432,000	434,000	241,600	532,000	534,000	321,600	632,000	634,000	401,600
434,000	436,000	243,200	534,000	536,000	323,200	634,000	636,000	403,200
436,000	438,000	244,800	536,000	538,000	324,800	636,000	638,000	404,800
438,000	440,000	246,400	538,000	540,000	326,400	638,000	640,000	406,400
440,000	442,000	248,000	540,000	542,000	328,000	640,000	642,000	408,000
442,000	444,000	249,600	542,000	544,000	329,600	642,000	644,000	409,600
444,000	446,000	251,200	544,000	546,000	331,200	644,000	646,000	411,200
446,000	448,000	252,800	546,000	548,000	332,800	646,000	648,000	412,800
448,000	450,000	254,400	548,000	550,000	334,400	648,000	650,000	414,400
450,000	452,000	256,000	550,000	552,000	336,000	650,000	652,000	416,000
452,000	454,000	257,600	552,000	554,000	337,600	652,000	654,000	417,600
454,000	456,000	259,200	554,000	556,000	339,200	654,000	656,000	419,200
456,000	458,000	260,800	556,000	558,000	340,800	656,000	658,000	420,800
458,000	460,000	262,400	558,000	560,000	342,400	658,000	660,000	422,400
460,000	462,000	264,000	560,000	562,000	344,000	660,000	662,000	424,000
462,000	464,000	265,600	562,000	564,000	345,600	662,000	664,000	425,600
464,000	466,000	267,200	564,000	566,000	347,200	664,000	666,000	427,200
466,000	468,000	268,800	566,000	568,000	348,800	666,000	668,000	428,800
468,000	470,000	270,400	568,000	570,000	350,400	668,000	670,000	430,400
470,000	472,000	272,000	570,000	572,000	352,000	670,000	672,000	432,000
472,000	474,000	273,600	572,000	574,000	353,600	672,000	674,000	433,600
474,000	476,000	275,200	574,000	576,000	355,200	674,000	676,000	435,200
476,000	478,000	276,800	576,000	578,000	356,800	676,000	678,000	436,800
478,000	480,000	278,400	578,000	580,000	358,400	678,000	680,000	438,400
480,000	482,000	280,000	580,000	582,000	360,000	680,000	682,000	440,000
482,000	484,000	281,600	582,000	584,000	361,600	682,000	684,000	441,600
484,000	486,000	283,200	584,000	586,000	363,200	684,000	686,000	443,200
486,000	488,000	284,800	586,000	588,000	364,800	686,000	688,000	444,800
488,000	490,000	286,400	588,000	590,000	366,400	688,000	690,000	446,400
490,000	492,000	288,000	590,000	592,000	368,000	690,000	692,000	448,000
492,000	494,000	289,600	592,000	594,000	369,600	692,000	694,000	449,600
494,000	496,000	291,200	594,000	596,000	371,200	694,000	696,000	451,200
496,000	498,000	292,800	596,000	598,000	372,800	696,000	698,000	452,800
498,000	500,000	294,400	598,000	600,000	374,400	698,000	700,000	454,400
500,000	502,000	296,000	600,000	602,000	376,000	700,000	702,000	456,000
502,000	504,000	297,600	602,000	604,000	377,600	702,000	704,000	457,600
504,000	506,000	299,200	604,000	606,000	379,200	704,000	706,000	459,200
506,000	508,000	300,800	606,000	608,000	380,800	706,000	708,000	460,800
508,000	510,000	302,400	608,000	610,000	382,400	708,000	710,000	462,400
510,000	512,000	304,000	610,000	612,000	384,000	710,000	712,000	464,000
512,000	514,000	305,600	612,000	614,000	385,600	712,000	714,000	465,600
514,000	516,000	307,200	614,000	616,000	387,200	714,000	716,000	467,200
516,000	518,000	308,800	616,000	618,000	388,800	716,000	718,000	468,800
518,000	520,000	310,400	618,000	620,000	390,400	718,000	720,000	470,400
520,000	522,000	312,000	620,000	622,000	392,000	720,000	722,000	472,000
522,000	524,000	313,600	622,000	624,000	393,600	722,000	724,000	473,600
524,000	526,000	315,200	624,000	626,000	395,200	724,000	726,000	475,200
526,000	528,000	316,800	626,000	628,000	396,800	726,000	728,000	476,800

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

六六八

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
728,000	730,000	478,400	828,000	830,000	558,400	928,000	930,000	638,400
730,000	732,000	480,000	830,000	832,000	560,000	930,000	932,000	640,000
732,000	734,000	481,600	832,000	834,000	561,600	932,000	934,000	641,600
734,000	736,000	483,200	834,000	836,000	563,200	934,000	936,000	643,200
736,000	738,000	484,800	836,000	838,000	564,800	936,000	938,000	644,800
738,000	740,000	486,400	838,000	840,000	566,400	938,000	940,000	646,400
740,000	742,000	488,000	840,000	842,000	568,000	940,000	942,000	648,000
742,000	744,000	489,600	842,000	844,000	569,600	942,000	944,000	649,600
744,000	746,000	491,200	844,000	846,000	571,200	944,000	946,000	651,200
746,000	748,000	492,800	846,000	848,000	572,800	946,000	948,000	652,800
748,000	750,000	494,400	848,000	850,000	574,400	948,000	950,000	654,400
750,000	752,000	496,000	850,000	852,000	576,000	950,000	952,000	656,000
752,000	754,000	497,600	852,000	854,000	577,600	952,000	954,000	657,600
754,000	756,000	499,200	854,000	856,000	579,200	954,000	956,000	659,200
756,000	758,000	500,800	856,000	858,000	580,800	956,000	958,000	660,800
758,000	760,000	502,400	858,000	860,000	582,400	958,000	960,000	662,400
760,000	762,000	504,000	860,000	862,000	584,000	960,000	962,000	664,000
762,000	764,000	505,600	862,000	864,000	585,600	962,000	964,000	665,600
764,000	766,000	507,200	864,000	866,000	587,200	964,000	966,000	667,200
766,000	768,000	508,800	866,000	868,000	588,800	966,000	968,000	668,800
768,000	770,000	510,400	868,000	870,000	590,400	968,000	970,000	670,400
770,000	772,000	512,000	870,000	872,000	592,000	970,000	972,000	672,000
772,000	774,000	513,600	872,000	874,000	593,600	972,000	974,000	673,600
774,000	776,000	515,200	874,000	876,000	595,200	974,000	976,000	675,200
776,000	778,000	516,800	876,000	878,000	596,800	976,000	978,000	676,800
778,000	780,000	518,400	878,000	880,000	598,400	978,000	980,000	678,400
780,000	782,000	520,000	880,000	882,000	600,000	980,000	982,000	680,000
782,000	784,000	521,600	882,000	884,000	601,600	982,000	984,000	681,600
784,000	786,000	523,200	884,000	886,000	603,200	984,000	986,000	683,200
786,000	788,000	524,800	886,000	888,000	604,800	986,000	988,000	684,800
788,000	790,000	526,400	888,000	890,000	606,400	988,000	990,000	686,400
790,000	792,000	528,000	890,000	892,000	608,000	990,000	992,000	688,000
792,000	794,000	529,600	892,000	894,000	609,600	992,000	994,000	689,600
794,000	796,000	531,200	894,000	896,000	611,200	994,000	996,000	691,200
796,000	798,000	532,800	896,000	898,000	612,800	996,000	998,000	692,800
798,000	800,000	534,400	898,000	900,000	614,400	998,000	1,000,000	694,400
800,000	802,000	536,000	900,000	902,000	616,000	1,000,000	1,002,000	696,000
802,000	804,000	537,600	902,000	904,000	617,600	1,002,000	1,004,000	697,600
804,000	806,000	539,200	904,000	906,000	619,200	1,004,000	1,006,000	699,200
806,000	808,000	540,800	906,000	908,000	620,800	1,006,000	1,008,000	700,800
808,000	810,000	542,400	908,000	910,000	622,400	1,008,000	1,010,000	702,400
810,000	812,000	544,000	910,000	912,000	624,000	1,010,000	1,012,000	704,000
812,000	814,000	545,600	912,000	914,000	625,600	1,012,000	1,014,000	705,600
814,000	816,000	547,200	914,000	916,000	627,200	1,014,000	1,016,000	707,200
816,000	818,000	548,800	916,000	918,000	628,800	1,016,000	1,018,000	708,800
818,000	820,000	550,400	918,000	920,000	630,400	1,018,000	1,020,000	710,400
820,000	822,000	552,000	920,000	922,000	632,000	1,020,000	1,022,000	712,000
822,000	824,000	553,600	922,000	924,000	633,600	1,022,000	1,024,000	713,600
824,000	826,000	555,200	924,000	926,000	635,200	1,024,000	1,026,000	715,200
826,000	828,000	556,800	926,000	928,000	636,800	1,026,000	1,028,000	716,800

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,028,000	1,030,000	718,400	1,128,000	1,130,000	798,400	1,228,000	1,230,000	888,200
1,030,000	1,032,000	720,000	1,130,000	1,132,000	800,000	1,230,000	1,232,000	890,000
1,032,000	1,034,000	721,600	1,132,000	1,134,000	801,800	1,232,000	1,234,000	891,800
1,034,000	1,036,000	723,200	1,134,000	1,136,000	803,600	1,234,000	1,236,000	893,600
1,036,000	1,038,000	724,800	1,136,000	1,138,000	805,400	1,236,000	1,238,000	895,400
1,038,000	1,040,000	726,400	1,138,000	1,140,000	807,200	1,238,000	1,240,000	897,200
1,040,000	1,042,000	728,000	1,140,000	1,142,000	809,000	1,240,000	1,242,000	899,000
1,042,000	1,044,000	729,600	1,142,000	1,144,000	810,800	1,242,000	1,244,000	900,800
1,044,000	1,046,000	731,200	1,144,000	1,146,000	812,600	1,244,000	1,246,000	902,600
1,046,000	1,048,000	732,800	1,146,000	1,148,000	814,400	1,246,000	1,248,000	904,400
1,048,000	1,050,000	734,400	1,148,000	1,150,000	816,200	1,248,000	1,250,000	906,200
1,050,000	1,052,000	736,000	1,150,000	1,152,000	818,000	1,250,000	1,252,000	908,000
1,052,000	1,054,000	737,600	1,152,000	1,154,000	819,800	1,252,000	1,254,000	909,800
1,054,000	1,056,000	739,200	1,154,000	1,156,000	821,600	1,254,000	1,256,000	911,600
1,056,000	1,058,000	740,800	1,156,000	1,158,000	823,400	1,256,000	1,258,000	913,400
1,058,000	1,060,000	742,400	1,158,000	1,160,000	825,200	1,258,000	1,260,000	915,200
1,060,000	1,062,000	744,000	1,160,000	1,162,000	827,000	1,260,000	1,262,000	917,000
1,062,000	1,064,000	745,600	1,162,000	1,164,000	828,800	1,262,000	1,264,000	918,800
1,064,000	1,066,000	747,200	1,164,000	1,166,000	830,600	1,264,000	1,266,000	920,600
1,066,000	1,068,000	748,800	1,166,000	1,168,000	832,400	1,266,000	1,268,000	922,400
1,068,000	1,070,000	750,400	1,168,000	1,170,000	834,200	1,268,000	1,270,000	924,200
1,070,000	1,072,000	752,000	1,170,000	1,172,000	836,000	1,270,000	1,272,000	926,000
1,072,000	1,074,000	753,600	1,172,000	1,174,000	837,800	1,272,000	1,274,000	927,800
1,074,000	1,076,000	755,200	1,174,000	1,176,000	839,600	1,274,000	1,276,000	929,600
1,076,000	1,078,000	756,800	1,176,000	1,178,000	841,400	1,276,000	1,278,000	931,400
1,078,000	1,080,000	758,400	1,178,000	1,180,000	843,200	1,278,000	1,280,000	933,200
1,080,000	1,082,000	760,000	1,180,000	1,182,000	845,000	1,280,000	1,282,000	935,000
1,082,000	1,084,000	761,600	1,182,000	1,184,000	846,800	1,282,000	1,284,000	936,800
1,084,000	1,086,000	763,200	1,184,000	1,186,000	848,600	1,284,000	1,286,000	938,600
1,086,000	1,088,000	764,800	1,186,000	1,188,000	850,400	1,286,000	1,288,000	940,400
1,088,000	1,090,000	766,400	1,188,000	1,190,000	852,200	1,288,000	1,290,000	942,200
1,090,000	1,092,000	768,000	1,190,000	1,192,000	854,000	1,290,000	1,292,000	944,000
1,092,000	1,094,000	769,600	1,192,000	1,194,000	855,800	1,292,000	1,294,000	945,800
1,094,000	1,096,000	771,200	1,194,000	1,196,000	857,600	1,294,000	1,296,000	947,600
1,096,000	1,098,000	772,800	1,196,000	1,198,000	859,400	1,296,000	1,298,000	949,400
1,098,000	1,100,000	774,400	1,198,000	1,200,000	861,200	1,298,000	1,300,000	951,200
1,100,000	1,102,000	776,000	1,200,000	1,202,000	863,000	1,300,000	1,302,000	953,000
1,102,000	1,104,000	777,600	1,202,000	1,204,000	864,800	1,302,000	1,304,000	954,800
1,104,000	1,106,000	779,200	1,204,000	1,206,000	866,600	1,304,000	1,306,000	956,600
1,106,000	1,108,000	780,800	1,206,000	1,208,000	868,400	1,306,000	1,308,000	958,400
1,108,000	1,110,000	782,400	1,208,000	1,210,000	870,200	1,308,000	1,310,000	960,200
1,110,000	1,112,000	784,000	1,210,000	1,212,000	872,000	1,310,000	1,312,000	962,000
1,112,000	1,114,000	785,600	1,212,000	1,214,000	873,800	1,312,000	1,314,000	963,800
1,114,000	1,116,000	787,200	1,214,000	1,216,000	875,600	1,314,000	1,316,000	965,600
1,116,000	1,118,000	788,800	1,216,000	1,218,000	877,400	1,316,000	1,318,000	967,400
1,118,000	1,120,000	790,400	1,218,000	1,220,000	879,200	1,318,000	1,320,000	969,200
1,120,000	1,122,000	792,000	1,220,000	1,222,000	881,000	1,320,000	1,322,000	971,000
1,122,000	1,124,000	793,600	1,222,000	1,224,000	882,800	1,322,000	1,324,000	972,800
1,124,000	1,126,000	795,200	1,224,000	1,226,000	884,600	1,324,000	1,326,000	974,600
1,126,000	1,128,000	796,800	1,226,000	1,228,000	886,400	1,326,000	1,328,000	976,400

(五)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,328,000	1,330,000	978,200	1,428,000	1,430,000	1,068,200	1,528,000	1,530,000	1,158,200
1,330,000	1,332,000	980,000	1,430,000	1,432,000	1,070,000	1,530,000	1,532,000	1,160,000
1,332,000	1,334,000	981,800	1,432,000	1,434,000	1,071,800	1,532,000	1,534,000	1,161,800
1,334,000	1,336,000	983,600	1,434,000	1,436,000	1,073,600	1,534,000	1,536,000	1,163,600
1,336,000	1,338,000	985,400	1,436,000	1,438,000	1,075,400	1,536,000	1,538,000	1,165,400
1,338,000	1,340,000	987,200	1,438,000	1,440,000	1,077,200	1,538,000	1,540,000	1,167,200
1,340,000	1,342,000	989,000	1,440,000	1,442,000	1,079,000	1,540,000	1,542,000	1,169,000
1,342,000	1,344,000	990,800	1,442,000	1,444,000	1,080,800	1,542,000	1,544,000	1,170,800
1,344,000	1,346,000	992,600	1,444,000	1,446,000	1,082,600	1,544,000	1,546,000	1,172,600
1,346,000	1,348,000	994,400	1,446,000	1,448,000	1,084,400	1,546,000	1,548,000	1,174,400
1,348,000	1,350,000	996,200	1,448,000	1,450,000	1,086,200	1,548,000	1,550,000	1,176,200
1,350,000	1,352,000	998,000	1,450,000	1,452,000	1,088,000	1,550,000	1,552,000	1,178,000
1,352,000	1,354,000	999,800	1,452,000	1,454,000	1,089,800	1,552,000	1,554,000	1,179,800
1,354,000	1,356,000	1,001,600	1,454,000	1,456,000	1,091,600	1,554,000	1,556,000	1,181,600
1,356,000	1,358,000	1,003,400	1,456,000	1,458,000	1,093,400	1,556,000	1,558,000	1,183,400
1,358,000	1,360,000	1,005,200	1,458,000	1,460,000	1,095,200	1,558,000	1,560,000	1,185,200
1,360,000	1,362,000	1,007,000	1,460,000	1,462,000	1,097,000	1,560,000	1,562,000	1,187,000
1,362,000	1,364,000	1,008,800	1,462,000	1,464,000	1,098,800	1,562,000	1,564,000	1,188,800
1,364,000	1,366,000	1,010,600	1,464,000	1,466,000	1,100,600	1,564,000	1,566,000	1,190,600
1,366,000	1,368,000	1,012,400	1,466,000	1,468,000	1,102,400	1,566,000	1,568,000	1,192,400
1,368,000	1,370,000	1,014,200	1,468,000	1,470,000	1,104,200	1,568,000	1,570,000	1,194,200
1,370,000	1,372,000	1,016,000	1,470,000	1,472,000	1,106,000	1,570,000	1,572,000	1,196,000
1,372,000	1,374,000	1,017,800	1,472,000	1,474,000	1,107,800	1,572,000	1,574,000	1,197,800
1,374,000	1,376,000	1,019,600	1,474,000	1,476,000	1,109,600	1,574,000	1,576,000	1,199,600
1,376,000	1,378,000	1,021,400	1,476,000	1,478,000	1,111,400	1,576,000	1,578,000	1,201,400
1,378,000	1,380,000	1,023,200	1,478,000	1,480,000	1,113,200	1,578,000	1,580,000	1,203,200
1,380,000	1,382,000	1,025,000	1,480,000	1,482,000	1,115,000	1,580,000	1,582,000	1,205,000
1,382,000	1,384,000	1,026,800	1,482,000	1,484,000	1,116,800	1,582,000	1,584,000	1,206,800
1,384,000	1,386,000	1,028,600	1,484,000	1,486,000	1,118,600	1,584,000	1,586,000	1,208,600
1,386,000	1,388,000	1,030,400	1,486,000	1,488,000	1,120,400	1,586,000	1,588,000	1,210,400
1,388,000	1,390,000	1,032,200	1,488,000	1,490,000	1,122,200	1,588,000	1,590,000	1,212,200
1,390,000	1,392,000	1,034,000	1,490,000	1,492,000	1,124,000	1,590,000	1,592,000	1,214,000
1,392,000	1,394,000	1,035,800	1,492,000	1,494,000	1,125,800	1,592,000	1,594,000	1,215,800
1,394,000	1,396,000	1,037,600	1,494,000	1,496,000	1,127,600	1,594,000	1,596,000	1,217,600
1,396,000	1,398,000	1,039,400	1,496,000	1,498,000	1,129,400	1,596,000	1,598,000	1,219,400
1,398,000	1,400,000	1,041,200	1,498,000	1,500,000	1,131,200	1,598,000	1,600,000	1,221,200
1,400,000	1,402,000	1,043,000	1,500,000	1,502,000	1,133,000	1,600,000	1,602,000	1,223,000
1,402,000	1,404,000	1,044,800	1,502,000	1,504,000	1,134,800	1,602,000	1,604,000	1,224,800
1,404,000	1,406,000	1,046,600	1,504,000	1,506,000	1,136,600	1,604,000	1,606,000	1,226,600
1,406,000	1,408,000	1,048,400	1,506,000	1,508,000	1,138,400	1,606,000	1,608,000	1,228,400
1,408,000	1,410,000	1,050,200	1,508,000	1,510,000	1,140,200	1,608,000	1,610,000	1,230,200
1,410,000	1,412,000	1,052,000	1,510,000	1,512,000	1,142,000	1,610,000	1,612,000	1,232,000
1,412,000	1,414,000	1,053,800	1,512,000	1,514,000	1,143,800	1,612,000	1,614,000	1,233,800
1,414,000	1,416,000	1,055,600	1,514,000	1,516,000	1,145,600	1,614,000	1,616,000	1,235,600
1,416,000	1,418,000	1,057,400	1,516,000	1,518,000	1,147,400	1,616,000	1,618,000	1,237,400
1,418,000	1,420,000	1,059,200	1,518,000	1,520,000	1,149,200	1,618,000	1,620,000	1,239,200
1,420,000	1,422,000	1,061,000	1,520,000	1,522,000	1,151,000	1,620,000	1,622,000	1,241,000
1,422,000	1,424,000	1,062,800	1,522,000	1,524,000	1,152,800	1,622,000	1,624,000	1,242,800
1,424,000	1,426,000	1,064,600	1,524,000	1,526,000	1,154,600	1,624,000	1,626,000	1,244,600
1,426,000	1,428,000	1,066,400	1,526,000	1,528,000	1,156,400	1,626,000	1,628,000	1,246,400

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,628,000	1,630,000	1,248,200	1,728,000	1,730,000	1,338,200	1,828,000	1,830,000	1,428,200
1,630,000	1,632,000	1,250,000	1,730,000	1,732,000	1,340,000	1,830,000	1,832,000	1,430,000
1,632,000	1,634,000	1,251,800	1,732,000	1,734,000	1,341,800	1,832,000	1,834,000	1,431,800
1,634,000	1,636,000	1,253,600	1,734,000	1,736,000	1,343,600	1,834,000	1,836,000	1,433,600
1,636,000	1,638,000	1,255,400	1,736,000	1,738,000	1,345,400	1,836,000	1,838,000	1,435,400
1,638,000	1,640,000	1,257,200	1,738,000	1,740,000	1,347,200	1,838,000	1,840,000	1,437,200
1,640,000	1,642,000	1,259,000	1,740,000	1,742,000	1,349,000	1,840,000	1,842,000	1,439,000
1,642,000	1,644,000	1,260,800	1,742,000	1,744,000	1,350,800	1,842,000	1,844,000	1,440,800
1,644,000	1,646,000	1,262,600	1,744,000	1,746,000	1,352,600	1,844,000	1,846,000	1,442,600
1,646,000	1,648,000	1,264,400	1,746,000	1,748,000	1,354,400	1,846,000	1,848,000	1,444,400
1,648,000	1,650,000	1,266,200	1,748,000	1,750,000	1,356,200	1,848,000	1,850,000	1,446,200
1,650,000	1,652,000	1,268,000	1,750,000	1,752,000	1,358,000	1,850,000	1,852,000	1,448,000
1,652,000	1,654,000	1,269,800	1,752,000	1,754,000	1,359,800	1,852,000	1,854,000	1,449,800
1,654,000	1,656,000	1,271,600	1,754,000	1,756,000	1,361,600	1,854,000	1,856,000	1,451,600
1,656,000	1,658,000	1,273,400	1,756,000	1,758,000	1,363,400	1,856,000	1,858,000	1,453,400
1,658,000	1,660,000	1,275,200	1,758,000	1,760,000	1,365,200	1,858,000	1,860,000	1,455,200
1,660,000	1,662,000	1,277,000	1,760,000	1,762,000	1,367,000	1,860,000	1,862,000	1,457,000
1,662,000	1,664,000	1,278,800	1,762,000	1,764,000	1,368,800	1,862,000	1,864,000	1,458,800
1,664,000	1,666,000	1,280,600	1,764,000	1,766,000	1,370,600	1,864,000	1,866,000	1,460,600
1,666,000	1,668,000	1,282,400	1,766,000	1,768,000	1,372,400	1,866,000	1,868,000	1,462,400
1,668,000	1,670,000	1,284,200	1,768,000	1,770,000	1,374,200	1,868,000	1,870,000	1,464,200
1,670,000	1,672,000	1,286,000	1,770,000	1,772,000	1,376,000	1,870,000	1,872,000	1,466,000
1,672,000	1,674,000	1,287,800	1,772,000	1,774,000	1,377,800	1,872,000	1,874,000	1,467,800
1,674,000	1,676,000	1,289,600	1,774,000	1,776,000	1,379,600	1,874,000	1,876,000	1,469,600
1,676,000	1,678,000	1,291,400	1,776,000	1,778,000	1,381,400	1,876,000	1,878,000	1,471,400
1,678,000	1,680,000	1,293,200	1,778,000	1,780,000	1,383,200	1,878,000	1,880,000	1,473,200
1,680,000	1,682,000	1,295,000	1,780,000	1,782,000	1,385,000	1,880,000	1,882,000	1,475,000
1,682,000	1,684,000	1,296,800	1,782,000	1,784,000	1,386,800	1,882,000	1,884,000	1,476,800
1,684,000	1,686,000	1,298,600	1,784,000	1,786,000	1,388,600	1,884,000	1,886,000	1,478,600
1,686,000	1,688,000	1,300,400	1,786,000	1,788,000	1,390,400	1,886,000	1,888,000	1,480,400
1,688,000	1,690,000	1,302,200	1,788,000	1,790,000	1,392,200	1,888,000	1,890,000	1,482,200
1,690,000	1,692,000	1,304,000	1,790,000	1,792,000	1,394,000	1,890,000	1,892,000	1,484,000
1,692,000	1,694,000	1,305,800	1,792,000	1,794,000	1,395,800	1,892,000	1,894,000	1,485,800
1,694,000	1,696,000	1,307,600	1,794,000	1,796,000	1,397,600	1,894,000	1,896,000	1,487,600
1,696,000	1,698,000	1,309,400	1,796,000	1,798,000	1,399,400	1,896,000	1,898,000	1,489,400
1,698,000	1,700,000	1,311,200	1,798,000	1,800,000	1,401,200	1,898,000	1,900,000	1,491,200
1,700,000	1,702,000	1,313,000	1,800,000	1,802,000	1,403,000	1,900,000	1,902,000	1,493,000
1,702,000	1,704,000	1,314,800	1,802,000	1,804,000	1,404,800	1,902,000	1,904,000	1,494,800
1,704,000	1,706,000	1,316,600	1,804,000	1,806,000	1,406,600	1,904,000	1,906,000	1,496,600
1,706,000	1,708,000	1,318,400	1,806,000	1,808,000	1,408,400	1,906,000	1,908,000	1,498,400
1,708,000	1,710,000	1,320,200	1,808,000	1,810,000	1,410,200	1,908,000	1,910,000	1,500,200
1,710,000	1,712,000	1,322,000	1,810,000	1,812,000	1,412,000	1,910,000	1,912,000	1,502,000
1,712,000	1,714,000	1,323,800	1,812,000	1,814,000	1,413,800	1,912,000	1,914,000	1,503,800
1,714,000	1,716,000	1,325,600	1,814,000	1,816,000	1,415,600	1,914,000	1,916,000	1,505,600
1,716,000	1,718,000	1,327,400	1,816,000	1,818,000	1,417,400	1,916,000	1,918,000	1,507,400
1,718,000	1,720,000	1,329,200	1,818,000	1,820,000	1,419,200	1,918,000	1,920,000	1,509,200
1,720,000	1,722,000	1,331,000	1,820,000	1,822,000	1,421,000	1,920,000	1,922,000	1,511,000
1,722,000	1,724,000	1,332,800	1,822,000	1,824,000	1,422,800	1,922,000	1,924,000	1,512,800
1,724,000	1,726,000	1,334,600	1,824,000	1,826,000	1,424,600	1,924,000	1,926,000	1,514,600
1,726,000	1,728,000	1,336,400	1,826,000	1,828,000	1,426,400	1,926,000	1,928,000	1,516,400

昭和四十六年二月二十五日 衆議院会議録第二十一号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

(七)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,928,000	1,930,000	1,518,200	2,008,000	2,010,000	1,590,200	2,088,000	2,090,000	1,662,200
1,930,000	1,932,000	1,520,000	2,010,000	2,012,000	1,592,000	2,090,000	2,092,000	1,664,000
1,932,000	1,934,000	1,521,800	2,012,000	2,014,000	1,593,800	2,092,000	2,094,000	1,665,800
1,934,000	1,936,000	1,523,600	2,014,000	2,016,000	1,595,600	2,094,000	2,096,000	1,667,600
1,936,000	1,938,000	1,525,400	2,016,000	2,018,000	1,597,400	2,096,000	2,098,000	1,669,400
1,938,000	1,940,000	1,527,200	2,018,000	2,020,000	1,599,200	2,098,000	2,100,000	1,671,200
1,940,000	1,942,000	1,529,000	2,020,000	2,022,000	1,601,000	2,100,000	2,102,000	1,673,000
1,942,000	1,944,000	1,530,800	2,022,000	2,024,000	1,602,800	2,102,000	2,104,000	1,674,800
1,944,000	1,946,000	1,532,600	2,024,000	2,026,000	1,604,600	2,104,000	2,106,000	1,676,600
1,946,000	1,948,000	1,534,400	2,026,000	2,028,000	1,606,400	2,106,000	2,108,000	1,678,400
1,948,000	1,950,000	1,536,200	2,028,000	2,030,000	1,608,200	2,108,000	2,110,000	1,680,200
1,950,000	1,952,000	1,538,000	2,030,000	2,032,000	1,610,000	2,110,000	2,112,000	1,682,000
1,952,000	1,954,000	1,539,800	2,032,000	2,034,000	1,611,800	2,112,000	2,114,000	1,683,800
1,954,000	1,956,000	1,541,600	2,034,000	2,036,000	1,613,600	2,114,000	2,116,000	1,685,600
1,956,000	1,958,000	1,543,400	2,036,000	2,038,000	1,615,400	2,116,000	2,118,000	1,687,400
1,958,000	1,960,000	1,545,200	2,038,000	2,040,000	1,617,200	2,118,000	2,120,000	1,689,200
1,960,000	1,962,000	1,547,000	2,040,000	2,042,000	1,619,000	2,120,000	2,122,000	1,691,000
1,962,000	1,964,000	1,548,800	2,042,000	2,044,000	1,620,800	2,122,000	2,124,000	1,692,800
1,964,000	1,966,000	1,550,600	2,044,000	2,046,000	1,622,600	2,124,000	2,126,000	1,694,600
1,966,000	1,968,000	1,552,400	2,046,000	2,048,000	1,624,400	2,126,000	2,128,000	1,696,400
1,968,000	1,970,000	1,554,200	2,048,000	2,050,000	1,626,200	2,128,000	2,130,000	1,698,200
1,970,000	1,972,000	1,556,000	2,050,000	2,052,000	1,628,000			
1,972,000	1,974,000	1,557,800	2,052,000	2,054,000	1,629,800			
1,974,000	1,976,000	1,559,600	2,054,000	2,056,000	1,631,600			
1,976,000	1,978,000	1,561,400	2,056,000	2,058,000	1,633,400			
1,978,000	1,980,000	1,563,200	2,058,000	2,060,000	1,635,200	2,130,000	4,130,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 323,500円を控 除した金額
1,980,000	1,982,000	1,565,000	2,060,000	2,062,000	1,637,000			
1,982,000	1,984,000	1,566,800	2,062,000	2,064,000	1,638,800			
1,984,000	1,986,000	1,568,600	2,064,000	2,066,000	1,640,600			
1,986,000	1,988,000	1,570,400	2,066,000	2,068,000	1,642,400			
1,988,000	1,990,000	1,572,200	2,068,000	2,070,000	1,644,200	4,130,000円以上		給与等の金額か ら530,000円を 控除した金額
1,990,000	1,992,000	1,574,000	2,070,000	2,072,000	1,646,000			
1,992,000	1,994,000	1,575,800	2,072,000	2,074,000	1,647,800			
1,994,000	1,996,000	1,577,600	2,074,000	2,076,000	1,649,600			
1,996,000	1,998,000	1,579,400	2,076,000	2,078,000	1,651,400			
1,998,000	2,000,000	1,581,200	2,078,000	2,080,000	1,653,200			
2,000,000	2,002,000	1,583,000	2,080,000	2,082,000	1,655,000			
2,002,000	2,004,000	1,584,800	2,082,000	2,084,000	1,656,800			
2,004,000	2,006,000	1,586,600	2,084,000	2,086,000	1,658,600			
2,006,000	2,008,000	1,588,400	2,086,000	2,088,000	1,660,400			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,130,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附  
則

施行期日

**第一条** この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項及び第十条の改正規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前  
の例による。

(昭和四十六年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例)

第三条 田村四「年々の給与等の金額」(同上)の新規算定による結果によれば、給与等(以下「給与等」という。)の収入金額を附則別表第一の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

昭和四十六年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字

第七十九条第一項及び第二項(障害者控除)	十七万円	十六万五千円	十五万円	十一万円	十万七千五百円
第八十条第一項(老年者控除、第八十一条第一項(寡婦控除)及び第八十二条第一項(勤労学生控除)	十一万円	十万七千五百円	十万七千五百円	九万八千五百円	八万九千五百円
第八十三条第一項(配偶者控除)	十五万円	十四万七千五百円	十三万円	十二万円	一万一千五百円
第八十四条第一項(扶養控除)	十九万円	十八万七千五百円	十三万円	十二万円	一萬一千五百円
第八十四条第二項	十四万円	十三万七千五百円	十九万円	十八万円	一萬一千五百円
第八十六条第一項(基礎控除)	十九万円	十八万七千五百円	十四万円	十三万円	一萬一千五百円
第一百九十条第二号(年末調整)	別表第七の附表	所得税法の一部を改正する法律(昭和四十六年法第律第一号。以下「改正別表第一」という。)附則別表	別表第七の附表	別表第七の附表	別表第七の附表
別表第七の表	4,280,000	4,280,000	4,280,000	4,280,000	4,280,000

(少額預金の利子所得等の非課税に関する措置)  
第四条 新法第十条(少額預金の利子所得等の非課税)の規定は、昭和四十七年一月一日以後に預入し、信託又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

居住者が、昭和四十七年一月一日前に預入し、信託し又は購入した改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十一条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合は、当該預貯金、合同運用信託又は有価証券については、その者が同日において新法第十一条の要件に従つて預入し、信託し又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

(昭和四十六年分及び昭和四十七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

別表第七の備考工	この表の附表	改正法附則別表第一
	110,000円	107,500円
	150,000円	147,500円

定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別第一表により求めた率

2 昭和四十五年分の課税総所得金額等が八千円以上である居住者の昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から五十八万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十五年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合には、昭和四十六年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したものによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十六年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第一」とあるのは「附則別表第三」と、第二項中「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十六年分」と、「八千万円」とあるのは「五百万円」と、「五十八万円」とあるのは「三千円」と、第三項中「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十六年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

(源泉徴収税額等に係る還付金に関する経過措置)

第六条 新法第二百三十九条第四項(源泉徴収税額等の還付)及び第二百五十九条第五項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)の規定は、こ

の法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にこれららの規定に規定する充當をする場合について適用する。

(信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置)

第七条 新法第二百七十六条第二項及び第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定は、施行日以後に支払うべき同条第二項に規定する

収益の分配について適用し、同日前に支払うべき当該収益の分配については、なお従前の例によること。

(給与所得等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徵収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例によること。

(給与所得等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第九条 新法第二百二十五条第一項第一号(支払調書)の規定(外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国法人の発行する債券の利子に係る部分に限る)は、施行日以後に支払う当該債券の利子について適用する。

2 新法第二百二十五条第一項第三号又は第七号の規定(新法第二百六十二条第七号ロ(国内源泉所得)に掲げる使用料若しくは対価又は第二百四条第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)に規定する著作権(著作隣接権を含む。)の使用料に係る部分に限る)は、施行日以後に支払うべきこれららの使用料又は対価について適用し、同日前に支払うべきこれらの使用料又は対価については、なお従前の例による。

(申告書の公示に関する経過措置)

第十条 新法第二百三十三条(申告書の公示)の規定は、施行日以後に同条の規定による公示をする場合について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第十一條 施行日前に昭和四十六年分の所得税につき旧法第二百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第二百六十六条(非居住者に対する適用))において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に

適用し、同日前に支払うべき当該報酬又は料金について、なお従前の例による。

4 新法第二百四条第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)の規定は、施行日以後に

掲げる使用料又は対価に係る新法第四編第五章

(非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収)の規定は、施行日以後に支払うべき当該使用料又は対価について適用し、同日前に支払うべき当該使用料又は対価に係る利子等の課税の特例に對しては、なお従前の例によること。

(支取調書の提出に関する経過措置)

第九条 新法第二百五十九条第二項(更正の請求)の規定(外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国法人の発行する債券の利子に係る部分に限る)は、施行日以後に支払う当該債券の利子について適用する。

2 新法第二百五十九条第一項(更正の請求)の規定による源泉徴収税額等の還付(新法第二百六十八条(非居住者に対する還付))において準用する場合を含む。)の規定による還付金について

用により異動を生ずることとなつたときは、そ

の異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十七年三月三十一日までに、税務署長に対し、國税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をことができる。

2 前項の更正の請求に基づく國税通則法第二百六十八条の規定による更正があつた場合において、新法第二百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第二百六十八条(非居住者に対する還付))において準用する場合を含む。)の規定による還付金について

用により異動を生ずることとなつたときは、その計

算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金

につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當をする日(同日前に当該充當をするのに適したこととなつた日)までの期間とする。

(所得税法の一部を改正する法律の一改正)

第十二条 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のよう

いに改正する。

附則第五条の見出し中「及び昭和四十六年分を削り、同条第五項を削る。」

4 新法第二百四条第一項第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)の規定による申告書を提出した者及び同日前に

適用し、同日前に支払うべき当該報酬又は料金

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

附則別表第一 昭和46年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与		給与等の金額		給与所得控除後の給与		給与等の金額		給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
123,800	円未満	0	220,000	222,000	78,000	320,000	322,000	158,000			
123,800	124,000	1,000	222,000	224,000	79,600	322,000	324,000	159,600			
124,000	126,000	1,200	224,000	226,000	81,200	324,000	326,000	161,200			
126,000	128,000	2,800	226,000	228,000	82,800	326,000	328,000	162,800			
128,000	130,000	4,400	228,000	230,000	84,400	328,000	330,000	164,400			
130,000	132,000	6,000	230,000	232,000	86,000	330,000	332,000	166,000			
132,000	134,000	7,600	232,000	234,000	87,600	332,000	334,000	167,600			
134,000	136,000	9,200	234,000	236,000	89,200	334,000	336,000	169,200			
136,000	138,000	10,800	236,000	238,000	90,800	336,000	338,000	170,800			
138,000	140,000	12,400	238,000	240,000	92,400	338,000	340,000	172,400			
140,000	142,000	14,000	240,000	242,000	94,000	340,000	342,000	174,000			
142,000	144,000	15,600	242,000	244,000	95,600	342,000	344,000	175,600			
144,000	146,000	17,200	244,000	246,000	97,200	344,000	346,000	177,200			
146,000	148,000	18,800	246,000	248,000	98,800	346,000	348,000	178,800			
148,000	150,000	20,400	248,000	250,000	100,400	348,000	350,000	180,400			
150,000	152,000	22,000	250,000	252,000	102,000	350,000	352,000	182,000			
152,000	154,000	23,600	252,000	254,000	103,600	352,000	354,000	183,600			
154,000	156,000	25,200	254,000	256,000	105,200	354,000	356,000	185,200			
156,000	158,000	26,800	256,000	258,000	106,800	356,000	358,000	186,800			
158,000	160,000	28,400	258,000	260,000	108,400	358,000	360,000	188,400			
160,000	162,000	30,000	260,000	262,000	110,000	360,000	362,000	190,000			
162,000	164,000	31,600	262,000	264,000	111,600	362,000	364,000	191,600			
164,000	166,000	33,200	264,000	266,000	113,200	364,000	366,000	193,200			
166,000	168,000	34,800	266,000	268,000	114,800	366,000	368,000	194,800			
168,000	170,000	36,400	268,000	270,000	116,400	368,000	370,000	196,400			
170,000	172,000	38,000	270,000	272,000	118,000	370,000	372,000	198,000			
172,000	174,000	39,600	272,000	274,000	119,600	372,000	374,000	199,600			
174,000	176,000	41,200	274,000	276,000	121,200	374,000	376,000	201,200			
176,000	178,000	42,800	276,000	278,000	122,800	376,000	378,000	202,800			
178,000	180,000	44,400	278,000	280,000	124,400	378,000	380,000	204,400			
180,000	182,000	46,000	280,000	282,000	126,000	380,000	382,000	206,000			
182,000	184,000	47,600	282,000	284,000	127,600	382,000	384,000	207,600			
184,000	186,000	49,200	284,000	286,000	129,200	384,000	386,000	209,200			
186,000	188,000	50,800	286,000	288,000	130,800	386,000	388,000	210,800			
188,000	190,000	52,400	288,000	290,000	132,400	388,000	390,000	212,400			
190,000	192,000	54,000	290,000	292,000	134,000	390,000	392,000	214,000			
192,000	194,000	55,600	292,000	294,000	135,600	392,000	394,000	215,600			
194,000	196,000	57,200	294,000	296,000	137,200	394,000	396,000	217,200			
196,000	198,000	58,800	296,000	298,000	138,800	396,000	398,000	218,800			
198,000	200,000	60,400	298,000	300,000	140,400	398,000	400,000	220,400			
200,000	202,000	62,000	300,000	302,000	142,000	400,000	402,000	222,000			
202,000	204,000	63,600	302,000	304,000	143,600	402,000	404,000	223,600			
204,000	206,000	65,200	304,000	306,000	145,200	404,000	406,000	225,200			
206,000	208,000	66,800	306,000	308,000	146,800	406,000	408,000	226,800			
208,000	210,000	68,400	308,000	310,000	148,400	408,000	410,000	228,400			
210,000	212,000	70,000	310,000	312,000	150,000	410,000	412,000	230,000			
212,000	214,000	71,600	312,000	314,000	151,600	412,000	414,000	231,600			
214,000	216,000	73,200	314,000	316,000	153,200	414,000	416,000	233,200			
216,000	218,000	74,800	316,000	318,000	154,800	416,000	418,000	234,800			
218,000	220,000	76,400	318,000	320,000	156,400	418,000	420,000	236,400			

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
420,000	422,000	238,000	520,000	522,000	318,000	620,000	622,000	398,000
422,000	424,000	239,600	522,000	524,000	319,600	622,000	624,000	399,600
424,000	426,000	241,200	524,000	526,000	321,200	624,000	626,000	401,200
426,000	428,000	242,800	526,000	528,000	322,800	626,000	628,000	402,800
428,000	430,000	244,400	528,000	530,000	324,400	628,000	630,000	404,400
430,000	432,000	246,000	530,000	532,000	326,000	630,000	632,000	406,000
432,000	434,000	247,600	532,000	534,000	327,600	632,000	634,000	407,600
434,000	436,000	249,200	534,000	536,000	329,200	634,000	636,000	409,200
436,000	438,000	250,800	536,000	538,000	330,800	636,000	638,000	410,800
438,000	440,000	252,400	538,000	540,000	332,400	638,000	640,000	412,400
440,000	442,000	254,000	540,000	542,000	334,000	640,000	642,000	414,000
442,000	444,000	255,600	542,000	544,000	335,600	642,000	644,000	415,600
444,000	446,000	257,200	544,000	546,000	337,200	644,000	646,000	417,200
446,000	448,000	258,800	546,000	548,000	338,800	646,000	648,000	418,800
448,000	450,000	260,400	548,000	550,000	340,400	648,000	650,000	420,400
450,000	452,000	262,000	550,000	552,000	342,000	650,000	652,000	422,000
452,000	454,000	263,600	552,000	554,000	343,600	652,000	654,000	423,600
454,000	456,000	265,200	554,000	556,000	345,200	654,000	656,000	425,200
456,000	458,000	266,800	556,000	558,000	346,800	656,000	658,000	426,800
458,000	460,000	268,400	558,000	560,000	348,400	658,000	660,000	428,400
460,000	462,000	270,000	560,000	562,000	350,000	660,000	662,000	430,000
462,000	464,000	271,600	562,000	564,000	351,600	662,000	664,000	431,600
464,000	466,000	273,200	564,000	566,000	353,200	664,000	666,000	433,200
466,000	468,000	274,800	566,000	568,000	354,800	666,000	668,000	434,800
468,000	470,000	276,400	568,000	570,000	356,400	668,000	670,000	436,400
470,000	472,000	278,000	570,000	572,000	358,000	670,000	672,000	438,000
472,000	474,000	279,600	572,000	574,000	359,600	672,000	674,000	439,600
474,000	476,000	281,200	574,000	576,000	361,200	674,000	676,000	441,200
476,000	478,000	282,800	576,000	578,000	362,800	676,000	678,000	442,800
478,000	480,000	284,400	578,000	580,000	364,400	678,000	680,000	444,400
480,000	482,000	286,000	580,000	582,000	366,000	680,000	682,000	446,000
482,000	484,000	287,600	582,000	584,000	367,600	682,000	684,000	447,600
484,000	486,000	289,200	584,000	586,000	369,200	684,000	686,000	449,200
486,000	488,000	290,800	586,000	588,000	370,800	686,000	688,000	450,800
488,000	490,000	292,400	588,000	590,000	372,400	688,000	690,000	452,400
490,000	492,000	294,000	590,000	592,000	374,000	690,000	692,000	454,000
492,000	494,000	295,600	592,000	594,000	375,600	692,000	694,000	455,600
494,000	496,000	297,200	594,000	596,000	377,200	694,000	696,000	457,200
496,000	498,000	298,800	596,000	598,000	378,800	696,000	698,000	458,800
498,000	500,000	300,400	598,000	600,000	380,400	698,000	700,000	460,400
500,000	502,000	302,000	600,000	602,000	382,000	700,000	702,000	462,000
502,000	504,000	303,600	602,000	604,000	383,600	702,000	704,000	463,600
504,000	506,000	305,200	604,000	606,000	385,200	704,000	706,000	465,200
506,000	508,000	306,800	606,000	608,000	386,800	706,000	708,000	466,800
508,000	510,000	308,400	608,000	610,000	388,400	708,000	710,000	468,400
510,000	512,000	310,000	610,000	612,000	390,000	710,000	712,000	470,000
512,000	514,000	311,600	612,000	614,000	391,600	712,000	714,000	471,600
514,000	516,000	313,200	614,000	616,000	393,200	714,000	716,000	473,200
516,000	518,000	314,800	616,000	618,000	394,800	716,000	718,000	474,800
518,000	520,000	316,400	618,000	620,000	396,400	718,000	720,000	476,400

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

## (三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
720,000	722,000	478,000	820,000	822,000	558,000	920,000	922,000	638,000
722,000	724,000	479,600	822,000	824,000	559,600	922,000	924,000	639,600
724,000	726,000	481,200	824,000	826,000	561,200	924,000	926,000	641,200
726,000	728,000	482,800	826,000	828,000	562,800	926,000	928,000	642,800
728,000	730,000	484,400	828,000	830,000	564,400	928,000	930,000	644,400
730,000	732,000	486,000	830,000	832,000	566,000	930,000	932,000	646,000
732,000	734,000	487,600	832,000	834,000	567,600	932,000	934,000	647,600
734,000	736,000	489,200	834,000	836,000	569,200	934,000	936,000	649,200
736,000	738,000	490,800	836,000	838,000	570,800	936,000	938,000	650,800
738,000	740,000	492,400	838,000	840,000	572,400	938,000	940,000	652,400
740,000	742,000	494,000	840,000	842,000	574,000	940,000	942,000	654,000
742,000	744,000	495,600	842,000	844,000	575,600	942,000	944,000	655,600
744,000	746,000	497,200	844,000	846,000	577,200	944,000	946,000	657,200
746,000	748,000	498,800	846,000	848,000	578,800	946,000	948,000	658,800
748,000	750,000	500,400	848,000	850,000	580,400	948,000	950,000	660,400
750,000	752,000	502,000	850,000	852,000	582,000	950,000	952,000	662,000
752,000	754,000	503,600	852,000	854,000	583,600	952,000	954,000	663,600
754,000	756,000	505,200	854,000	856,000	585,200	954,000	956,000	665,200
756,000	758,000	506,800	856,000	858,000	586,800	956,000	958,000	666,800
758,000	760,000	508,400	858,000	860,000	588,400	958,000	960,000	668,400
760,000	762,000	510,000	860,000	862,000	590,000	960,000	962,000	670,000
762,000	764,000	511,600	862,000	864,000	591,600	962,000	964,000	671,600
764,000	766,000	513,200	864,000	866,000	593,200	964,000	966,000	673,200
766,000	768,000	514,800	866,000	868,000	594,800	966,000	968,000	674,800
768,000	770,000	516,400	868,000	870,000	596,400	968,000	970,000	676,400
770,000	772,000	518,000	870,000	872,000	598,000	970,000	972,000	678,000
772,000	774,000	519,600	872,000	874,000	599,600	972,000	974,000	679,600
774,000	776,000	521,200	874,000	876,000	601,200	974,000	976,000	681,200
776,000	778,000	522,800	876,000	878,000	602,800	976,000	978,000	682,800
778,000	780,000	524,400	878,000	880,000	604,400	978,000	980,000	684,400
780,000	782,000	526,000	880,000	882,000	606,000	980,000	982,000	686,000
782,000	784,000	527,600	882,000	884,000	607,600	982,000	984,000	687,600
784,000	786,000	529,200	884,000	886,000	609,200	984,000	986,000	689,200
786,000	788,000	530,800	886,000	888,000	610,800	986,000	988,000	690,800
788,000	790,000	532,400	888,000	890,000	612,400	988,000	990,000	692,400
790,000	792,000	534,000	890,000	892,000	614,000	990,000	992,000	694,000
792,000	794,000	535,600	892,000	894,000	615,600	992,000	994,000	695,600
794,000	796,000	537,200	894,000	896,000	617,200	994,000	996,000	697,200
796,000	798,000	538,800	896,000	898,000	618,800	996,000	998,000	698,800
798,000	800,000	540,400	898,000	900,000	620,400	998,000	1,000,000	700,400
800,000	802,000	542,000	900,000	902,000	622,000	1,000,000	1,002,000	702,000
802,000	804,000	543,600	902,000	904,000	623,600	1,002,000	1,004,000	703,600
804,000	806,000	545,200	904,000	906,000	625,200	1,004,000	1,006,000	705,200
806,000	808,000	546,800	906,000	908,000	626,800	1,006,000	1,008,000	706,800
808,000	810,000	548,400	908,000	910,000	628,400	1,008,000	1,010,000	708,400
810,000	812,000	550,000	910,000	912,000	630,000	1,010,000	1,012,000	710,000
812,000	814,000	551,600	912,000	914,000	631,600	1,012,000	1,014,000	711,600
814,000	816,000	553,200	914,000	916,000	633,200	1,014,000	1,016,000	713,200
816,000	818,000	554,800	916,000	918,000	634,800	1,016,000	1,018,000	714,800
818,000	820,000	556,400	918,000	920,000	636,400	1,018,000	1,020,000	716,400

(四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,020,000	1,022,000	718,000	1,120,000	1,122,000	798,000	1,220,000	1,222,000	887,750
1,022,000	1,024,000	719,600	1,122,000	1,124,000	799,600	1,222,000	1,224,000	889,550
1,024,000	1,026,000	721,200	1,124,000	1,126,000	801,350	1,224,000	1,226,000	891,350
1,026,000	1,028,000	722,800	1,126,000	1,128,000	803,150	1,226,000	1,228,000	893,150
1,028,000	1,030,000	724,400	1,128,000	1,130,000	804,950	1,228,000	1,230,000	894,950
1,030,000	1,032,000	726,000	1,130,000	1,132,000	806,750	1,230,000	1,232,000	896,750
1,032,000	1,034,000	727,600	1,132,000	1,134,000	808,550	1,232,000	1,234,000	898,550
1,034,000	1,036,000	729,200	1,134,000	1,136,000	810,350	1,234,000	1,236,000	900,350
1,036,000	1,038,000	730,800	1,136,000	1,138,000	812,150	1,236,000	1,238,000	902,150
1,038,000	1,040,000	732,400	1,138,000	1,140,000	813,950	1,238,000	1,240,000	903,950
1,040,000	1,042,000	734,000	1,140,000	1,142,000	815,750	1,240,000	1,242,000	905,750
1,042,000	1,044,000	735,600	1,142,000	1,144,000	817,550	1,242,000	1,244,000	907,550
1,044,000	1,046,000	737,200	1,144,000	1,146,000	819,350	1,244,000	1,246,000	909,350
1,046,000	1,048,000	738,800	1,146,000	1,148,000	821,150	1,246,000	1,248,000	911,150
1,048,000	1,050,000	740,400	1,148,000	1,150,000	822,950	1,248,000	1,250,000	912,950
1,050,000	1,052,000	742,000	1,150,000	1,152,000	824,750	1,250,000	1,252,000	914,750
1,052,000	1,054,000	743,600	1,152,000	1,154,000	826,550	1,252,000	1,254,000	916,550
1,054,000	1,056,000	745,200	1,154,000	1,156,000	828,350	1,254,000	1,256,000	918,350
1,056,000	1,058,000	746,800	1,156,000	1,158,000	830,150	1,256,000	1,258,000	920,150
1,058,000	1,060,000	748,400	1,158,000	1,160,000	831,950	1,258,000	1,260,000	921,950
1,060,000	1,062,000	750,000	1,160,000	1,162,000	833,750	1,260,000	1,262,000	923,750
1,062,000	1,064,000	751,600	1,162,000	1,164,000	835,550	1,262,000	1,264,000	925,550
1,064,000	1,066,000	753,200	1,164,000	1,166,000	837,350	1,264,000	1,266,000	927,350
1,066,000	1,068,000	754,800	1,166,000	1,168,000	839,150	1,266,000	1,268,000	929,150
1,068,000	1,070,000	756,400	1,168,000	1,170,000	840,950	1,268,000	1,270,000	930,950
1,070,000	1,072,000	758,000	1,170,000	1,172,000	842,750	1,270,000	1,272,000	932,750
1,072,000	1,074,000	759,600	1,172,000	1,174,000	844,550	1,272,000	1,274,000	934,550
1,074,000	1,076,000	761,200	1,174,000	1,176,000	846,350	1,274,000	1,276,000	936,350
1,076,000	1,078,000	762,800	1,176,000	1,178,000	848,150	1,276,000	1,278,000	938,150
1,078,000	1,080,000	764,400	1,178,000	1,180,000	849,950	1,278,000	1,280,000	939,950
1,080,000	1,082,000	766,000	1,180,000	1,182,000	851,750	1,280,000	1,282,000	941,750
1,082,000	1,084,000	767,600	1,182,000	1,184,000	853,550	1,282,000	1,284,000	943,550
1,084,000	1,086,000	769,200	1,184,000	1,186,000	855,350	1,284,000	1,286,000	945,350
1,086,000	1,088,000	770,800	1,186,000	1,188,000	857,150	1,286,000	1,288,000	947,150
1,088,000	1,090,000	772,400	1,188,000	1,190,000	858,950	1,288,000	1,290,000	948,950
1,090,000	1,092,000	774,000	1,190,000	1,192,000	860,750	1,290,000	1,292,000	950,750
1,092,000	1,094,000	775,600	1,192,000	1,194,000	862,550	1,292,000	1,294,000	952,550
1,094,000	1,096,000	777,200	1,194,000	1,196,000	864,350	1,294,000	1,296,000	954,350
1,096,000	1,098,000	778,800	1,196,000	1,198,000	866,150	1,296,000	1,298,000	956,150
1,098,000	1,100,000	780,400	1,198,000	1,200,000	867,950	1,298,000	1,300,000	957,950
1,100,000	1,102,000	782,000	1,200,000	1,202,000	869,750	1,300,000	1,302,000	959,750
1,102,000	1,104,000	783,600	1,202,000	1,204,000	871,550	1,302,000	1,304,000	961,550
1,104,000	1,106,000	785,200	1,204,000	1,206,000	873,350	1,304,000	1,306,000	963,350
1,106,000	1,108,000	786,800	1,206,000	1,208,000	875,150	1,306,000	1,308,000	965,150
1,108,000	1,110,000	788,400	1,208,000	1,210,000	876,950	1,308,000	1,310,000	966,950
1,110,000	1,112,000	790,000	1,210,000	1,212,000	878,750	1,310,000	1,312,000	968,750
1,112,000	1,114,000	791,600	1,212,000	1,214,000	880,550	1,312,000	1,314,000	970,550
1,114,000	1,116,000	793,200	1,214,000	1,216,000	882,350	1,314,000	1,316,000	972,350
1,116,000	1,118,000	794,800	1,216,000	1,218,000	884,150	1,316,000	1,318,000	974,150
1,118,000	1,120,000	796,400	1,218,000	1,220,000	885,950	1,318,000	1,320,000	975,950

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

(五)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,320,000	1,322,000	977,750	1,420,000	1,422,000	1,067,750	1,520,000	1,522,000	1,157,750
1,322,000	1,324,000	979,550	1,422,000	1,424,000	1,069,550	1,522,000	1,524,000	1,159,550
1,324,000	1,326,000	981,350	1,424,000	1,426,000	1,071,350	1,524,000	1,526,000	1,161,350
1,326,000	1,328,000	983,150	1,426,000	1,428,000	1,073,150	1,526,000	1,528,000	1,163,150
1,328,000	1,330,000	984,950	1,428,000	1,430,000	1,074,950	1,528,000	1,530,000	1,164,950
1,330,000	1,332,000	986,750	1,430,000	1,432,000	1,076,750	1,530,000	1,532,000	1,166,750
1,332,000	1,334,000	988,550	1,432,000	1,434,000	1,078,550	1,532,000	1,534,000	1,168,550
1,334,000	1,336,000	990,350	1,434,000	1,436,000	1,080,350	1,534,000	1,536,000	1,170,350
1,336,000	1,338,000	992,150	1,436,000	1,438,000	1,082,150	1,536,000	1,538,000	1,172,150
1,338,000	1,340,000	993,950	1,438,000	1,440,000	1,083,950	1,538,000	1,540,000	1,173,950
1,340,000	1,342,000	995,750	1,440,000	1,442,000	1,085,750	1,540,000	1,542,000	1,175,750
1,342,000	1,344,000	997,550	1,442,000	1,444,000	1,087,550	1,542,000	1,544,000	1,177,550
1,344,000	1,346,000	999,350	1,444,000	1,446,000	1,089,350	1,544,000	1,546,000	1,179,350
1,346,000	1,348,000	1,001,150	1,446,000	1,448,000	1,091,150	1,546,000	1,548,000	1,181,150
1,348,000	1,350,000	1,002,950	1,448,000	1,450,000	1,092,950	1,548,000	1,550,000	1,182,950
1,350,000	1,352,000	1,004,750	1,450,000	1,452,000	1,094,750	1,550,000	1,552,000	1,184,750
1,352,000	1,354,000	1,006,550	1,452,000	1,454,000	1,096,550	1,552,000	1,554,000	1,186,550
1,354,000	1,356,000	1,008,350	1,454,000	1,456,000	1,098,350	1,554,000	1,556,000	1,188,350
1,356,000	1,358,000	1,010,150	1,456,000	1,458,000	1,100,150	1,556,000	1,558,000	1,190,150
1,358,000	1,360,000	1,011,950	1,458,000	1,460,000	1,101,950	1,558,000	1,560,000	1,191,950
1,360,000	1,362,000	1,013,750	1,460,000	1,462,000	1,103,750	1,560,000	1,562,000	1,193,750
1,362,000	1,364,000	1,015,550	1,462,000	1,464,000	1,105,550	1,562,000	1,564,000	1,195,550
1,364,000	1,366,000	1,017,350	1,464,000	1,466,000	1,107,350	1,564,000	1,566,000	1,197,350
1,366,000	1,368,000	1,019,150	1,466,000	1,468,000	1,109,150	1,566,000	1,568,000	1,199,150
1,368,000	1,370,000	1,020,950	1,468,000	1,470,000	1,110,950	1,568,000	1,570,000	1,200,950
1,370,000	1,372,000	1,022,750	1,470,000	1,472,000	1,112,750	1,570,000	1,572,000	1,202,750
1,372,000	1,374,000	1,024,550	1,472,000	1,474,000	1,114,550	1,572,000	1,574,000	1,204,550
1,374,000	1,376,000	1,026,350	1,474,000	1,476,000	1,116,350	1,574,000	1,576,000	1,206,350
1,376,000	1,378,000	1,028,150	1,476,000	1,478,000	1,118,150	1,576,000	1,578,000	1,208,150
1,378,000	1,380,000	1,029,950	1,478,000	1,480,000	1,119,950	1,578,000	1,580,000	1,209,950
1,380,000	1,382,000	1,031,750	1,480,000	1,482,000	1,121,750	1,580,000	1,582,000	1,211,750
1,382,000	1,384,000	1,033,550	1,482,000	1,484,000	1,123,550	1,582,000	1,584,000	1,213,550
1,384,000	1,386,000	1,035,350	1,484,000	1,486,000	1,125,350	1,584,000	1,586,000	1,215,350
1,386,000	1,388,000	1,037,150	1,486,000	1,488,000	1,127,150	1,586,000	1,588,000	1,217,150
1,388,000	1,390,000	1,038,950	1,488,000	1,490,000	1,128,950	1,588,000	1,590,000	1,218,950
1,390,000	1,392,000	1,040,750	1,490,000	1,492,000	1,130,750	1,590,000	1,592,000	1,220,750
1,392,000	1,394,000	1,042,550	1,492,000	1,494,000	1,132,550	1,592,000	1,594,000	1,222,550
1,394,000	1,396,000	1,044,350	1,494,000	1,496,000	1,134,350	1,594,000	1,596,000	1,224,350
1,396,000	1,398,000	1,046,150	1,496,000	1,498,000	1,136,150	1,596,000	1,598,000	1,226,150
1,398,000	1,400,000	1,047,950	1,498,000	1,500,000	1,137,950	1,598,000	1,600,000	1,227,950
1,400,000	1,402,000	1,049,750	1,500,000	1,502,000	1,139,750	1,600,000	1,602,000	1,229,750
1,402,000	1,404,000	1,051,550	1,502,000	1,504,000	1,141,550	1,602,000	1,604,000	1,231,550
1,404,000	1,406,000	1,053,350	1,504,000	1,506,000	1,143,350	1,604,000	1,606,000	1,233,350
1,406,000	1,408,000	1,055,150	1,506,000	1,508,000	1,145,150	1,606,000	1,608,000	1,235,150
1,408,000	1,410,000	1,056,950	1,508,000	1,510,000	1,146,950	1,608,000	1,610,000	1,236,950
1,410,000	1,412,000	1,058,750	1,510,000	1,512,000	1,148,750	1,610,000	1,612,000	1,238,750
1,412,000	1,414,000	1,060,550	1,512,000	1,514,000	1,150,550	1,612,000	1,614,000	1,240,550
1,414,000	1,416,000	1,062,350	1,514,000	1,516,000	1,152,350	1,614,000	1,616,000	1,242,350
1,416,000	1,418,000	1,064,150	1,516,000	1,518,000	1,154,150	1,616,000	1,618,000	1,244,150
1,418,000	1,420,000	1,065,950	1,518,000	1,520,000	1,155,950	1,618,000	1,620,000	1,245,950

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

(六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,620,000	1,622,000	1,247,750	1,720,000	1,722,000	1,337,750	1,820,000	1,822,000	1,427,750
1,622,000	1,624,000	1,249,550	1,722,000	1,724,000	1,339,550	1,822,000	1,824,000	1,429,550
1,624,000	1,626,000	1,251,350	1,724,000	1,726,000	1,341,350	1,824,000	1,826,000	1,431,350
1,626,000	1,628,000	1,253,150	1,726,000	1,728,000	1,343,150	1,826,000	1,828,000	1,433,150
1,628,000	1,630,000	1,254,950	1,728,000	1,730,000	1,344,950	1,828,000	1,830,000	1,434,950
1,630,000	1,632,000	1,256,750	1,730,000	1,732,000	1,346,750	1,830,000	1,832,000	1,436,750
1,632,000	1,634,000	1,258,550	1,732,000	1,734,000	1,348,550	1,832,000	1,834,000	1,438,550
1,634,000	1,636,000	1,260,350	1,734,000	1,736,000	1,350,350	1,834,000	1,836,000	1,440,350
1,636,000	1,638,000	1,262,150	1,736,000	1,738,000	1,352,150	1,836,000	1,838,000	1,442,150
1,638,000	1,640,000	1,263,950	1,738,000	1,740,000	1,353,950	1,838,000	1,840,000	1,443,950
1,640,000	1,642,000	1,265,750	1,740,000	1,742,000	1,355,750	1,840,000	1,842,000	1,445,750
1,642,000	1,644,000	1,267,550	1,742,000	1,744,000	1,357,550	1,842,000	1,844,000	1,447,550
1,644,000	1,646,000	1,269,350	1,744,000	1,746,000	1,359,350	1,844,000	1,846,000	1,449,350
1,646,000	1,648,000	1,271,150	1,746,000	1,748,000	1,361,150	1,846,000	1,848,000	1,451,150
1,648,000	1,650,000	1,272,950	1,748,000	1,750,000	1,362,950	1,848,000	1,850,000	1,452,950
1,650,000	1,652,000	1,274,750	1,750,000	1,752,000	1,364,750	1,850,000	1,852,000	1,454,750
1,652,000	1,654,000	1,276,550	1,752,000	1,754,000	1,366,550	1,852,000	1,854,000	1,456,550
1,654,000	1,656,000	1,278,350	1,754,000	1,756,000	1,368,350	1,854,000	1,856,000	1,458,350
1,656,000	1,658,000	1,280,150	1,756,000	1,758,000	1,370,150	1,856,000	1,858,000	1,460,150
1,658,000	1,660,000	1,281,950	1,758,000	1,760,000	1,371,950	1,858,000	1,860,000	1,461,950
1,660,000	1,662,000	1,283,750	1,760,000	1,762,000	1,373,750	1,860,000	1,862,000	1,463,750
1,662,000	1,664,000	1,285,550	1,762,000	1,764,000	1,375,550	1,862,000	1,864,000	1,465,550
1,664,000	1,666,000	1,287,350	1,764,000	1,766,000	1,377,350	1,864,000	1,866,000	1,467,350
1,666,000	1,668,000	1,289,150	1,766,000	1,768,000	1,379,150	1,866,000	1,868,000	1,469,150
1,668,000	1,670,000	1,290,950	1,768,000	1,770,000	1,380,950	1,868,000	1,870,000	1,470,950
1,670,000	1,672,000	1,292,750	1,770,000	1,772,000	1,382,750	1,870,000	1,872,000	1,472,750
1,672,000	1,674,000	1,294,550	1,772,000	1,774,000	1,384,550	1,872,000	1,874,000	1,474,550
1,674,000	1,676,000	1,296,350	1,774,000	1,776,000	1,386,350	1,874,000	1,876,000	1,476,350
1,676,000	1,678,000	1,298,150	1,776,000	1,778,000	1,388,150	1,876,000	1,878,000	1,478,150
1,678,000	1,680,000	1,299,950	1,778,000	1,780,000	1,389,950	1,878,000	1,880,000	1,479,950
1,680,000	1,682,000	1,301,750	1,780,000	1,782,000	1,391,750	1,880,000	1,882,000	1,481,750
1,682,000	1,684,000	1,303,550	1,782,000	1,784,000	1,393,550	1,882,000	1,884,000	1,483,550
1,684,000	1,686,000	1,305,350	1,784,000	1,786,000	1,395,350	1,884,000	1,886,000	1,485,350
1,686,000	1,688,000	1,307,150	1,786,000	1,788,000	1,397,150	1,886,000	1,888,000	1,487,150
1,688,000	1,690,000	1,308,950	1,788,000	1,790,000	1,398,950	1,888,000	1,890,000	1,488,950
1,690,000	1,692,000	1,310,750	1,790,000	1,792,000	1,400,750	1,890,000	1,892,000	1,490,750
1,692,000	1,694,000	1,312,550	1,792,000	1,794,000	1,402,550	1,892,000	1,894,000	1,492,550
1,694,000	1,696,000	1,314,350	1,794,000	1,796,000	1,404,350	1,894,000	1,896,000	1,494,350
1,696,000	1,698,000	1,316,150	1,796,000	1,798,000	1,406,150	1,896,000	1,898,000	1,496,150
1,698,000	1,700,000	1,317,950	1,798,000	1,800,000	1,407,950	1,898,000	1,900,000	1,497,950
1,700,000	1,702,000	1,319,750	1,800,000	1,802,000	1,409,750	1,900,000	1,902,000	1,499,750
1,702,000	1,704,000	1,321,550	1,802,000	1,804,000	1,411,550	1,902,000	1,904,000	1,501,550
1,704,000	1,706,000	1,323,350	1,804,000	1,806,000	1,413,350	1,904,000	1,906,000	1,503,350
1,706,000	1,708,000	1,325,150	1,806,000	1,808,000	1,415,150	1,906,000	1,908,000	1,505,150
1,708,000	1,710,000	1,326,950	1,808,000	1,810,000	1,416,950	1,908,000	1,910,000	1,506,950
1,710,000	1,712,000	1,328,750	1,810,000	1,812,000	1,418,750	1,910,000	1,912,000	1,508,750
1,712,000	1,714,000	1,330,550	1,812,000	1,814,000	1,420,550	1,912,000	1,914,000	1,510,550
1,714,000	1,716,000	1,332,350	1,814,000	1,816,000	1,422,350	1,914,000	1,916,000	1,512,350
1,716,000	1,718,000	1,334,150	1,816,000	1,818,000	1,424,150	1,916,000	1,918,000	1,514,150
1,718,000	1,720,000	1,335,950	1,818,000	1,820,000	1,425,950	1,918,000	1,920,000	1,515,950

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

(七)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,920,000	1,922,000	1,517,750	2,000,000	2,002,000	1,589,750	2,080,000	2,082,000	1,661,750
1,922,000	1,924,000	1,519,550	2,002,000	2,004,000	1,591,550	2,082,000	2,084,000	1,663,550
1,924,000	1,926,000	1,521,350	2,004,000	2,006,000	1,593,350	2,084,000	2,086,000	1,665,350
1,926,000	1,928,000	1,523,150	2,006,000	2,008,000	1,595,150	2,086,000	2,088,000	1,667,150
1,928,000	1,930,000	1,524,950	2,008,000	2,010,000	1,596,950	2,088,000	2,090,000	1,668,950
1,930,000	1,932,000	1,526,750	2,010,000	2,012,000	1,598,750	2,090,000	2,092,000	1,670,750
1,932,000	1,934,000	1,528,550	2,012,000	2,014,000	1,600,550	2,092,000	2,094,000	1,672,550
1,934,000	1,936,000	1,530,350	2,014,000	2,016,000	1,602,350	2,094,000	2,096,000	1,674,350
1,936,000	1,938,000	1,532,150	2,016,000	2,018,000	1,604,150	2,096,000	2,098,000	1,676,150
1,938,000	1,940,000	1,533,950	2,018,000	2,020,000	1,605,950	2,098,000	2,100,000	1,677,950
1,940,000	1,942,000	1,535,750	2,020,000	2,022,000	1,607,750	2,100,000	2,102,000	1,679,750
1,942,000	1,944,000	1,537,550	2,022,000	2,024,000	1,609,550	2,102,000	2,104,000	1,681,550
1,944,000	1,946,000	1,539,350	2,024,000	2,026,000	1,611,350	2,104,000	2,106,000	1,683,350
1,946,000	1,948,000	1,541,150	2,026,000	2,028,000	1,613,150	2,106,000	2,108,000	1,685,150
1,948,000	1,950,000	1,542,950	2,028,000	2,030,000	1,614,950	2,108,000	2,110,000	1,686,950
1,950,000	1,952,000	1,544,750	2,030,000	2,032,000	1,616,750	2,110,000	2,112,000	1,688,750
1,952,000	1,954,000	1,546,550	2,032,000	2,034,000	1,618,550	2,112,000	2,114,000	1,690,550
1,954,000	1,956,000	1,548,350	2,034,000	2,036,000	1,620,350	2,114,000	2,116,000	1,692,350
1,956,000	1,958,000	1,550,150	2,036,000	2,038,000	1,622,150	2,116,000	2,118,000	1,694,150
1,958,000	1,960,000	1,551,950	2,038,000	2,040,000	1,623,950	2,118,000	2,120,000	1,695,950
1,960,000	1,962,000	1,553,750	2,040,000	2,042,000	1,625,750	2,120,000	2,122,000	1,697,750
1,962,000	1,964,000	1,555,550	2,042,000	2,044,000	1,627,550	2,122,000	2,122,500	1,699,550
1,964,000	1,966,000	1,557,350	2,044,000	2,046,000	1,629,350	2,124,000	2,124,500	1,701,350
1,966,000	1,968,000	1,559,150	2,046,000	2,048,000	1,631,150	2,126,000	2,126,500	1,703,150
1,968,000	1,970,000	1,560,950	2,048,000	2,050,000	1,632,950	2,128,000	2,128,500	1,704,950
1,970,000	1,972,000	1,562,750	2,050,000	2,052,000	1,634,750	2,122,500	4,122,500	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から316,375円を控除した金額
1,972,000	1,974,000	1,564,550	2,052,000	2,054,000	1,636,550	2,124,000	4,124,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から316,375円を控除した金額
1,974,000	1,976,000	1,566,350	2,054,000	2,056,000	1,638,350	2,125,500	4,125,500	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から316,375円を控除した金額
1,976,000	1,978,000	1,568,150	2,056,000	2,058,000	1,640,150	2,128,000	4,128,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から316,375円を控除した金額
1,978,000	1,980,000	1,569,950	2,058,000	2,060,000	1,641,950	2,130,500	4,130,500	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から316,375円を控除した金額
1,980,000	1,982,000	1,571,750	2,060,000	2,062,000	1,643,750	2,132,500	4,132,500	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,982,000	1,984,000	1,573,550	2,062,000	2,064,000	1,645,550	2,134,000	4,134,000	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,984,000	1,986,000	1,575,350	2,064,000	2,066,000	1,647,350	2,135,500	4,135,500	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,986,000	1,988,000	1,577,150	2,066,000	2,068,000	1,649,150	2,138,000	4,138,000	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,988,000	1,990,000	1,578,950	2,068,000	2,070,000	1,650,950	2,140,500	4,140,500	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,990,000	1,992,000	1,580,750	2,070,000	2,072,000	1,652,750	2,142,500	4,142,500	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,992,000	1,994,000	1,582,550	2,072,000	2,074,000	1,654,550	2,144,000	4,144,000	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,994,000	1,996,000	1,584,350	2,074,000	2,076,000	1,656,350	2,145,500	4,145,500	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,996,000	1,998,000	1,586,150	2,076,000	2,078,000	1,658,150	2,148,000	4,148,000	給与等の金額から522,500円を控除した金額
1,998,000	2,000,000	1,587,950	2,078,000	2,080,000	1,659,950	2,150,500	4,150,500	給与等の金額から522,500円を控除した金額

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,122,500円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

六八二

族等の数											
4人			5人			6人			7人以上		
税総所得金額等											
以上	未満	千円	以上	未満	千円	以上	未満	千円	以上	未満	千円
288千円未満		千円	288千円未満		千円	288千円未満		千円	330千円未満		千円
288	350		288	420		288	500		380		380
350	480		420	700		500	840		670		1,080
480	1,600		700	1,860		840	2,350		1,080		3,100
1,600	6,290		1,860	6,540		2,350	6,790		3,100		7,060
6,290	23,440		6,540	24,690		6,790	25,940		7,060		27,190
23,440	80,000		24,690	80,000		25,940	80,000		27,190		80,000

所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

合の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定計をいう。

第一号に掲げる金額から58万円を控除した金額が昭和46年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第二 昭和46年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和45年分 の課税総所得金額等に 係る所得税 の額に乘ず べき率	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	昭 和 45 年 分 の 課									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	千円
0 %	千円 225千円未満	千円	千円 225千円未満	千円	千円 237千円未満	千円	千円 252千円未満	千円	千円	千円
60										
70										
80								252	370	
85						237	420	370	810	
90	225	4,520	225	4,920	420	5,460	810	5,920		
95	4,520	18,480	4,920	19,480	5,460	20,940	5,920	22,190		
99	18,480	80,000	19,480	80,000	20,940	80,000	22,190	80,000		

## (注)

- (一) この表は、昭和45年分の課税総所得金額等が8,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
  - (1) 「昭和45年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十六年分及び昭和四十七年分の課税総所得金額等）に規定するものとする。
  - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和45年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計）によるものとする。
- (三) 昭和45年分の課税総所得金額等が8,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第一項の規定による。

昭和四十六年三月二十五日

衆議院会議録第二十一号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

六八四

族 等 の 数											
4 人			5 人			6 人			7 人 以 上		
税 総 所 得 金 額 等											
以 上	未 満	千円	以 上	未 満	千円	以 上	未 満	千円	以 上	未 満	千円
手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円
225 千円未満		225 千円未満		225 千円未満		225 千円未満		225 千円未満		225 千円未満	
225	250		225	350		225	400		225	450	
250	470		350	630		400	720		450	800	
470	1,750		630	2,190		720	2,640		800	3,100	
1,750	5,000		2,190	5,000		2,640	5,000		3,100	5,000	

に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。  
 及び所得控除等に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合  
 み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定に  
 おいて準用する同条第一項第一号に掲げる金額から 3,000 円を控除した金額が昭和 47 年分の所得税に係る予定納税

附則別表第三 昭和47年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和46年分 の課税総所 得金額等に 係る所得税 の額に乘す べき率	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	昭 和 46 年 分 の 課									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	千円
0 %	千円 207千円未満	千円 207千円未満	千円 213千円未満							
90										
95					213	250	213	213	390	
97	207	250	207	630	250	980	390	1,340		
99	250	5,000	630	5,000	980	5,000	1,340	5,000		

## (注)

- (一) この表は、昭和46年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和46年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項（昭和四十六年分及び昭和四十七年分の所得税）
  - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和46年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十六年分の給与所得の金額の必要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。
- (三) 昭和46年分の課税総所得金額等が500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五項に基準額である。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所  
得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者  
控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ及び  
び給与所得控除の拡充によりその負担の軽減を図  
ることも、配偶者控除が受けられる配偶者の所  
得限度額等を実情に即するよう引き上げるほか、  
少額貯蓄非課税制度の非課税元本の限度を引き上  
げ、心身障害者扶養共済制度の掛金を生命保険料  
控除とは別わくで全額控除の対象とする等所要の  
規定の整備合理化を図る必要がある。これが、  
の法律案を提出する理由である。

条第一項(定義)に規定する農地の上に存する耕作  
に関する権利」を加える。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)に

日前に支出した寄付金の額については、なお従前の例による。

得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者空余額、夫養空余額、障害者空余額等の辻上手及び

第五十六条の二の見出しを「製品保証等引当金」に改め、同条第一項中「を管むものが、その建設請負に係る目的物の欠陥についてその引渡し

つき充當をする場合の方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

**新法第五十条第一項**（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定は、法人の施行規則による。

後において行なう」を「又は政令で定める製造業を當むもののうち、その譲り受け又は製造に係る目的物の欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修すべきものとして政令で定めるものが、その上に、「完成工事補償引当金勘定」を「製品保証等引当金勘定」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「完成工事補償引当金勘定」を「製品

の上映権及びこれに準するものとして政令で定めるものを「及び著作隣接権その他これに準するもの」に改める。

日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

右  
法人税法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和四十六年二月一日

内閣總理大臣 佐藤榮作

内閣總理大臣 佐藤榮作

**法人税法の一部を改正する法律**  
**法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を**  
**次のように改正する。**

書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付計算金とみなさないものと、それを充当する部分は

人税及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課されるる法人税

にこれららの規定に規定する充當をする場合について適用する。

第三十七条第三項第三号中「科学技術若しくは  
及び附帯税」に改める。

人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について課される附帯税に

掲げる使用料又は対価に係る新法第三編（外国人法人の納税義務）の規定は、外国法人が施行日以後に受けるべき当該使用料又は対価について

教育の振興に寄与する法人又は赤十字に関する諸  
条約に基づく業務を行なう法人」を「公共法人、公益  
益法人等その他特別の法律により設立された法人  
のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会  
福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する  
もの」に、「前号」を「前二号」に改める。

3 第百三十三条规定による還付金を同項の確定申告書に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充当される部分の法

3  
新法第三十七第三項（寄付金の損金不算入について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税について課される附帯税については、なほ從前の例による。

適用し、外國法人が同日前に受けるべき当該使用料又は対価については、なお従前の例によつて適用し、同日前に提出された法人税に係

第五十条第一項第一号中「賃借権」の下に「並びに農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第二

人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

に対する特例)の規定は、法人が施行日以後に支出する寄付金の額について適用し、法人が同

る申告書については、なお従前の例による。

理由  
今次の税制改正の一環として、完成工事補償引当金制度を拡充して製品保証等引当金制度に改めるとともに、寄付金の損金不算入制度に係る特例の対象となる寄付金の範囲を拡大するほか、申告書の公示限度の引上げその他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和四十六年二月十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

租税特別措置法の一部を改正する法律  
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

日本次中「第十八条」を「第十八条の二」とし、「第十九条」を「第十八条の三」とし、「第二十一条」を「第十八条の三」に、「第二十二条」を「第四十一条の二」とし、「第三十条の二」に、「第三十一条の二」を「第十八条の三」に、「第三十二条の二」を「第八十八条の三」とし、「第八十九条の二」に、「第九十条の二」に、「第四十二条の二」を「第十八条の三」に、「第四十三条の二」を「第八十八条の三」とし、「第八十九条の二」に、「第九十条の二」に、「第四十二条の二」を「第十八条の三」に、「第八十八条の三」を「第八十九条の二」に、「第九十条の二」に、「第四十二条の二」を「第十八条の三」に、「第八十八条の三」とし、「第八十九条の二」を削る。

第二条第一項第五号中「又は公社債投資信託」を「公社債投資信託又は有価証券」に、「又は第十五号」を「第十五号又は第十七号」に改め、同

項第七号中「又は譲渡所得」を「譲渡所得又は一時所得」に改める。

第四条第二項中「百万円」を「百五十万円」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(動労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税)  
第四条の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第二十六号)第二条第一号に規定する勤

労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所(以下この条において「金融機関の営業所等」という。)において同法第六条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金、合同運用信託又は有価証券で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成貯蓄」という。)の預入、信託又は購入(以下この条において「預入等」という。)をする場合において、

政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税貯蓄申込書」という。)を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者(所得税法第一百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この項において「動

務先」という。)を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額

が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した次項において準用する所得税法第十条第三項の財産形成非課税貯蓄申込書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額(同条第四項の申告書の提出があった場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。)をこえない場合 その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者が

その勤務先及び金融機関の営業所等を経由して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第一号に規定する財産形成非課税貯蓄申込書に記載された同号に規定する最高限度額をこえない場合 その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間の中途において購入したものであ

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる

分配の計算期間の中途において購入したものであ

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる

所得税法第十条第二項	非課税貯蓄申告書	財産形成非課税貯蓄申告書
所得税法第十条第三項	第一項	租税特別措置法第四条の二第一項
非課税貯蓄申告書	財産形成非課税貯蓄申告書	に、同項に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
を、同項の規定	の名称及び所在地	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
の名称及び所在地	及び勤務先の名称及び所在地	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
所得税法第十条第四項	非課税貯蓄申告書	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
所得税法第十条第五項	金融機関の営業所等	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
所得税法第十条第六項	非課税貯蓄申告書	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
所得税法第十条第七項	税務署長に提出	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
非課税貯蓄申告書	金融機関の営業所等に受理	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
五百十万元	財産形成非課税貯蓄申告書	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
、提出する	これらの中告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
第一項	租税特別措置法第四条の二第一項	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定
非課税貯蓄申告書	財産形成非課税貯蓄申告書	に規定する勤務先(以下この条において「勤務先」という。)の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添附してこれを勤務先及び同項の規定

場合において、当該公害防止施設につき第一項の規定の適用を受けないときは、その事業の用に供した日以後三年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該公害防止施設の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該公害防止施設の取得価額の百分の九十に相当する金額に、その年ににおける当該期間内の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額(以下この条において「償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該公害防止施設の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

第十二条第二項中「前条第二項」を「第十一條二項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第十二條第三項」に改める。

第十二条の二第一項中「前二条」を「前三条」に改め、「(当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことと伴つて増加した雇用者の数に応ずるものとして政令で定めるところにより計算した金額を)とえる場合には、当該金額)」を削り、同項第一号中「地区内又は」を「地区内」に改め、「政令で定める地区内」の下に「又は農村地域工業導入促進法昭和四十六年法律第

五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区内」を加える。

第十三条第一項中「前二条」を「第十二条から前一条まで」に改める。

第十三条の二第一項中「昭和四十六年三月三十日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第十三条の三第一項中「昭和四十六年三月三十日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、「(当該個人が次の各号に掲げる場合に該当するとき

第七条の三中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第十一条第一項中「製作後」を「製作若しくは建設の後」に、「製作して」を「製作」、若しくは建設して」に改め、同項の表の第五号中「三分の一」を「五分の一」に改め、同表の第六号中「十分の一」を「五分の一」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(中小企業者の公害防止施設の特別償却の特例)

第十一条の二 青色申告書を提出する個人で前条第一項の表の第五号において「公害防止施設」という。)につき同項の政令で定めて、同項の表の第五号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同表の第六号中「十分の一」を「五分の一」に改め、同条の次に次の二条を加える。

建設して、これを当該個人の事業の用に供した

は、当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額」を削り、各号を削り、同条第四項第三号中「映画フィルムの上映権その他」及び「映画費の上記権の譲渡又は提供に準するものとして政令で定めるものを含むものとし」を削り、「とする」を「とし、第四号の二に掲げる取引に該当するものを除く」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四、対外支払手段を対価として行なう映画の著作物の上映権の譲渡又は提供その他これらに準するものとして政令で定めるもの（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引した者の当該取引）

第十三条の三第六項中「占める割合」の下に「の百分の八十に相当する割合」を加え、同条第七項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第八項第一号中「第四項第三号」の下に「若しくは第四号の二を加える。六、第四項第四号の二に規定する映画の著作物の上記権の譲渡又は提供に準するものとして政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額（特惠供与に伴い事業を転換する中小企業者の施設の償却の特例）

第十六条の二青色申告書を提出する個人で中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第二号）第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定を受けている場合には、当該認定を受けている期間内の日の属する各年の事業所得の金額の計算上、当該特定事業に係る機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む）で当該計画に従つて廃棄又は譲渡するもの（以下この条において「事業転換施設」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事業転換施設を当てて定める転換の終了の日までの期間を基礎として政令で定めるところにより計算した年数を耐用年数として、同項の規定に準じて政令で定めて定めるところにより計算した金額とする。

2、前項の規定は、その年分の償却費の額の計算に關し第十一條から前条までの規定の適用を受ける減価償却資産については、適用しない。

3、第一項の規定の適用を受けた個人が、同項の認定を取り消された場合又は事業転換施設の全部若しくは一部につき当該認定に係る計画において定める転換の終了の日までに廃棄若しくは譲渡をしなかつた場合には、政令で定めるところにより、事業転換施設（その取り消された日又は当該転換の終了の日の属する年の十二月三十日）に改め、同条の次に次の一条を加える。

六、第十四条第一項及び第十六条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特惠供与に伴い事業を転換する中小企業者の施設の償却の特例）

第十六条の二青色申告書を提出する個人で中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第二号）第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定を受けている場合には、当該認定を受けている期間内の日の属する各年の事業所得の金額の計算上、当該特定事業に係る機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む）で当該計画に従つて廃棄又は譲渡するもの（以下この条において「事業転換施設」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該事業転換施設を当てて定める転換の終了の日までの期間を基礎として政令で定めるところにより計算した年数を耐用年数として、同項の規定に準じて政令で定めて定めるところにより計算した金額とする。

2、前項の規定は、その年分の償却費の額の計算に關し第十一條から前条までの規定の適用を受ける減価償却資産については、適用しない。

3、第一項の規定の適用を受けた個人が、同項の認定を取り消された場合又は事業転換施設の全部若しくは一部につき当該認定に係る計画において定める転換の終了の日までに廃棄若しくは譲渡をしなかつた場合には、政令で定めるところにより、事業転換施設（その取り消された日又は当該転換の終了の日の属する年の十二月三十日）に改め、同条の次に次の一条を加える。

（青色事業主特別経費準備金）

第十八条の三青色申告書を提出する個人で事業所得を生ずべき事業を営むものが、各年（当該個人が、死亡し、又は当該事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日の属する年及び当該個人の年齢がその年の十二月三十一日において六十歳以上である年を除く。）において、当該事業の廃止等に備えるため、その年分の事業所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする）の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円をこえる場合には、十万円）以下（当該金額を青色事業主特別経費準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

4、第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により償却費として必要経費に算入する金額の計算に關する明細書及び同項の認定に係る計画に關係する事項を記載した書類の添附がある場合に限り、適用する。

5、前三項に規定するもののほか、第一項の認定に係る計画につき変更があつた場合における事

業転換施設の償却費の額の計算その他の同項の規定



正に対する国税通則法の規定の適用について  
は、次に定めるところによる。

一、当該修正申告書で第七項に規定する提出期

限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二、当該修正申告書で第七項に規定する提出期

限後に提出されたもの及び当該更正について  
は、国税通則法第二章から第七章までの規定

中「法定申告期限」とあり、及び「法定納定期限」

とあるのは「租税特別措置法第二十八条の三  
第七項に規定する修正申告書の提出期限」と、  
同法第六十一条第一項第一号及び第六十五条  
第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特  
別措置法第二条第一項第十号に規定する確定  
申告書」とする。

三、国税通則法第六十一条第一項第二号及び第  
六十六条の規定は、前号に規定する修正申告  
書及び更正には適用しない。

10 第三項の規定の適用を受けた者は、同項に規  
定する期間内に同項において準用する第二項に  
規定する資産の取得又は改良をした場合において、当該取得又は改良に要した金額が第三項に  
規定する金額の見積額に対しても過大となつたと  
きは、当該資産の取得又は改良をした日から四  
月以内に、納稅地の所轄稅務署長に対し、交付  
金等の交付を受けた日の属する年分の所得税に  
ついての更正の請求をすることができる。

11 第一項又は第二項（第三項において準用する  
場合を含む。）の規定の適用を受けた個人が第一  
項に規定する製塩施設又は第二項の規定の適用  
に係る同項の資産について行なるべき所得稅法  
第四十九条第一項に規定する償却費の計算、そ  
の者がこれらの資産を譲渡した場合における譲  
渡所得の金額の計算その他交付金等に係る同法

の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め  
る。

第三十条の二を削る。

第三十条の三第一項中「又はあつせん」を「若  
しくはあつせん」に改め、「政令で定める場合」の  
下に「又は農村地域工業導入促進法第五条第二項  
の規定により同条第一項の実施計画において定め  
られた工業導入地区内の土地等（農業振興地域の  
整備に關する法律第三条に規定する農用地等及び  
該農用地等の上に存する権利に限る。）を當該實  
施計画に係る工場用地の用に供するため譲渡した  
場合」を加える。

一、前項に規定する山林の伐採又は譲渡に係る  
収入金額（当該伐採又は譲渡に關し、伐採費、  
運搬費その他の大蔵省令で定める費用を要し  
たときは、当該費用を控除した金額）の百分  
の二十に相当する金額

二、前号に規定する収入金額の百分の五十に相  
当する金額から所得稅法第三十二条第三項に  
規定する必要経費の額（前号に規定する費用  
を要したときは、当該費用を控除した金額）  
を控除した残額

第三十三条第一項第三号の二の次に次の二号を  
加え、同条第三項第二号中「第三号の二」を「第三  
号の三」に改める。

三の三 土地等が都市計画法第五十六条第一項

の規定に基づいて買い取られ、対価を取得す  
る場合

第三十三条の四第三項第一号中「許可を受けな  
ければならない場合」の下に「若しくは同項第三号  
の規定による届出をする場合」を加える。

第三十四条の二第二項第二号中「行なう者」の下  
に「若しくはその者に代わるべき者として政令で  
定める者」を、「場合」の下に「又は住宅地区改良法  
第二条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に  
規定する改良地区の区域外に建設するため買い取  
られる場合」を加え、同項第二号中「都市計画法第  
五十六条第一項」を削り、「又は」を「若しくは」

に改め、「場合」の下に「又は農地法第七十五条の  
規定による場合」を「以下第八号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

八 第二条第二項に改め、同欄に次のように加  
える。

第三十四条の三第一項中「又はあつせん」を「若

しくはあつせん」に改め、「政令で定める場合」の  
下に「又は農村地域工業導入促進法第五条第二項  
の規定により同条第一項の実施計画において定め  
られた工業導入地区内の土地等（農業振興地域の  
整備に關する法律第三条に規定する農用地等及び  
該農用地等の上に存する権利に限る。）を當該實  
施計画に係る工場用地の用に供するため譲渡した  
場合」を加える。

第三十七条第一項中「第十一号」を「第十一号」に  
改め、同項の表の第二号の上欄中「大氣汚染防止  
法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に  
規定する指定地域」を「次に掲げる区域」に、「大氣  
汚染地域」を「大氣汚染規制区域」に、「同条第三  
項」を「大氣汚染防止法（昭和四十三年法律第九十  
八号）第三条第三項の規定により都道府県の  
条例で同条第一項の排水基準に代え  
て適用すべき排水基準が定められている同  
法第二条第一項に規定する公共用水域（以  
下この号において「水質汚濁規制水域」とい  
う。）に同条第三項に規定する排水（以下  
この号において「排出水」という。）を排出す  
る同条第二項に規定する特定施設（以下この  
号において「特定施設」という。）の移転又  
は廢棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又  
は構築物（これらの資産のうち既成市街地  
等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資  
産にも該当するものを除く。）

第三十七条第一項の表中第十一号を第十二号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同  
表の第七号中「農業又は林業の用に供されるものを除く」を「上欄のイに掲げる区域内にあるものにあ  
つては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のロに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める  
事業の用に、それぞれ供されるものに限るに改め、同号を同表の第八号とし、同表の第六号中「以  
下この号及び次号」を「以下第八号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九 第二条第二項に改め、同欄に次のように加  
える。

第三十七条第一項の表中第十一号を第十二号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同  
表の第七号中「農業又は林業の用に供されるものを除く」を「上欄のイに掲げる区域内にあるものにあ  
つては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のロに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める  
事業の用に、それぞれ供されるものに限るに改め、同号を同表の第八号とし、同表の第六号中「以  
下この号及び次号」を「以下第八号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十 第二条第二項に改め、同欄に次のように加  
える。

第三十七条第一項の表の第二号の下欄中「大氣  
汚染防止法第三条第一項の規定によ  
り都道府県の条例で同法第三条第一項の排  
出基準に代えて適用すべき排出基準が定め  
られてる区域」を「大氣汚染規制区域」に、「大氣  
汚染防止法第四条第一項の規定によ  
り都道府県の条例で同法第三条第一項の排  
出基準に代えて適用すべき排出基準が定め  
られてる区域」を加える。

十一 第二条第二項に改め、同欄に次のように加  
える。

第三十七条第一項の表の第二号の下欄中「大氣  
汚染防止法第三条第一項の規定によ  
り都道府県の条例で同法第三条第一項の排  
出基準に代えて適用すべき排出基準が定め  
られてる区域」を「大氣汚染規制区域」に、「大氣  
汚染防止法第四条第一項の規定によ  
り都道府県の条例で同法第三条第一項の排  
出基準に代えて適用すべき排出基準が定め  
られてる区域」を加える。

七 農村地域工業導入促進法第二条に規定する農村地域及び該致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物

第三十八条の二第一項中「又は遺贈による移転」を「若しくは遺贈又は同条の規定の適用に係る贈与による移転」に改める。

第四十条第五項中「譲渡所得の金額」を「若しくは譲渡所得の金額で第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額」に改める。

第四十一条の二第一項中「又は金融機関」を「金融機関その他預貯金の受入れをする者で政令で定めるもの」に、「預貯金」を「政令で定める預貯金」に改め、「公社債の購入に関する契約」の下には「又は政令で定める保険会社と締結した生命保険契約若しくは損害保険契約(保険期間の満了後に満期保険金又は満期返戻金を一時に支払う旨の定めのあるものに限る。)」を加え、同項第一号中「又は債券の購入」を「若しくは債券の購入又は保険料(積立保険料に相当する部分の金額に限る。第六号において同じ。)」の払込み」に改め、同項第六号中「又は当該契約」を「当該契約」に改め、「あること」の下に「又は当該契約が保険料の払込みに関するものである場合には、その払込みの日から頭金の支払をする日までの満期保険金若しくは満期返戻金の支払及び当該契約に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しをしないこと」を加える。

第四十二条の三第一項中「一円」を「二円」に改め、同条第二項中「第四十二条の五第一項」を「第四十二条の六第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 住宅財産控除又は次条第一項に規定する住宅財産年末調整控除額に係る住宅財産契約が保険

農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区内にある第五号の下欄のいずれかに掲げる資産(農業又は林業の用に供されるものを除く。)

料の払込みに関するものである場合には、当該契約に係る保険料のうち積立保険料に相当する部分については、所得税法第七十六条第一項又は第七十七条第一項の規定は、適用しない。

第四十二条の六を削り、第四十二条の五第二項中「住宅財産控除の額」の下に「その他の大蔵省令で定める事項」を加え、同条第四項中「前二条」を「前三条」に、「前二项」を「前各項」に改め、第四十二条の三第一項の下に「及び第四十二条の四第一項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二项」に改め、「貯蓄取扱機関」の下に「及び前項の通知をした同項の給与等の支払者」を加え、「当該通知」を「これらの通知」に、「を明らかにし」を「又は住宅財産年末調整控除額その他これらとの通知の内容を記載し」として、これをその給与等の支払者等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その給与等に対する同法第一百九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から前条第一項の規定により控除される金額に相当する金額(当該申告書に記載された金額に限るものとし、当該金額が当該税額をこえる場合には、当該税額に相当する金額とする。以下この節において「住宅財産年末調整控除額」という。)を控除した金額に相当する金額とする。

前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに提出しなければならない。

3 第四十二条の四第一項に規定する給与等の支払者は、同項の居住者につき同項の規定の適用があつた場合には、遅滞なく、その居住者の住宅財産年末調整控除額その他大蔵省令で定める事項を書面により当該住宅財産年末調整控除額に係る貯蓄取扱機関に通知しなければならない。

4 第二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源景微収)」とあるのは、「第六章まで(源景微収)及び租税特別措置法第四十二条の四第一項(年

の五とし、同条の前に次の二条を加える。

(年末調整に係る住宅財産控除)

第四十二条の四 住宅財産契約に基づいて積立て等をした居住者が、その積立て等をした年に所得税法第二百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨を

第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一中

(昭和四十六年十二月三一日)を「昭和四十八年十二月三十一日」に改める。

第二章第六節中第四十二条の十三の次に次の二条を加える。

(船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用)

第四十二条の十四 非居住者又は外国法人が昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二百六十一条第三号に掲げる国内源泉所得のうち、居住者又は内國法人(当該非居住者又は外國法人と政令で定める特殊の関係がある者を除く。)に対する船舶の貸付けによる対価については、同法第二百七十八条、第二百七十九条並びに第二百十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

二 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の四第一項(年末調整に係る住宅財産控除)に規定する住宅財産年末調整控除額との合計額」とする。

第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一中

(昭和四十六年十二月三一日)を「昭和四十八年十二月三十一日」に改める。

第二章第六節中第四十二条の十三の次に次の二条を加える。

(中小企業者の公害防止施設の特別償却の特例)

第四十三条の二 前条第一項の表の第七号に掲げる法人で青色申告書を提出するもののうち政令で定める中小企業者に該当するものが、同号に掲げる機械その他の設備(以下この条において「公害防止施設」という。)につき同項の政令で定める期間内に、公害防止施設でその製作若しくは

建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は公害防止施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、当該公害防止施設につき同項の規定の適用を受けることに代えて、その事業の用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該公害防止施設の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該公害防止施設の取得価額の百分比九十に相当する金額に、当該事業年度の当該期間内の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額から当該普通償却限度額を控除した金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とすることができる。

た金額に改め、同項第一号中「地区内又は」を「地区内」に改め、「政令で定める地区内」の下に「又は農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区内」を加える。  
第四十五条の二第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「第十九条まで、第五十一条若しくは第五十二条」を「第五十二条」に改める。  
第四十六条第一項中「第四十九条まで、第五十条まで若しくは第五十二条の二」を「第五十二条の二まで」に改める。  
第四十六条の二第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額とするものとし」及び「これらの計算した金額に」を削り、各号を削り、同条第三項第三号中「映画フィルムの上映権その他」及び「映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし」を削り、「とする」を「とし、第四号の二に掲げる取引に該当するの他これを改め、同項第四号の次に次の「号を加える。  
四の二 対外支払手段を対価として行なう映画の著作物の上映権の譲渡又は提供その他のこれらに準ずるものとして政令で定めるもの（第三者を通じてこれらの取引を行ない、当該第三者が対外支払手段をその対価として受領する場合には、当該第三者を通じてこれらの取引をした者の当該取引）  
第四十六条の二第五項中「占める割合」の下に「の百分の八十に相当する割合」を加え、同条第六項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の「号を加え、同条第七項第一号中「第三項第三号」の下に「若しくは第四号の二」を加え  
る。

政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額に算入した」を「損金経理をした」に改める。  
第五十条を次のように改める。

(造林費の特別償却)

第五十条 青色申告書を提出する法人で森林法第十三条第五項の認定を受けている同法第二条第二項に規定する森林所有者であるものが、昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの期間内に、拡大造林(天然林を人工林(植栽又は播種)によつて育成する森林をいふ。)に転換するための造林又は原野に行なう造林をしいら。(以下この条において同じ。)をするために必要な構築物で政令で定めるもの(第四十三条から第四十五条までの規定の適用を受けるものを除く。)の取得(改良を含む。)又は建設をしてこれを当該法人の拡大造林の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該構築物の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該構築物の普通償却限度額と特別償却限度額(当該取得又は建設のために要した金額の三分の一に相当する金額をいう。)との合計額とする。

前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、拡大造林をするための植林費(種苗費、植栽費及び地ごしらえ費その他拡大造林のために必要な費用で政令で定めるものをいい、減価償却資産の取得に要した金額とされるべき費用を除く。)を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した金額の三分の一に相当する金額以下で当該法人が損金経理をしたものは、当該事業年度の所得を含む事業年度において、その支出した金額の額に算入する。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、前条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

3 第五十二条の二の次に次の二条を加える。  
(特惠供与に伴い事業を転換する中小企業者の施設の償却の特例)

第五十二条の三 青色申告書を提出する法人で中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項に規定する特定事業を営む同法第二条第二項に規定する中小企業者に該当するものが、同法第三条第一項に規定する計画につき同項の認定を受けている場合には、当該認定を受けている期間内の日を含む各事業年度における当該特定事業に係る機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む)で当該計画に従つて廃棄又は譲渡をするもの(以下この条において「事業転換施設」という)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該事業転換施設を当該認定の日を含む事業年度開始の日における帳簿価額(同日において第五十二条の三第一項に規定する特別償却不足額がある場合には、当該特別償却不足額を控除した金額)により同日に新たに取得したものとみなし、かつ、同日から当該計画において定める転換の終了の日までの期間を基礎として政令で定めるところにより計算した年数を耐用年数として、同法第三十二条第一項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 前項の規定は、当該事業年度の償却額の計算に關し第四十三条から前条までの規定の適用を受ける減価償却資産については、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けた法人が、同項の

認定を取り消された場合には、政令で定めるところにより、事業転換施設（その取り消された日又は当該転換の終了の日を含む事業年度終了の日までに廃棄又は譲渡がされたものを除く。）について同項の規定により損金の額に算入した償却費の額のうち同項の規定の適用を受けなかつたものとした場合に当該事業転換施設につき損金の額に算入されるべき償却費の額として政令で定める金額をこえる部分の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書及び同項の認定に係る計画に関する事項を記載した書類の添附がある場合に限り、適用する。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の認定に係る計画につき変更があつた場合における事業転換施設の償却限度額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十二条第一項中「損金の額に算入した」を「損金経理をした」に改める。

第五十二条の二を次のよう改める。

（公害防止事業者負担金の特別償却）

第五十二条の二 法人が、公害防止事業費事業者負担法第二条第四項に規定する施行者に対し、同法第五条に規定する事業者負担金で法人税法第二条第二十五号に規定する繰延資産に該当するものを納付した場合には、その納付した金額については、同法第三十二条第一項の規定にかかるわらず、当該法人がその納付した日を含む事業年度以後の各事業年度において損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 第四十七条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

し、資本の金額又は出資金額が一億円をこゝる。  
十億円以下の法人については千分の十とす  
る。)

二 第四十六条の二第二項第一号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額 千分の十  
(当該事業年度終了の時において資本の金額  
若しくは出資金額が一億円以下である法人又  
は資本若しくは出資を有しない法人について  
は、千分の二十三)

第五十五条第一項中「石油開発投資法人」を「資  
源開発投資法人」に、「昭和三十九年四月一日から昭和四十六年三月三十日まで」を「昭和四十六年四月一日から昭和四十九年三月三十日まで」に改め  
「石油開発株式等」を「資源開発株式等」に改め  
「、当該内国法人の下に」及びこれと共同して授  
する者として政令で定めるもの(第五項において「  
内国法人等」という。)を加え、「株式の数又は出資  
の金額」を「株式の総数又は出資の金額の合計額  
に改め「出資金額の下に」うち占める割合が  
を加え、「百分の一」を「当該内国法人の有する当  
該株式等に係る当該割合が百分の一」に、「二分の  
一」を「十分の一(特定海外事業法人及び特定海外  
投資法人の株式等については、二分の一)」に改め  
め、同条第二項中「海外事業法人とは、」の下に  
「法人税法の施行地以外の地域内に本店又は主要な  
事務所を有する法人で、もつばらその事業を当  
該地域内において営むことを目的とするものとし  
て政令で定めるものをいい、同項に規定する特定  
海外事業法人とは、同項の海外事業法人のうち  
を加え、「法人のうち」を「法人で」に、「目的とす  
るものとして政令で定めるもの」を「目的とするも  
の」に改め、同条第三項中「定めるものをいい」の  
下に「、同項に規定する特定海外投資法人とは、  
同項の海外投資法人のうちもつばら同項に規定す  
る特定海外事業法人に對し、出資をし、又は長期  
の資金を貸し付けることを目的とするもので政令  
で定めるものをいい」を加え、「海外投資法人のうち  
を「特定海外投資法人のうち」に、「海外事業法

人に対し出資」を「特定海外事業法人に対し出資」に改め、同条第五項中「第四号又は第六号」を「第三号、第五号又は第七号」に、「前号」を「内国法人等が有する前号」に、「株式の数又は出資の金額」を「株式の総数又は出資の金額の合計額」に改め、「出資金額」の下に「うちに占める割合が」を加え、「百分の一」を「当該内国法人の有する当該株式等に係る当該割合が百分の一」に改め、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該海外投資損失準備金に係る特定海外事業法人又は特定海外投資法人がこれらの法人でないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資損失準備金の金額の百分の八十に相当する金額を第五十五条第八項中「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に海外投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

第五十五条に次の二項を加える。

11 第一項の規定により海外投資損失準備金を積み立てている内国法人の当該海外投資損失準備金に係る特定法人の株式等については、第五十三条第一項の規定は、適用しない。

第五十六条の見出しを「資源開発投資損失準備金」に改め、同条第一項中「石油開発投資法人」を「資源開発投資法人」に、「昭和四十七年三月三十日」を「昭和四十九年三月三十日」に、「以下この条において」の下に「同じ。」又は資源開発法人に対する債権（以下この条

において「を加え、「石油開発株式等」を「資源開発株式等」に改め、「価格の低落」の下に「又は貸倒れ」を加え、「三分の一」を「十分の三（当該資源開発株式等のうち資源探鉱事業法人又は資源探鉱投資法人に係るもので政令で定めるものについては、百分の百）」に、「に石油開発投資損失準備金」を「及び当該資源開発株式等の種類別に資源開発投資損失準備金」に、「株式等」を「株式で」に、「保有するもののうち、当該払込みをすることが石油の探鉱を促進し、本邦における石油」を「保有するもの又は資源開発法人に対する貸付金若しくは社債で政令で定めるものに係る債権で当該内国法人の取得に係るもの（資源開発法人の株式を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものに限る。）のうち、当該払込み又は取得をすることが石油、金属鉱物その他政令で定める資源（以下この条において「資源」という。）の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 資源開発事業法人 現に行なつてゐる事業が法人税法の施行地以外の地域における資源の探鉱（開発又は採取採取した産物について行なわれる加工で政令で定めるものを含む。）の事業（当該事業に附隨して行なわれる事業及び同法の施行地におけるこれらの事業で石油に係るもの）を含む。第三号において「資源開発事業等」という。に限られている法人をいふ。

二 資源探鉱事業法人 前号の資源開発事業法人のうち現に行なつてゐる事業が資源の探鉱の事業に限られているものとして政令で定めるものをいふ。

六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、「同項を同条第九項とし、同条に次の一項を加える。  
損失準備金に係る資源開発法人の株式等については、第五十三条第一項又は法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

第五十六条の七第一項中「昭和四十六年三月二十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「費用の額」の下に「で当該事業年度において損金の額に算入されるもの」を加え、同条第九項を削る。

第五十六条の八第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「販売金額」を「販売に係る収入金額(当該法人が当該特定期電子計算機貸付会社との他の電子計算機の貸付けを業とする者との対し電子計算機の販売を行なつていている場合には、当該販売に係る収入金額)」に改め、同条第三項中「特定電子計算機貸付会社の下に「又は同項に規定する電子計算機の貸付けを業とする者」を加え、「その求め」を「これらの者の求め」に改める。

第五十七条第一項中「昭和四十六年三月三十二日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第五十八条第一項中「昭和四十六年三月三十二日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十六条の二第三項第五号」を「第四十六条の二第三項第四号の二」に、「百分の三」を「百分の一・五(第四十六条の二第三項第四号の二に掲げる取引によるものについては、百分の十五)」に、「百分の八十」を「百分の四十」に改め、同条第五項中「第四十六条の二第六項第六号」を「第四十六条の二第六項第五号」に改め、「同条第六項第五号の規定は、第一項の規定を適用する場合について」を削り、「第七号及び第八号」を「及び第六号から第八号まで」に改める。

第五十八条の二第一項中「昭和四十六年三月三十日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。  
第六十一条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同条第三項を削り、  
同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。  
第六十四条第一項第三号の二の次に次の二号を加え、同条第二項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」に改める。  
三の三 土地等が都市計画法第五十六条第一項の規定に基づいて買い取られ、対価を取得する場合  
第六十五条の二第三項第一号中「許可を受けなければならない場合」の下に「若しくは同項第三号の規定による届出をする場合」を加える。  
第六十五条の四第一項第二号中「行なう者」の下に「若しくはその者に代わるべき者として政令で定める者」を、「場合」の下に「又は住宅地区改良法第一条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買い取られる場合」を加え、同項第三号中「都市計画法第五十六条第一項、「削り、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合」を加える。  
第六十五条の六第一項の表の第二号の上欄中「大気汚染防止法第二条第二項に規定する指定地域」を「次に掲げる区域」に、「大気汚染地域」を「大気汚染規制区域」に、「同条第三項」を「大気汚染防止法第二条第二項」に改め、同欄に次のように加える。  
イ 大気汚染防止法第三条第三項の規定により同条第一項の排出基準に代えて適用すべ

き特別の排出基準が定められている区域

ロ 大気汚染防止法第四条第一項の規定によ

り都道府県の条例で同法第三条第一項の排

出基準に代えて適用すべき排出基準が定め

られている区域

ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとし

て政令で定める区域

四 水質汚濁防止法第三条第三項の規定によ

り都道府県の条例で同条第一項の排水基準

に代えて適用すべき排水基準が定められて

いる同法第二条第一項に規定する公共用水

域（以下この号において「水質汚濁規制水

域」という。）に同条第三項に規定する排出

水（以下この号において「排出水」という。）

を排出する同条第二項に規定する特定施設

（以下この号において「特定施設」という。）

の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地

等、建物又は構築物（これらの資産のうち

既成市街地等にあるもの及び次号の上欄

に掲げる資産にも該当するものを除く。）

第六十五条の六第一項の表中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下

第六十五条の六第一項第一号を次のよう改め、同表の第七号中「農業又は林業の用に供されるものを除く」を「上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のロに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る」に改め、同号を同表の第八号とし、同表の第六号中「以下この号及び次号を以下第八号まで」に改め、同号の次に次の一号を加え、同条第十項第二号中「第十一号を第十二号」に改める。

七 農村地域工業導入促進法第二条に規定する農村地域及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物

既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、特定施設（水質汚濁規制水域以外の水域のうち水質の汚濁による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める水域）を加え、同表の第四号を次のよう改める。

第六十五条の六第一項の表の第二号の下欄中「大気汚染地域」を「大気汚染規制区域」に改め、「既成市街地等以外の地域」の下に「のうち大気の汚染による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める区域」を加え、同表の第四号を次のよう改める。

一項の規定による承認を受けたもの

第六十六条の四第一項第一号を次のように改め

一 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措

置法第三条第一項第一号又は第二号に規定す

る事業を営む法人で、昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に同

法第十四条第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの 同項の規定による承認に係る固定資産

第六十六条の四第一項第三号中「昭和四十六年三月三十一日」を昭和四十八年三月三十一日に改め、同条第二項中「機械工業振興臨時措置法第十二条の二第二項を「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四条第二項」に改める。

第六十七条の三の次に次の二条を加える。

（塩業整理交付金に係る課税の特例）

第六十七条の四 塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法（以下この条において「塩業整備法」という。）第三条に規定する廃止業者等（以下この条において「廃止業者等」という。）である法人が同法第三条に規定する塩業整理交付金（同法第四条第一項に規定する補助金を含む。）の交付を受けた場合（当該交付金の交付の目的に応じ廃止業者等を通じて他の法人が支払を受けた場合を含む。）において、当該交付（当該支払を含む。以下この条において同じ。）を受けた日を含む事業年度において当該交付金（当該支払を受けた金額を含む。以下この条において「交付金等」という。）の額のうち同法第四条第一項又は第二項に規定する製塩施設の減価をうめるための費用に対応する部分の金額に相当する金額の範囲内で当該交付金等に係る製塩施設の帳簿価額を損金算入により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）

第六十六条の二第一項第一号を次のように改め、同項第三号中「昭和四十六年三月三十一日」を昭和四十八年三月三十一日」に改める。

一 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措

置法（昭和四十六年法律第 号）第三条第一項第一号又は第二号に規定する事業を営む法人で、昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に同法第十四条第一項

一項の規定による承認を受けたもの

2 廃止業者等である法人（前項に規定する他の法人を含む。次項において同じ。）が交付金等の交付を受けた場合において、当該交付金等の額のうち塩業整備法第四条第一項に規定する転廃業を助成するための費用で政令で定めるものに相当する部分（以下この条において「転廃業助成交付金」という。）の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該交付を受けた日を含む事業年度において固定資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）又は改良をし、当該固定資産につきその取得又は改良に充てた交付金等の額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金算入により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金算入により引当金勘定に繰り入れる方法（当該固定資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 廃止業者等である法人が、交付金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（次項及び第五項において「指定期間」という。）内に当該交付金等の額のうち転廃業助成交付金の金額（当該交付を受けた日を含む事業年度において「交付金等」という。）の額のうち同法第四条第一項に規定する製塩施設の減価をうめるための費用に対応する部分の金額に相当する金額の範囲内で当該交付金等に係る製塩施設の帳簿価額を損金算入により減額したときの減額した金額に相当する金額をもつて固定資産の取扱又は改良をする見込みであり、かつ、当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において当該転廃業助成交付金の金額のうち固定

資産の取得又は改良に充てようとするものの額を特別勘定として經理したときは、その經理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、指定期間内に交付金等の額のうち転廃業助成交付金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において、第二項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

第三項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合は、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 指定期間内に第三項の特別勘定として經理した金額(既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合にあらず、これら益金の額を控除した金額)。以下この項において「特別勘定残額」という。)の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良に充てた場合 当該取得又は改良に充てた金額に相当する金額

二 指定期間内に特別勘定残額を前号の場合以外の場合に取りくずした場合 当該取りくずした金額

三 指定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合 当該特別勘定残額

四 指定期間に解散した場合において、特別勘定残額を有しているとき。当該特別勘定残額

五 指定期間内の合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき。当該金額

六 第二項(第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条までの規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該資産の取得価額に算入しない。

八 第一項から第四項までの規定は、確定申告書等にこれらの項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

九 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をし書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項から第四項までの規定を適用することができる。

10 第三項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額を合併法人に引き継がれたものは、第四項から前項までの規定の適用については、これを当該合併法人に係る第三項の特別勘定とみなす。

第七十六条第一項中「又は第八十条第二項」を「若しくは第八十条第二項又は第七十四条の二」に改め、「売渡し」の下に「又は譲与」を加える。

第七十七条の七を第七十七条の八とし、第七十七条の四から第七十七条の六までを一条ずつ繰り下げ、第七十七条の三の次に次の一条を加える。(農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第十七条の二第一項中「で科学若しくは教育の振興に寄与するところが著しいと認められるもの若しくは赤十字に関する諸条約に基づく業務を行なう」を「科学若しくは教育の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に着

む。次項において同じ。)の規定の適用を受けた場合については、第四十七条から第五十一条の二まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定は、適用しない。

7 第二項の規定の適用を受けた資産について法

人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該資産の

第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「防火地域内」を「防火地

域若しくは準防火地域の地域内」に改める。

第七十三条及び第七十四条中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第七十五条を次のとおり改める。

(年金福祉事業団の抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十五条 昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に年金福祉事業団が

年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十一号)第十七条第二号に掲げる業務に係る債権を

担保するため受ける抵当権の設定の登記(登録免許税法別表第三の二十五の項に規定する抵

当権の設定の登記を除く。)については、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第

九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十六条第一項中「又は第八十条第二項」を「若しくは第八十条第二項又は第七十四条の二」に改め、「売渡し」の下に「又は譲与」を加える。

第七十七条の七を第七十七条の八とし、第七十七条の四から第七十七条の六までを一条ずつ繰り下げ、第七十七条の三の次に次の一条を加える。

(農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第十七条の二第一項中「機械工業振興臨時措置法第十二条の二第一項の規定による承認」を「卸売市場法第

七十三条第一項の規定による認定(同法第四条に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から一年以内にされたものに限る。)若しくは特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四条に規定する承認(昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間にされた

しく寄与する」に改める。

第七十条の六第一項中「第三十条の二第一項」を「第三十条の二第一項」に改める。

第七十二条第一項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条

第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改び第七十八条の三第一項中

「第三十条の二第一項」を「第三十条の二第一項」に改め、同条において同項の規定により当該買入れ又は借受けをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらはず、千分の六とする。

第七十八条の二及び第七十八条の三第一項中

「第三十条の二第一項」を「第三十条の二第一項」に改め、同条において同項の規定により当該買入れ又は借受けをした日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらはず、千分の六とする。

受

け

を

な

ど

が

適

当

な

土

地

の

買

入

れ

又

は

借

受け

を

な

い

る

場

合

は

な

ら

登

記

を

受

け

る

こ

と

に

か

か

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

わ

ら

「昭和四十六年三月三十日」に改め、「指示又は」の下に「認定若しくは」を加える。

第八十八条の三を削る。

第九十条の四の次に次の二条を加える。

(てん菜含みつ糖の砂糖消費税の軽減)

第九十条の五 砂糖消費税法第二条第一項第一号に規定する結晶工程を経ない含みつ糖のうち、てん菜を原料として砂糖を製造する際に生じた

糖みつ(てん菜糖を精製する際に生じた糖みつを除く)のみを原料として製造したもので、その糖度(同号に規定する糖度をいう)が八十六度をこえかつ、その含有するラフィノースの重量が全重量の百分の五以上のもの(次項において「てん菜含みつ糖」という)に係る砂糖消費税の税率は、同法第九条の三第一項の規定にかかわらず、一キログラムにつき三円とする。

2 前条第二項の規定は、てん菜含みつ糖を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る者について準用する。

第九十二条中「で第九十条の四第一項」の下に「第九十条の五第一項」を、「計算した」との下に「当該原料とした砂糖類が第九十条の五第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二条第一項中「第九条の三」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項」とを加える。

第九十四条を削り、第九十五条を第九十四条とす。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定

二 第十二条の二第一項第一号及び第三十四条の三第一項の改正規定、第三十七条第一項の表の第六号の次に一号を加える改正規定、第

四十五条第一項第一号の改正規定並びに第六十五条の六第一項の表の第六号の次に一号を加える改正規定

農村地域工業導入促進法の施行の日

中小企業特恵対策臨時措置法の施行の日

定及び第六十七条の三の次に一条を加える改正規定

塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法の施行の日

五 第八十二条の改正規定中卸売市場法(昭和四十六年法律第二号)第七十三条第一項の規定に係る部分 同法の施行の日

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」といふ)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお從前の例による。

(少額国債の利子等の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第四条の規定は、昭和四十七年一月一日以後に購入する同条第一項に規定する国債について適用する。

2 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の施行地に住所を有する個人が、昭和四十七年一月一日前に購入した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」といふ)第四条第一項に規定する国債では、新法第二十条第一項中「昭和四十六年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年一月一日」として、同条の規定を適用する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

四十万円未満の金額	五千円
四十万円以上九十五万円未満の金額	一萬四千円
九十五万円以上百三十万円未満の金額	一万円
百三十万円以上百六十万円未満の金額	二万円
百六十万円以上三百五十万円未満の金額	三万円
三百五十万円以上五百五十万円未満の金額	四万円
五百五十万円以上千百万円未満の金額	五万円
千百万円以上八千万円未満の金額	六万円
八千万円以上の金額	七万五千円

券について適用する。

(個人の減価償却等に関する経過措置)

第四条 新法第十一条及び第十二条の二の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」)以後にその事業の用に供した旧法第十二条第一項に規定する合理化機械等について適用し、個人が同日前にその事業の用に供した旧法第十二条第一項に規定する合理化機械等についても、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」)以後にその事業の用に供した旧法第十二条第一項に規定する合理化機械等について適用する。

第五条 昭和四十五年分の所得税につき青色申告書を提出した個人で事業所得を生ずべき事業を営んでいた者の昭和四十六年分の所得税については、所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二号)附則第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、同条第三号に掲げる日以後に新法第十六条の二第二項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

第六条 新法第十六条の二の規定は、個人が施行日以後に納付する同条第一項に規定する事業者負担新法第十八条の二の規定は、個人が施行日以後に納付する同条第一項に規定する事業者負担

金について適用する。

(青色申告者の昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第七条 昭和四十五年分の所得税につき青色申告書を提出した個人で事業所得を生ずべき事業を営んでいた者の昭和四十六年分の所得税については、所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二号)による改正後の租税特別措置法第三十条の二第一項の規定の適用を受けく」とあるのは「場合及び当該伐採又は譲渡につけ租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二号)による改正後の租税特別措置法第三十条の二第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお第二項に規定する収入金額については、なお

(個人の海外市場開拓準備金に関する経過措置)

第六条 個人の昭和四十六年分の所得税については、新法第二十条第一項中「昭和四十六年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年一月一日」として、同条の規定を適用する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 新法第二十二条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十二条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお





て公社の指定する日までに塩又はかん水の製造を廃止し、かつ、昭和四十五年度の公社の予算に基づいて公社の定める塩業整理に関する補助金の交付を受けたもの（次条第一項において「昭和四十五年度廃止業者」という。）については、その受けた額を控除した金額）とする。

前条第二号に掲げる者に対する交付金の額は、その交付を受けるべき者の同号の製造の廃止の際に当該製造の用に供されている製塩施設の当該廃止による減価をうめるための費用、当該廃止に伴つて必要とされる退職金を支払うための費用その他政令で定める事項について、それぞれ政令で定める算定基準により算定した金額の合計額とする。

前二項に規定するものほか、これらの項に規定する製塩施設の範囲及び減価の算定方法その他の交付金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（交付金の請求及び交付の手続）

第五条 第三条の規定に基づき交付金の交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、公社に対し、あらかじめ届け出た製造の廃止の日（昭和四十五年度廃止業者については、適用日）から一月以内に、塩業整理交付金交付請求書（以下この条において「請求書」という。）

を提出しなければならない。

公社は、特にやむを得ない理由があると認めるとときは、政令で定めるところにより、請求書の提出期限を延期することができる。

公社は、請求書が提出されたときは、これを審査し、交付金を交付すべきであると認めたときは、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該請求書を提出した者に通知しなければならない。

公社は、特に必要があると認めるときは、前項の規定により交付金の額を決定する前に、概算見積りにより、政令で定める金額の範囲内において、その一部を同項に規定する者に交付す

ることができる。

#### 第六条 塩の製造者（塩専売法第二十条の規定による事業近代化計画書等）

より製造者とみなされる者を除く。）は、交付金の交付に係る費用の一部をうめるため、昭和四十七年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に公社に納付する塩（同法第十四条第四項の規定により納付があつたものとみなされる塩を含む。）について、一トンにつき七百円をこえない範囲内において政令で定める金額の納付金を、その収納代金の支払を受けるつど、公社に納付しなければならない。

（課税の特例）

2 公社は、前項の納付金を納付すべき者に対しても支払う塩の収納代金から、支払のつど、その塩に係る納付金に相当する金額を控除することができる。

（計画書）

2 計画書は、目標価格により塩の収納代金を受けるものとした場合に、健全な経営をすることができるなどを目標として、作成するものとする。

（公社の許可）

2 公社は、前項の納付金を納付すべき者に対しても支払う塩の収納代金から、支払のつど、その塩に係る納付金に相当する金額を控除することができる。

（公社の許可）

3 公社は、第一項に規定する者で塩専売法第六条第三項の許可を申請するものについては、その者に係る計画書の内容が製造の方法、製造能力その他の事項について公社の定める基準に適合しており、かつ、その者がその計画書の内容を的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すると認めるとときでなければ、当該許可をしてはならない。

（公社の許可）

4 公社は、当分の間、塩専売法第六条第一項の許可を申請する者（当該許可を受けて副産塩製造者となるとする者その他政令で定める者を除く。）が同法第七条第一項各号に該当しない場合においても、その者の製造に係る塩又はかん水の製造原価の見積りが公社の定める基準に適合しないと認めるときは、当該許可をしないことができる。

（販売の特例）

5 塩元売人は、塩専売法第二十三条第三項及び第三十四条第一項の規定にかかるわらず、塩の製造者からその製造した塩で第一項の許可があつたものを買い受け、又は他の塩元売人から当該塩を買い受け若しくは他の塩元売人に当該塩を販売することができる。

（販賣の特例）

6 塩専売法第五条第一項、第十四条第一項及び第四十二条第一項の規定は、前項の塩については、適用しない。

（収納の特例）

7 第十一条 公社は、当分の間、前条第一項の許可があつた塩を除き、塩専売法第九条の規定により塩の製造数量を制限した場合には、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その数量をこえない範囲内においてあらかじめ製造場ごとに割り当てた数量に限り、収納するものとする。（大蔵省令への委任）

（法律の実施のための手続その他その執行に必要な事項は、大蔵省令で定める。）

四 その他政令で定める規格を有する塩  
2 前項の許可を受けて販売することを目的として同項各号に掲げる塩を製造しようとする者は、公社の定めるところにより、公社の承認を受けなければならない。

3 第一項の許可を受けようとする者は、その者が販売しようとする同項各号に掲げる塩につき、その規格、数量、販売先その他公社の定める事項を記載した申請書を公社に提出して、申請しなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 公社は、第一項の許可を受けた者が当該許可に係る事項に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

5 塩元売人は、塩元売人に当該塩を販賣することができる。

6 塩の製造者は、当分の間、塩専売法第二十三条第二項の規定にかかるわらず、公社の許可を受けて、次に掲げる塩を塩元売人に販売することができる。

7 塩化ナトリウムの含有量が百分の九十九。

（塩の製造者）

2 公社は、目標価格を定めたときは、逕常なことを公告しなければならない。

（公社の許可）

3 第二項の規定にかかるわらず、公社の許可を受けて、次に掲げる塩を塩元売人に販売することができる。

（公社の許可）

4 第二項の規定により塩の収納価格に係る合理化目標価格（以下「目標価格」という。）を定めるものとし、これらの各年度において塩専売法第五条第二項の規定により塩の収納価格を定めるときには、目標価格を基準とし、その他の経済事情を参考してこれを決定するものとする。

（塩の製造者）

5 一 塩化ナトリウムの含有量が百分の九十九。

二 塩専売法第二十九条第一項に規定する化学製品の製造又は漁獲物の塩藏の用に供される塩は、目標価格を基準とし、その他の経済事情を参考してこれを決定するものとする。

三 添加物を混入した塩

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条及び第十二条の規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則

2 塩業整備臨時措置法（昭和三十四年法律第八  
十一号）は、廃止する。

3 この法律の施行前に旧塩業整備臨時措置法の規定の適用を受けてされた処分については、な

お従前の例による。  
4 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のよう改正する。

第一条中「塩業整備臨時措置法（昭和三十四年法律第八十一号）」を「塩業の整備及び近代化的促進に関する臨時措置法（昭和四十六年法律第号）」に改める。

第二十七条第一項第七号中「塩業整備臨時措置法」を「塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法」に改める。

## 官外号報

最近における製塩技術の著しい進展にかんがみ、塩の製造方法を塩田式のものからイオン交換膜の利用によるものに転換して塩業の近代化を促進するため、塩業整理交付金を交付して塩田等の整理を行なうとともに、塩の価格の国際水準へのさや寄せを図る等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業特惠対策臨時措置法案（内閣提出）

### 一 議案の要旨及び目的

(一) 中小企業特惠対策臨時措置法案（内閣提出）

する特惠供与にともない、中小企業者がこれによつて生ずる需給構造の変化に即応することができるように、中小企業者が行なう事業の転換の一層の推進等を図るために、中小企業近代化施策のとするもので、その内容は次のとおりである。

社並びに従業員の数が五十人以下の会社及び個人

(二) 政令で定める業種については、資本の額又は出資の総額が政令で定める金額以下

の会社並びに従業員の数が政令で定められた会社及び個人

を円滑にするとともに、中小企業者が行なう事業の転換

とするとおりである。

### 1 目的

この法律は、特惠供与による需給構造の変化に対処し、中小企業の成長発展を図るために、中小企業者が行なう事業の転換を円滑にするための措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

### 2 定義

(1) この法律において「特惠供与」とは、関税暫定措置法第八条の二の特惠関税の規定によつて開発途上国若しくは開発途上の地域より関税についての特別の便益を与えること

と又は外国が国際連合貿易開発会議の決議に従い開発途上国若しくは開発途上の地域を原産地とする物品の輸入について関税に付するものとし、又はその事業

の目的物たる物品若しくはこれを使用し加若しくは増加の見通し、又はその事業

の目的物たる物品若しくはこれを使用しがあるため、その事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるこ

と。

(2) この法律において「中小企業者」とは、次

の者をいう。

(1) 資本の額又は出資の総額が五千万円以下

の会社及び個人

(2) 商業又はサービス業については、資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会

が適当である旨の認定を受けることができる。

(3) 資金の確保

国は、認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

### 3 特定事業の指定及び特定事業の転換計画の認定

(1) 次に該当する事業について、その事業を所管する大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきき政令で「特定事業」を定める。

(1) 特惠供与により、その事業の目的物たる物品と競争関係にある物品の輸入の増加若しくは増加の見通し、又はその事業

の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出の減少若しくは減少の見通しがあるため、その事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるこ

と。

(2) この法律において「中小企業者」とは、次

の者をいう。

(1) その事業について行なう中小企業者の事業の転換を行なうことが特に必要であると認められること。

(2) 特定事業について事業の転換を行なうとする中小企業者は、事業の転換に関する計画を都道府県知事に提出して、その計画

### 5 中小企業信用保険法による特惠関連保証の特例

(1) 中小企業信用保険法による普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特惠関連保証（普通保証、無担保保証又は特別小口保証）であつて、認定計画に従つて事業の転換を行なうに必要な資金に係るものを受けた中小企業者に係るものについては、特惠関連保証に係る保険関係の保険額の合計額を、それぞれの保険における中小企業者一人についての保険額の合計額と同額の別ワクとする。

(2) 普通保険の保険関係であつて、特惠関連保証に係るものについては、保険金額を保険額の百分の八十とし、てん補率を百分の八十八とする。

(3) 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特惠関連保証に係るものについての保険料の額は、保険金額に年百分の二以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

## 号報外

## 6

## 特定事業の特例

事業の用に供している減価償却資産を認定計画に従つて廃棄又は譲渡するときは、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

## 7

近代化施策の推進  
国及び都道府県は、特恵供与による需給構造の変化に対処して、中小企業者の事業の転換を円滑にするための措置とあわせて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

## 8

## 職業訓練の実施等

国は、中小企業が特恵供与による需給構造の変化に即応して事業の転換等を行なう場合においては、中小企業の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 9

## 指導及び助言

国及び都道府県は、中小企業者の依頼に応じて、その中小企業者が特恵供与による需給構造の変化に即応することができるよう必要な指導及び助言を行なうものとする。

## 10

## 特恵供与に伴う措置の運用

国は、この法律で定める特恵対策の措置と、関税暫定措置法で定める農水産物等に対する特恵関税制度の適用の停止及び緊急關稅

## その他の特恵供与の運用に関する措置とを、

その関連に配意しつつ有効適切に講ずるよう努めるものとする。

## 11 施行期日等

この法律は、昭和四十六年十月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行し、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

## 12 その他

報告の徴収、罰則等について定める。

## 二 議案の可決理由

本案は、特恵供与による需給構造の変化に対処し、中小企業の成長発展を図るためにの措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

また、本案に対しては、米原和君より日本共産党の提案にかかる修正案が提出されたが、少數をもつて否決された。

## 三 特恵対策並びに特恵関税の供与に関する措置

右修正案の内容は、特恵対策の範囲、特恵の影響についての認定及び国の財政、金融等の援助等について修正しようとするものである。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の

三の規定に基づき内閣を代表して官澤通商産業大臣から「修正案については遺憾ながらにわかつて成し難い。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

## 昭和四十六年三月二十三日

商工委員長 八田 貞義

衆議院議長 船田 中殿

## 〔別紙〕

中小企業特恵対策臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、特恵供与による需給構造の変化に対応し、構造改善事業の促進等中小企業の近代化対策を一層拡充強化するとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきものと認めた。

1 国及び地方公共団体は、労働者について、財蓄の奨励及び持家の取得を促進するための政策を講ずるように配慮するとともに、労働大臣、大蔵大臣及び建設大臣は、労働者財蓄形成政策基本方針を定め、これを公表するものとする。

大臣、大蔵大臣及び建設大臣は、労働者財蓄形成政策基本方針を定め、これを公表するものとする。

の他の重要事項を調査審議するため、労働者財産形成審議会を置くものとすること。

6 公務員等及び船員に関する特例について規定するものとすること。

7 この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、労働者財産形成貯蓄契約に係る課税の特例に関する規定は、昭和四十七年一月一日から施行するものとすること。

### 二 議案の可決理由

労働者の生活の安定を図るために、労働者の財産形成を促進する制度を創設することは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算(労働省所管)に「一億五百四十六万九千円、失業保険特別会計に五億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十六年三月二十三日

社会労働委員長 倉成 正

〔別紙〕

労働者財産形成促進法案に対する附帯決議  
政府は、労働者財産形成促進制度の創設にあたり、特に次の事項について配慮し、今後引き続き本制度の整備充実に努力すべきである。

一 勤労者財産形成制度全般については、さらに積極的な改善に努めること。
一 勤労者の持家建設の推進にあたり、適切な宅地の供給及び合理的な地価の形成等の土地対策及び物価対策が基礎的条件をなすことにかんがみ、これらの施策についても早急に検討すること。
一 本制度の充実を図るため、出資の増額について今後とも積極的に努力すること。
一 雇用促進事業団の財産形成業務を担当する部門は、他の部門から独立した組織として、その責任体制を明らかにすること。
一 事業主による賃金からの控除及び預入等の代行に伴い、取扱金融機関の選択については、労働者の意に反することのないよう配慮すること。

一 議案の要旨及び目的
1 国立の高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長及び教員に対する定期制通信教育手当の額の算定の基礎となる俸給月額に乘ずる割合を百分の十(俸給の特別調整額を受ける者にあつては百分の八以内)に引き上げること。
2 公立の高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長及び教員に対する定期制通信教育手当の額の算定の基礎となる俸給月額に乘ずる割合を1と同様に引き上げること。
3 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行すること。

一 勤労者財産形成促進法案に対する附帯決議 衆議院議長 船田 中殿
二 議案の可決理由
国・公立の高等学校の定時制教育及び通信教育の水準の向上を図るため、これらの教育にたずさわる校長及び教員に対する定期制通信教育手当の支給率を引き上げることは、時宜に適るものであると認め、本案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
一 本案施行に要する経費
昭和四十六年度文部省所管一般会計予算に七億五千五百三十万四千円が計上されている。

一 議案の要旨及び目的
1 建設業法の一部を改正する法律案(第六十五回国会閣法第一〇〇号、参議院送付)に関する報告書
衆議院議長 船田 中殿
二 議案の要旨及び目的
1 本案は、建設業者の資質の向上と請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護することとともに、建設業の健全な発達を促進することを目的としたもので、主な内容は次のとおりである。

1 本案は、建設業者の登録制度を業種別の許可制度に改め、一定金額以上の工事を下請にだす建設業者は特定建設業の許可を、その他の建設業
---

者は一般建設業の許可を受けなければならぬものとする。

2 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない請負代金を定めはならないものとする等請負契約に関する規定を整備した。

3 元請負人は、注文者から出来高払い等を受けたときは、当該支払に相応する下請代金を一月以内に下請業者に支払うものとする等下請保護に関する規定を整備した。

4 改正法の施行は、公布の日から一年後とし、施行の日現在において現行法による登録を受けている建設業者は、改正法の施行後二年間は現行法の登録制度により営業ができるものとする。

## 二 議案の可決理由

本案は、不良建設業者の発生を防止し、発注者の保護を図るとともに建設業の健全な発展を促進するための措置として適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十六年三月二十四日

建設委員長 金丸 信

衆議院議長 舟田 中殿

海洋科学技術センター法案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、海洋の開発の重要性にかんがみ、海洋の開発の促進に資するため、海洋科学技術センターを設立し、海洋科学技術に関する総合的試験研究、共用試験研究施設の供用、研修等海洋科学技術の向上を図るために必要な業務を行なわせようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

### (一) 目的

海洋科学技術センターは、海洋の開発に係る科学技術に関する総合的試験研究、研修等を行なうことにより海洋の開発に係る科学技術の向上を図ることを目的とするものとする。

### (二) 設立及び資本金

いわゆる「海洋科学技術センター」は、民間が発起し、科学技術庁長官の認可を受けて設立される法人とし、その資本金は、政府及び民間の出資によつて構成されるものとする。

### (三) 役員

1 センターに、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置き、これらはかかる非常勤理事三人以内を置くことができるものとする。

2 役員の選任には、科学技術庁長官の認可を受けるものとする。

3 本件は、衆議院議長の報告書

審議する機関として、評議員会を置くものとし、評議員は、海洋の開発について専門的な知識を有する者のうちから、科学技術庁長官の認可を受けて、会長が任命するものとすること。

### (四) 業務

1 海洋科学技術に関する総合的試験研究を行なうこと。

2 海洋科学技術に関する各種試験研究に共通して用いられる施設及び設備を保有し、これを海洋科学技術に関する試験研究を行なう者との共用に供すること。

3 海洋科学技術に関する研修を行なうこと。

4 海洋科学技術に関する資料を収集すること。

### 二 議案の修正議決理由

海洋科学技術に関する試験研究、研究者及び技術者の研修、試験研究施設を共用に供する等海洋科学技術の向上を図るための措置として、適切妥当なものと認めるが、海洋科学技術センター設立の目的について、平和と福祉の理念に基づくことを明確にする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

### (五) その他

1 所得税法、法人税法その他の関係法律について所要の改正を行なうものとすること。

2 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

3 本件は、衆議院議長の報告書

### 二 議案の修正議決理由

海洋科学技術に関する試験研究、研究者及び技術者の研修、試験研究施設を共用に供する等海洋科学技術の向上を図るための措置として、適切妥当なものと認めるが、海洋科学技術センター設立の目的について、平和と福祉の理念に基づくことを明確にする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

### (六) 監督

なお、本案に対して、別紙のとおり附帯決議を附すことにして決した。

3 本件は、衆議院議長の報告書

### 三 本件施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算總理府所管、科学技術庁に海洋科学技術センター出資及び助成

に必要な経費として、一億三千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十六年三月二十四日

科学技術振興対策特別委員長 渡部一郎

衆議院議長 船田中殿

〔別紙〕

(小字は修正)

(目的)

所得控除の引上げ

所得控除を次のとおり引き上げる。

イ 基礎控除 一九万円(現行 一八万円)

ロ 配偶者控除

一九万円(現行 一八万円)

ハ 扶養控除 一二万円(現行 一二万円)

イ その他の人的控除の引上げ

イ 残障者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ一万円(現行 一〇万円)に引き上げることとともに、特

別障害者控除を一五万円(現行 一四万円)に引き上げる。

ロ 母子家庭など、配偶者のいない世帯の

一人日の扶養親族に係る扶養控除を一四

万円(現行 一二万円)に引き上げる。

給与所得控除の引上げ

給与所得控除の定額控除を二三万円(現行 一〇万円)に引き上げる。

白色専従者控除の引上げ

白色申告書の専従者控除を一七万円(現行 一五万円)に引き上げる。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における所得税負担の現状にかえりみ、その負担の軽減を図るために、所得税の

減税を行なうとともに、税制の整備合理化を行なうため、おおむね次の措置を講ずることとしている。

右報告する。

〔二〕 所得税の減税

(1) 所得控除の引上げ

所得控除を次のとおり引き上げる。

イ 基礎控除 一九万円(現行 一八万円)

ロ 配偶者控除

一九万円(現行 一八万円)

ハ 扶養控除 一二万円(現行 一二万円)

イ その他の人的控除の引上げ

イ 残障者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ一万円(現行 一〇万円)に引き上げることとともに、特

別障害者控除を一五万円(現行 一四万円)に引き上げる。

ロ 母子家庭など、配偶者のいない世帯の

一人日の扶養親族に係る扶養控除を一四

万円(現行 一二万円)に引き上げる。

給与所得控除の引上げ

給与所得控除の定額控除を二三万円(現行 一〇万円)に引き上げる。

白色専従者控除の引上げ

白色申告書の専従者控除を一七万円(現行 一五万円)に引き上げる。

所得税制の整備合理化等

(1) 次の所得限度等について、それぞれ次の

よう引上げを行なう。

- イ 配偶者控除及び扶養控除の適用要件である所得限度
- ロ 給与所得者が確定申告を要しない所得限度
- ハ 資産所得の合計限度
- イ 二か所以上から給与を受ける場合の給与以外の所得の限度
- ハ 資産所得の合算課税を要しない所得限度
- ロ 給与収入の合計限度
- ハ 資産所得の合算課税を要しない所得限度
- イ 世帯員の資産所得の限度 配偶者控除額または扶養控除額(現行 五万円)
- ロ 世帯員のうちの子や孫についての資産所得以外の所得の限度
- ハ 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例の適用対象資産に、農地の上に存する耕作地の権利を加える。
- イ 基礎控除額(現行 一〇万円)
- ロ 予定納税基準額の計算の基準日を五月十五日(現行 六月一日)に改める。
- ハ 証券投資信託の信託財産につき納付した外国所得税は、その収益の分配に係る源泉徴収税額から控除する。
- イ 國際機関、外國法人等の発行する債券の利子について、国内における支払の取扱者に対し支払調書の提出を求める」ととする。
- ロ 申告書の公示限度を一、〇〇〇万円(現

除の適用対象とするため、学校法人立地による所得限度

学校法人立地による一定の各種学校の生徒をその対象に加える。

農業者年金の保険料を社会保険料控除の対象に加える。

行五〇〇万円)に引き上げる。

(12) その他、変動所得及び臨時所得の平均課税の適用要件を緩和する等所要の規定の整備を図る。

なお、以上の改正に伴う昭和四十六年度における減収見込額は、一、五七一億円となつてゐる。

二 請案の沙羅曲

本案は、今次税制改正の一環として、所得税負担の軽減を図るとともに、税制の整備合理化を図るための措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

別紙

附帯決議 所得税法の一部を改正する法律案に対する  
一 政府は、今後においても、所得、物価水準の  
推移等に即応し、所得税の負担の軽減合理化に  
努力すべきである。

政府は、中小企業について、個人及び法人を  
通じ、企業体質を強化するため、その税負担の  
適正化に努めるべきである。

(一) 政府は、交際費の支出が社会に与える影響にかえりみ、課税の強化措置につきさらに検討するとともに、過当広告及び不当広告についての規制措置の一環として、これらの広告に対する税制上の課税措置を設けることについて検討すべきである。

(二) 法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、法人税について、課税所得の計算の合理化等所要の整備合理化を図るため、おおむね次の措置を講ずることとしている。

(1) 完成工事補償引当金制度を製品保証等引当金制度に改め、その対象事業の範囲を拡充する。

(2) 寄付金の損金不算入制度の別なく損金算入を認める特定の公益法人の範囲を拡充し、社会福祉の増進に寄与する法人等を追加する。

(3) 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入制度の対象資産に、農地の上に存する耕作に関する権利を加える。

# 出) に関する報告書 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提)

(一) 本案は、法人税について、課税所得の計算の合理化等所要の整備合理化を図るため、おおむね次の措置を講ずることとしている。

四　その他申告書の公示限度を、二〇〇〇万円から二〇〇〇〇万円（一年決算の場合）に引き上げる等所要の規定の整備合理化を図る。  
なお、以上の改正に伴う昭和四十六年度における減収見込額は、二六億円となつてゐる。

一　議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、法人税につき所要の規定の整備合理化を図るために措置として時<sup>とき</sup>宜<sup>ふさ</sup>に適するものと認め、これを可決すべきものと議次した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

大蔵委員長 毛利 松平

〔別紙〕

法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　政府は、今後においても、所得、物価水準の推移等に即応し、所得税の負担の軽減合理化に努力すべきである。

一　政府は、中小企業について、個人及び法人を通じ、企業体質を強化するため、その税負担の適正化に努めるべきである。

一　政府は、租税特別措置については、常にその政策目的の合理性、政策手段としての有効性等

## 法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

四　その他申告書の公示限度を、二〇〇〇万円から二〇〇〇〇万円（一年決算の場合）に引き上げる等所要の規定の整備合理化を図る。  
なお、以上の改正に伴う昭和四十六年度における減収見込額は、二六億円となつてゐる。

一　議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、法人税につき所要の規定の整備合理化を図るために措置として時<sup>とき</sup>宜<sup>ふさ</sup>に適するものと認め、これを可決すべきものと議次した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十六年三月二十四日

衆議院議長 船田 中殿

大蔵委員長 毛利 松平

〔別紙〕

法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　政府は、今後においても、所得、物価水準の推移等に即応し、所得税の負担の軽減合理化に努力すべきである。

一　政府は、中小企業について、個人及び法人を通じ、企業体質を強化するため、その税負担の適正化に努めるべきである。

一　政府は、租税特別措置については、常にその政策目的の合理性、政策手段としての有効性等

公害対策等

一 政府は、交際費の支出が社会に与える影響にかえりみ、課税の強化措置につきさらに検討するとともに、過当広告及び不当広告についての規制措置の一環として、これらの広告に対する税制上の課税措置を設けることについて検討すべきである。

---

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、当面の経済社会情勢に即応して、公害対策、資源開発対策、企業本質の強化等に資するため所要の措置を講ずることも、輸出振興税制の見直しを行ない、交際費課税の強化を図る等のため、おおむね次の措置を講ずることとしている。

(1) 公害対策等

(2) 公害防止事業費事業者負担法による負担金について、その負担金を納付した時に一括」との選択を認める。

時に必要経費又は損金に算入することを認める。

(3) 事業協同組合が公害防止事業団から譲り受けた土地をその組合員に再譲渡する場合の登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を二年間延長する。

#### (二) 海外投資、資源開発対策等

(1) 海外投資損失準備金制度について、その内容を次のように拡充したうえ、適用期限を二年間延長する。

イ 出資比率の要件を緩和し、一法人一百〇%以上を日本側共同出資法人合計一

ロ 適用地域の制限を廃止する。ただし、新たに拡大される地域に係る準備金の積立率は一〇%とする。

(2) 石油開発投資損失準備金制度を資源開発投資損失準備金制度に改組し、その内容を次のように拡充したうえ、適用期限を昭和四十九年三月三十一日まで延長する。

イ 適用対象に、石油のほか金属鉱物その他特定の重要な資源を加える。

ロ 出資のほか、これに準ずる融資を積立ての対象とする。

ハ 積立率は、探鉱段階について一〇〇%、開発段階について二〇〇%とする。

(3) 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の適用期限を三年間延長する。

(4) 年金福祉事業団の住宅等に係る融資に伴う制度の適用期限を三年間延長する。

(4) その他に掲げる特別措置の適用期限を二年間延長する。

イ 鉱業用坑道の特別償却及び通気坑道の割増償却制度

ロ 原油備蓄タンクの割増償却制度

(5) 貯蓄奨励及び住宅対策

(1) 給与所得者が「労働者財産形成促進法」の規定に基づき使用者を通じて行なう貯蓄について、少額貯蓄非課税制度の別わくで、元本一〇〇万円を限度としてその利子等を非課税とする。

(2) 少額国債非課税制度の非課税限度を元本一〇〇万円(現行 五〇万円)に引き上げる。

なお、右の(1)及び(2)の改正規定は、四十七年一月一日以後に預入又は購入等をするものについて適用する。

(3) 住宅貯蓄控除制度について、次のとおり拡充を行なう。

イ 住宅貯蓄控除制度について、次のとおり拡充を行なう。

ロ 税額控除の限度額を二万円(現行 一万円)に引き上げる。

ハ 適用対象の範囲に一定の勤務先預金、生命保険契約及び損害契約を加える。

ハ 給与所得者については、年末調整の際に控除できることとする。

(5) 年金福祉事業団の住宅等に係る融資に伴う制度の適用期限を三年間延長する。

ハ 抵当権設定登記について、二年間登録免許税の税率を一、〇〇〇分の一(現行 一、〇〇〇分の四)に軽減する。

(6) 新築住宅の保存登記等の登録免許税の軽減措置について、その対象に準防火地域の一定の住宅を加えたうえ、適用期限は二年間延長する。

#### (四) 中小企業対策

(1) 青色事業者について、次の青色事業主特別経費準備金を創設する。

イ 青色事業者が、毎年の事業所得の五%相当額(最高一〇万円)を限度として、青色事業主特別経費準備金へ繰り入れた金額は必要経費に算入する。

ロ 準備金は、青色事業者が年齢六十五歳に達するまでの間毎年累積して繰り入れることができる。

ハ 青色事業者が廃業、引退等をした場合には、その時における準備金積立残高は一時所得の収入金額とみなす。これ以外の理由で取りくずした場合及び青色申告者でなくなった場合には、事業所得の総収入金額に算入する。

(1) 「農村地域工業導入促進法」の制定に伴い、特定事業を営む中小企業者が同法に基づく認定計画に従い事業転換をする場合には、当該計画に従つて処分すべき設備について計画期間内に償却できる制度を創設

する。

(3) 信用保証協会の抵当権の設定登記等について、二年間登録免許税の税率を一、〇〇〇分の一(現行 一、〇〇〇分の四)に軽減する。

(4) その他に掲げる特別措置の適用期限を二年間延長する。

イ 中小企業近代化促進法に基づき中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員が合併又は現物出資した場合の課税の特例措置

ロ 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度

ハ 協業のため現物出資した場合の所得税の納期限の特例措置

ニ 商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等の登録免許税の税率の軽減措置

ハ 「農村地域工業導入促進法」の制定に伴い、特定の農村地域への工業の導入を促進するため、工業等入地区へ進出する企業について初年度三分の一(建物等は五分の一)の特別償却及び事業用資産の買換との特例を認めるとともに、進出した企業の工業用地として農地を提供した個人の譲渡所得について、一五〇万円の特別控除を認める。

#### (五) 農林業対策

ハ 「農村地域工業導入促進法」の制定に伴い、特定事業を営む中小企業者が同法に基づく認定計画に従い事業転換をする場合には、当該計画に従つて処分すべき設備について計画期間内に償却できる制度を創設

裁定により譲渡した場合の譲渡所得について三〇〇万円の特別控除を認める。

(3) 個人の山林所得に係る森林計画特別控除制度について、その内容を合理化したらうえ、適用期限を二年間延長する。

また、山林所得に係る植林費特別控除制度については、一年間の経過措置を講じて、これを廃止する。

(4) 法人の造林費の特別償却制度について、その対象となる造林費に拡大造林のために支出したすべての費用を含めるとともに、特別償却の率を初年度三分の一（現行 五年間の均分償却）に改めたうえ、適用期限を二年間延長する。また、計画造林準備金については、造林費の特別償却との併用を認め、適用期限を二年間延長する。

(5) 農地保有合理化法人が農地保有合理化促進事業のために取得する農地等の移転登記等について、三年間登録免許税の税率を一・〇〇〇分の六（現行 所有権移転の場合、〇・〇〇〇分の五〇）に軽減する。

(6) 土地改良区等が国から開拓財産である農道等の譲与を受けた場合の登録免許税の課稅を免除する。

(7) てん菜糖みつを原料として製造した分みつをしない砂糖に係る砂糖消費税の税率を一キログラムにつき三円（現行 一六円）に引き下げる。

(8) その他次に掲げる特別措置の適用期限を二年間延長する。

イ 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度

ロ 農業生産法人に現物出資した場合の所得税の納期限の特例措置

ハ 入会林野整備等に係る土地等の現物出资による所有権の移転登記等の登録免許税の税率の軽減措置

(9) 企業体質の強化

(1) 船舶についての特別償却の率を初年度五分の一（現行 一〇分の一）に引き上げるとともに、大型航空機についても初年度五分の一の特別償却を認める。

(2) 電子計算機賃戻損失準備金制度について、一定の条件のもとに、現在認められて

いる電子計算機貸付会社以外の貸付会社に

資本金一〇〇億円以下  
一・五〇%（現行 ○・五%）  
○・五〇%（現行 ○・五%）  
メーカー  
資本金一億円以下  
一・五%（現行 一・一%）

(3) 「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法」の制定に伴い、同法に基づき交付される塗装整理交付金に対する課税について、固定資産の取得又は改良に充てた場合の圧縮記帳の特例等の措置を講ずる。

(4) 交際費課税における輸出交際費の特例を廃止する。

(5) 外航船舶の保存登記及び抵当権設定登記の登録免許税の税率の軽減措置についてその税率を一・〇〇〇分の一・五（現行 一、

業に対する特別割増を廃止し、割増償却率を輸出比率の八〇%（現行 一〇〇%）に縮減したうえ、適用期限を三年間延長する。

(2) 海外市場開拓準備金制度について、輸出貢献企業に対する特別割増を廃止し、積立率を次のように改めたうえ、適用期限を三年間延長する。

商社  
資本金一億円以下  
一・七%（現行 一・一%）

(3) 「塗装の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法」の制定に伴い、同法に基づき交付される塗装整理交付金に対する課税について、固定資産の取得又は改良に充てた場合の圧縮記帳の特例等の措置を講ずる。

(2) 土地税制について、次のとおり改正を行なう。

イ 都市計画法第五十六条（都市計画事業の施行予定地内における一定の土地の買取り）の規定により土地等が買い取られる場合を収用等の場合の課税の特例の対象に加える。

ロ 住宅地区改良事業の施行に伴い、地区外に改良住宅を建設するため土地等が買い取られる場合を三〇〇万円の特別控除の対象に加える。

○〇〇分の一）及び一・〇〇〇分の二（現行 一・〇〇〇分の一・五）にそれぞれ引き上げたうえ、適用期限を二年間延長する。

IV 交際費課税の強化

法人が支出する交際費の一部を損金不算入として課税を行なう制度について、損金不算入割合を七%（現行 六%）に引き上げたうえ、その適用期限を二年間延長する。

(5) その他

(1) 「塗装の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法」の制定に伴い、同法に基づき交付される塗装整理交付金に対する課税について、固定資産の取得又は改良に充てた場合の圧縮記帳の特例等の措置を講ずる。

(2) 土地税制について、次のとおり改正を行なう。

イ 都市計画法第五十六条（都市計画事業の施行予定地内における一定の土地の買取り）の規定により土地等が買い取られる場合を収用等の場合の課税の特例の対象に加える。

ロ 住宅地区改良事業の施行に伴い、地区外に改良住宅を建設するため土地等が買い取られる場合を三〇〇万円の特別控除の対象に加える。

ハ 地方公共団体等が収用事業者に代わって代替地を取得する場合を三〇〇万円の

(3) 外国船に係る特定の裸用船料について  
は、所得税の源泉徴収を免除する。

(4) 証券取引責任準備金制度の適用期限を二年間延長し、商品取引責任準備金制度及び特殊の外貨借入金の利子の税率の軽減措置の適用期限を一年間延長する。

(5) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる特定の公益法人の範囲を拡充し、社会福祉の増進に寄与する法人を追加する。

(6) 「卸売市場法」の制定に伴い、同法に基づく承認を受けて法人が合併した場合の合併等の登記に係る登録免許税の軽減措置を講ずる。

(7) その他所要の規定の整備を行なう。

二 議案の可決理由  
本案は、今次税制改正の一環として、公害対策、海外投資・資源開発対策、貯蓄奨励・住宅対策、中小企業対策、企業体質の強化等に資するため所要の措置を講ずるとともに、輸出振興税制の見直しを行ない、また交際費課税の強化を図る等、当面要請される諸政策に対応する税制上の措置として時宜に適するものと認め、これ可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに

決した。  
右報告する。

昭和四十六年三月二十四日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿  
〔別紙〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 政府は、今後においても、所得、物価水準の推移等に即応し、所得税の負担の軽減合理化に努力すべきである。

一 政府は、中小企業について、個人及び法人を通じ、企業体質を強化するため、その税負担の適正化に努めるべきである。

一 政府は、租税特別措置については、常にその政策目的の合理性、政策手段としての有効性等について慎重な検討を行ない、租税負担の公平の原則とのバランスに配慮しつつ、その整備合意化を図り、国民の信頼に応える税制の確立に努めるべきである。

一 政府は、交際費の支出が社会に与える影響にかえりみ、課税の強化措置につきさらに検討するところとともに、過当広告及び不当広告についての規制措置の一環として、これらの広告に対する税制上の課税措置を設けることについて検討す

#### 措置法案(内閣提出)に関する報告書

##### 議案の要旨及び目的

本案は、塩業の経済的諸条件の変化に対処して、新技術による塩の製造方法(イオン交換膜法製塩)への転換を基本にその近代化を促進して、塩業の自立化のための基礎を醸成するため、大要次のような措置を講じようとするものである。

##### 1 塩業整理交付金の交付等

1 日本専売公社(以下「公社」という。)は、昭和四十六年十二月三十日までに塩若しくはかん水の製造を廃止した者又は塩田におけるかん水の製造を廃止した者に対し、

一定の基準により、減価補てん費用、退職金支払費用及び転業助成費用を塩業整理交付金(以下「交付金」という。)として交付することとする。

2 交付金については、租税特別措置法で定めるところにより、所得税又は法人税を軽減することとする。

3 塩の製造者は、交付金の交付に係る費用の一部をうめるため、昭和四十七年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの三年間、公社に納付する塩について、一トンにつき七百円を限度とする納付金を公社に納付しなければならないこととする。

##### 2 塩業近代化のための措置

1 塩の製造者は、昭和四十七年四月一日以後当分の間、公社の承認を受けて製造した食卓塩等の塩を、公社の許可を受けて塩元

格の水準とすることを目途として、公社は昭和四十六年度から昭和五十年度までの各年度における目標価格を定めるものとし、

これらの各年度において収納価格を定めるときは、この目標価格を基準とし、その他の経済事情を参照してこれを決定するものとする。

##### 3 公社は、事業近代化計画書を提出した者は、事業近代化計画書を作成して公社に提出しなければならないこととする。

3 公社は、事業近代化計画書を提出した者が製造変更の許可を申請した場合には、

て、その計画が公社の定める一定の基準に適合しない等の場合には、その許可をしてはならないこととする。

4 公社は、当分の間、新規に塩又はかん水の製造の許可を申請する者について、その製造原価の見積りが公社の定める基準に適合しないと認めるときは、その許可をしないことができるのこととする。

##### 3 その他

1 塩の製造者は、昭和四十七年四月一日以後当分の間、公社の承認を受けて製造した食卓塩等の塩を、公社の許可を受けて塩元人に販売することができることとするとともに、塩元人は、その塩を他の塩元



交付するものとすること。

2 この法律は、昭和五十六年三月二十一日限り、その効力を失うものとすること。ただし、同日までに定められた公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び(一)の3により同日までに自治大臣が指定した公害防止対策事業については、なおその効力を有するものとすること。

#### (四) 他の法律の改正

地方交付税法等に所要の改正を加えるものとすること。

#### (五) 議案の可決理由

公害防止対策の一層の推進を図るため、地方公共団体が実施する公害防止対策事業に対する國の財政上の特別措置を定めようとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙とのおり附帯決議を附することに決した。

また、原案に対しては、日本共産党林百郎君より、対象事業の拡大、特例補助率の引上げ、起債対象事業の拡大及び基準財政需要額算入率の引上げ等を内容とする修正案が提出されたが、少數をもつて否決された。この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して秋田自治大臣から「修正案は政府として反対である。」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和四十六年三月二十五日

地方行政委員長 菅 太郎

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

公害の防止に関する事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公共団体における公害防止施策の円滑な推進を図るために、左記事項について検討すべきである。

一 地方公共団体における公害防止施策の実施状況等にかんがみ、本法の適用地域、及びその対象事業の範囲の拡大に努めること。

二 地方公共団体における公害防止対策事業費の急激な増加に伴う財政負担を軽減するため、公

共下水道の管渠部分についても特例補助対象に含めるとともに、公害防止事業についてその特例補助率、補助採択率、国庫補助基準額及び地方債充当率を引き上げる等の措置を講ずるよう努めること。

なお、不交付団体については、適切な財政措置を行なうよう配慮すること。

昭和四十六年三月二十五日

外務委員長代理 理事 青木 正久  
衆議院議長 船田 中殿

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約(第百三十一号)の締結について承認を求める件に関する報告書

#### (一) 本件の要旨及び目的

本条約は、一九二八年にジュネーヴに招集された国際労働機関の第十一回総会において採択されたもので、一九三〇年六月十四日に効力を生じている。

本条約は、締約国が、労働協約その他の方法により賃金を有効に規制する制度が存在していない若干の産業分野であつて、かつ、賃金が例外的に低いものに使用される労働者のために、最低賃金決定制度を創設し又は維持すべきこと、締約国は、最低賃金決定制度をいずれの産業分野に適用するかを自由に決定できること並びに最低賃金決定制度の性質、形態及びその運用方法を自由に決定することができるが、(1)制度の適用にあたつては関係のある労使の代表者等と協議すべきこと、(2)制度の運用には関係のある労使が平等に参与すること、(3)決定された最低賃金率は関係のある労使を拘束することを条件とするものであることを等について規定している。

なお、本条約は、国際労働機関のいずれの加

計画の策定を指示するとともに、その指示にあたつてはそれぞれの地域の実態に即応し、隣接地域を含めた広域的配慮を行なうこと。

右決議する。

盟国についても、その批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになつている。

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

#### (二) 本件の議決理由

本条約を締結することは、わが国の最低賃金制度の推進をはかるうえからも、また、労働問題の分野におけるわが国の国際的地位を高めるうえからも、きわめて有意義であると考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年三月二十五日  
外務委員長代理 理事 青木 正久  
衆議院議長 船田 中殿

#### (一) 本件の要旨及び目的

本条約は、一九七〇年にジュネーヴに招集された国際労働機関の第五十四回総会において採択されたもので、一九二八年の最低賃金決定制度条約(第二十六号)等を補足し、一般的に適用されるが開発途上にある国の必要を特に考慮したものである。

本条約は、締約国が、雇用条件に照らし対象とすることが適当である賃金労働者のすべての集団について適用される最低賃金制度を設置すべきこと、最低賃金の水準の決定にあたつては、できる限り、国内の賃金の一般的水準、生計費及び社会保障給付等を考慮に入れた労働者及びその家族の必要並びに経済開発上の要請等を含む経済的因素を考慮すべきこと、国内の条件及び必要を満たす最低賃金決定制度を創設し又は維持すべきこと等について規定している。

なお、本条約は、国際労働機関の二の加盟国の批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生じ、その後は、いずれの加盟国についても、その批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、一九二八年の最低賃金決定制度条約(第二十六号)の締結と相まって、わが国の最低賃金制度の推進をはかるうえからも、また、労働問題の分野におけるわが国の国際的地位を高めるうえからも、きわめて有意義であると考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年三月二十五日

外務委員長代理 理事 青木 正久

衆議院議長 船田 中殿

国際労働機関の総会がその第三十二回まで

の会期において採択した諸条約の一部改正

で条約の運用に関する報告の国際労働機関の理事会による作成に関する規定の統一を目的とするものに関する条約(第百十六号)の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、一九六一年にジュネーヴに招集された国際労働機関の第四十五回総会において採択されたもので、一九六二年二月五日に効力を生じてゐる。

右報告する。

昭和四十六年三月二十五日

外務委員長代理 理事 青木 正久

衆議院議長 船田 中殿

なお、本条約は、正式の批准が、国際労働事務局長に通知された日に、わが国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、理事会による条約の運用報告の作成及び改正問題の検討が、彈力的かつ効率的に行ないうるようになるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年三月二十五日

外務委員長代理 理事 青木 正久

衆議院議長 船田 中殿

本条約は、国際労働機関の第三十二回総会までに採択された諸条約の最終条項の一部を改正するものである。前記諸条約の規定では、国際労働機関の理事会(以下「理事会」という。)は、それぞれの条約に定める五年又は十年の期間」といふに、当該条約の運用に関する報告を総会に提出し、また、同条約の改正問題を総会の議題とすることの可否を検討することになつてゐるが、これらの規定は、本条約によつて、理事会が必要と認めるときにこれを行なうことに改正される。

昭和四十六年三月二十五日 衆議院会議録第二十一号(二)

明治二十五年三月三十日  
種類便物認可

定価一部四十円  
(配送料共)  
発行所  
大藏省印刷局  
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号二〇七  
電話 東京 五八二一四四二二(大代)